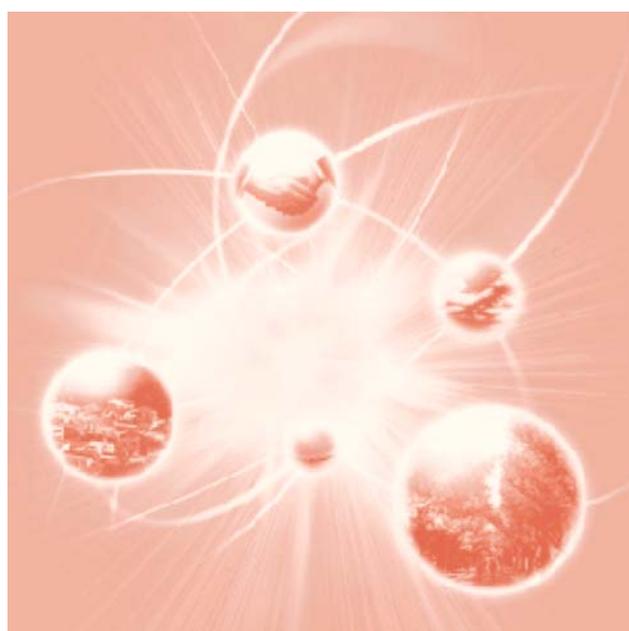


自主防災組織の手引

— コミュニティと安心・安全なまちづくり —



消 防 庁

改訂版の発行にあたって

「自主防災組織の手引」平成23年3月改訂版では、第4章の事例集を一新し、さらに多くの活動事例を掲載しました。また、本文についても社会情勢の変化を踏まえ、記述の一部改訂を行ったところです。

本手引の改訂にあたり助言を頂いた関西学院大学教授の室崎益輝先生に感謝するとともに、本手引が地域の防災活動の一層の充実のみならず、地域コミュニティの維持・向上にも寄与することを期待いたします。

平成23年3月

消防庁

はじめに

近年、集中豪雨等の自然災害、火災や事故等により、各地に大きな被害が発生しており、その態様も多様化、大規模化の傾向を示しています。また、近い将来においては、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生が懸念されており、安心・安全に関する地域住民の皆さんの関心が高まっています。

平成7年1月17日に発生し、戦後最大の被害をもたらした阪神・淡路大震災の経験から、私たちは地域における防災活動の重要性、自主防災組織の必要性について極めて貴重な教訓を得ました。自主防災組織の組織率も平成7年の43.1%から平成18年には66.9%まで伸びています。このように自主防災活動の広がりはみられるが、全国をみると活動が活発な地域がある一方、停滞気味の地域もあるなど地域による差も依然みられます。

自主防災組織も防災活動だけを行うのではなく、地域のコミュニティとして地域の様々な活動と防災活動を組み合わせること、同時に消防団や地域の様々な団体と連携することが活動の活性化や継続につながっていきます。つまり、普段からの地域での活動や連携が防災活動にとって重要な要素であるということです。

この「自主防災組織の手引」は、消防庁が昭和48年に初めて作成したもので、これまでに何回かの改訂が行われています。今回は、有識者等からなる「自主防災組織の手引」改訂委員会を組織し、地域における連携と安心安全なまちづくりをキーワードに大幅に加筆するとともに、優れた活動事例を多く掲載させていただいたところです。

これから自主防災組織を立ち上げる地域の方々、また、これまで取り組んでいた自主防災活動をさらに充実させたいの方々にとってこの「手引」がお役に立っていただけることを期待します。

平成19年3月

「自主防災組織の手引」改訂委員会

座長 室崎 益輝

手引の活用について

○ 手引について

この手引は、地域の安心・安全の確保という観点を踏まえ、従来の自主防災組織の役割（意義）や活動に加え、自主防災活動を支える人材の育成、地域の様々な団体との連携、災害時要援護者対策などに触れるとともに、防災をはじめとする様々な地域活動を通じたコミュニティの醸成についても記述し、こうした活動の推進が、組織や活動の活性化、強化につながるよう、事例等を加えて紹介しています。

○ 手引の活用

既に結成されている自主防災組織やこれから自主防災組織の結成を考えている自治会、地域住民の方、各市町村の防災担当者等が、今後自主防災組織の活動をすすめていくなかで、どこからでも読める冊子となっていますが、次のようにご活用されることをおすすめします。

1. これから自主防災組織の結成をお考えの方へ

これから自主防災組織の結成をお考えの自治会、地域住民の方は、まず組織の結成に向けた取組みや結成の際に必要な規約や防災計画の作成、自主防災組織の活動等を中心に読むことをおすすめします。

- ① 自主防災組織の必要性について
 - 第1章 第2節 自主防災組織の必要性 (P. 5)
- ② 自主防災組織の結成・運営
 - 第2章 第2節 自主防災組織の整備 (P. 13)
 - 資料編1 組織づくりと運営のポイント (P. 155)
- ③ 自主防災組織の活動について
 - 第2章 第3節 自主防災組織の活動 (P. 31)
 - 資料編2 実践に向けた活動のポイント (P. 166)

2. 既に自主防災組織を結成されている方へ

現在の自主防災組織の活動状況にあわせて、必要な知識の習得、情報の収集にご活用ください。

また他の地域で行っている活動を参考にしたい場合は、防災活動事例をご覧ください。

- ① 自主防災活動を確認したい
 - 第2章 第3節 自主防災組織の活動 (P. 31)
 - 資料編2 実践に向けた活動のポイント (P. 166)
- ② 他の団体と連携して活動を活性化したい
 - 第2章 第4節 連携による活動の活性化 (P. 66)
 - 第3章 地域コミュニティによる安心・安全の構築に向けた取組み (P. 87)
- ③ 他の地域で行っている活動を知りたい
 - 第4章 よりよい防災活動へ向けた事例集 (P. 97)

3. 市町村の防災担当の方へ

市町村で実施する自主防災組織の育成に向けた資料としてご活用ください。

○この手引はホームページからもご覧いただけます

この「自主防災組織の手引」は消防庁のホームページからも閲覧・ダウンロードができます。

ホームページアドレス : <http://www.fdma.go.jp/>

— 目 次 —

はじめに

手引の活用について

第1章 安心・安全な地域づくりに向けて

第1節 地域の安心・安全が求められる背景	1
1. 自然災害の多発と大規模な地震災害の切迫性	1
2. 地域社会とのつながり、結びつきの希薄化	3
第2節 自主防災組織の必要性	5
1. 住民が安心・安全に暮らすための取組み	5
2. 地域における自主防災組織の意義と役割	6

第2章 地域防災力の向上に向けて

第1節 自主防災組織の沿革と課題	9
1. 自主防災組織の沿革	9
2. 自主防災組織の課題と今後の展開	11
第2節 自主防災組織の整備	13
1. 組織の結成	13
2. 組織の規模	15
3. 組織の編成	16
4. 組織の運営	18
5. 財源確保及び活動費を抑える工夫	23
6. 組織を担う人材の募集・育成	25
第3節 自主防災組織の活動	31
1. 日常における活動	31
2. 地震災害時の活動	52
3. 風水害時の活動	61
第4節 連携による活動の活性化	66
1. 連携の考え方	66
2. 自主防災組織間の連携	68
3. 消防団との連携	70
4. 地域の様々な団体との連携	72

第3章 地域コミュニティによる 安心・安全の構築に向けた取り組み

第1節 地域の安心・安全の確保に向けて	87
1. 地域の力を集結させた安心・安全なまち	87
2. 「地域安心安全ステーション」の考え方	87
第2節 具体的な連携の進め方	89
1. 自主防災組織の設立と充実が不可欠	89
2. 地域における連携・ネットワーク化	89
3. 地域の活動の場(活動拠点)づくり	91
4. モデルケースとステーションの機能	92
5. 地域安心安全ステーションモデル事業の実施と成果	93

第4章 よりよい防災活動へ向けた事例集

防災活動事例 掲載一覧	97
第1節 連携による自主防災組織の活性化	99
第2節 地域に根付いた防災活動	109
第3節 人材の育成や掘り起こしによるひとづくり	118
第4節 地域の特性に応じた防災活動	124
第5節 様々なアイデア活動	131
第6節 災害時要援護者対策	138
第7節 被災経験を活かした活動の一層の向上	144

資料編

資料編1 組織づくりと運営のポイント

1-1 自主防災組織の運営と活動計画	155
1-2 自主防災組織連絡協議会	164

資料編2 実践に向けた活動のポイント

2-1 知っておきたい日常的な活動のポイント	166
2-2 自分たちのまちを知る活動	170

資料編3 防災豆知識

3-1 わが国の自然災害の特徴と対策	176
--------------------	-----

資料編4 統計データ・法令・情報

4-1 自主防災組織の状況	178
4-2 関連法令集	187
4-3 防災に関する情報	191

資料編5 改訂経過

5-1 改訂経過	197
5-2 改訂委員会設置要綱	198
5-3 委員会名簿	199

コラム目次

ささえあう関係づくりが地域の防災機能を高める	4
住民の防災意識を把握し、参加を促し、組織の結成へつなげるために	26
安心安全なまちづくりに向けた人材(ポニター)の育成(春日井市)	28
次代を支える人材の育成に向けて～防災教材の活用～	30
日常の活動は優良な活動事例を参考に～防災まちづくり大賞～	32
住宅用火災警報器の義務化について	35
正確な情報収集、伝達の必要性	40
防災ゲーム クロスロードについて	44
親しみやすい日常における活動の工夫	51
住民の収集する災害情報をどのように活かすか	54
地震の後の電気による火災(通電火災)に注意	56
雪害、火山災害における活動	64
活動についてもっと知るために～自主防災組織教育指導者用教本～	6565
地域の活動や行事と結びついた連携の考え方	67
自分たちのまちの防災マップを作ろう	7575
先進事例にみる災害時要援護者の避難支援対策	7878
災害ボランティアのスムーズな受け入れのために	81
地域安心安全ステーションに関するホームページ	88

第1章 安心・安全な地域づくりに向けて

第1章 安心・安全な地域づくりに向けて

第1節 地域の安心・安全が求められる背景

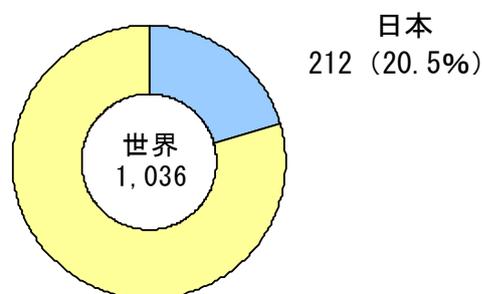
1. 自然災害の多発と大規模な地震災害の切迫性

我が国は、その位置、島国特有の急峻な地形、地質、気象等の自然条件から、地震、台風や梅雨前線による集中豪雨、洪水、土砂災害、大雪、火山噴火等による自然災害が発生しやすい環境にあり、人口や構造物、建物の密集といった社会的条件が重なることによって、ときに深刻な被害をもたらすことがある。

近年では、多くの尊い命が失われた平成7年の阪神・淡路大震災以降、平成16年には梅雨前線や観測史上最多の台風上陸等による風水害・土砂災害が発生し、平成17年から18年にかけての冬季および平成22年から23年にかけての冬季には大雪により百名単位の犠牲者が報告されている。さらに平成23年3月には、東北地方太平洋沖で大規模な地震が発生し、津波による甚大な被害が生じている。

特に地震災害については、世界全体に占める日本の災害発生割合は非常に高く、世界中でマグニチュード6.0以上の大規模な地震が10回発生した場合、そのうち2回は日本で起きているというくらい国土面積に対して地震が発生しやすく、加えて四方を海に囲まれているため、津波被害が発生しやすい環境にある。

図1-1 マグニチュード6.0以上の地震回数



※ 2000年から2009年の合計。
日本については気象庁、世界については米国地質調査所(USGS)の震源資料をもとに内閣府において作成。

資料:内閣府「防災白書」

いつ起きてもおかしくないと言われる東海地震及び東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震の切迫性に加えて、風水害や火山災害、雪害といった、過去の災害教訓を踏まえると、行政による対応のみでは被災者の救助や消火活動等に限界があるため、住民自身・相互の活動体制をいかに整えるかが今後の課題となっている。

表 1-1 近年発生した主な災害とその被害について

年 月 日	災 害 名	被害の状況		
		死者 行方不明者	負傷者	建物等の被害
平成 7. 1. 17	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	6,437	43,792	住家全半壊 249,180 一部損壊 390,506
平成 12. 3. 31	有珠山噴火	0	-	住家全半壊 474 一部損壊 376
平成 12. 7. 8	三宅島噴火	0	-	-
平成 16. 10. 23	新潟県中越地震	68	4,805	住家全半壊 16,985 一部損壊 105,682
平成 17. 12~ 平成 18. 3	平成 18 年豪雪	152	2,145	住家全半壊 46 一部損壊 4,667
平成 19. 7. 16	新潟県中越沖地震	15	2,346	住家全半壊 7,040 一部損壊 37,301
平成 20. 6. 14	岩手・宮城内陸地震	23	426	住家全半壊 176
平成 21. 7	中国・九州北部豪雨	35	59	住家全半壊 151 一部損壊 231
平成 21. 8. 10	台風第 9 号	27	23	住家全半壊 1,313 一部損壊 33
平成 22. 6~7	梅雨期における大雨	21	21	住家全半壊 116 一部損壊 208
平成 22. 11~ 平成 23. 3	大雪	128	1,491	住家全半壊 21 一部損壊 558
平成 23. 1. 26	霧島山(新燃岳)噴火	0	36	-
平成 23. 3. 11	東北地方太平洋沖地震	調査中	調査中	調査中

- ※ 平成 19 年新潟県中越沖地震は平成 21 年 10 月 15 日現在の数値
- ※ 平成 20 年岩手・宮城内陸沖地震は平成 22 年 6 月 18 日現在の数値
- ※ 平成 21 年中国・九州北部豪雨は平成 22 年 3 月 25 日現在の数値
- ※ 平成 21 年台風第 9 号は平成 22 年 3 月 15 日現在の数値
- ※ 平成 22 年梅雨期における大雨は平成 22 年 9 月 9 日現在の数値
- ※ 平成 22 年から 23 年にかけての大雪は平成 23 年 3 月 7 日現在の数値
- ※ 霧島山(新燃岳)噴火は平成 23 年 3 月 8 日現在の数値

資料:消防庁

関連資料 → 防災豆知識 (P.176 ~)

2. 地域社会とのつながり、結びつきの希薄化

地域社会におけるつながり、結びつきといったコミュニティ機能は、住民同士の支え合いや危険要因の除去、注意喚起等、災害だけでなく犯罪や福祉、教育、環境等の様々な問題を解決する際に、その役割を果たしてきた。

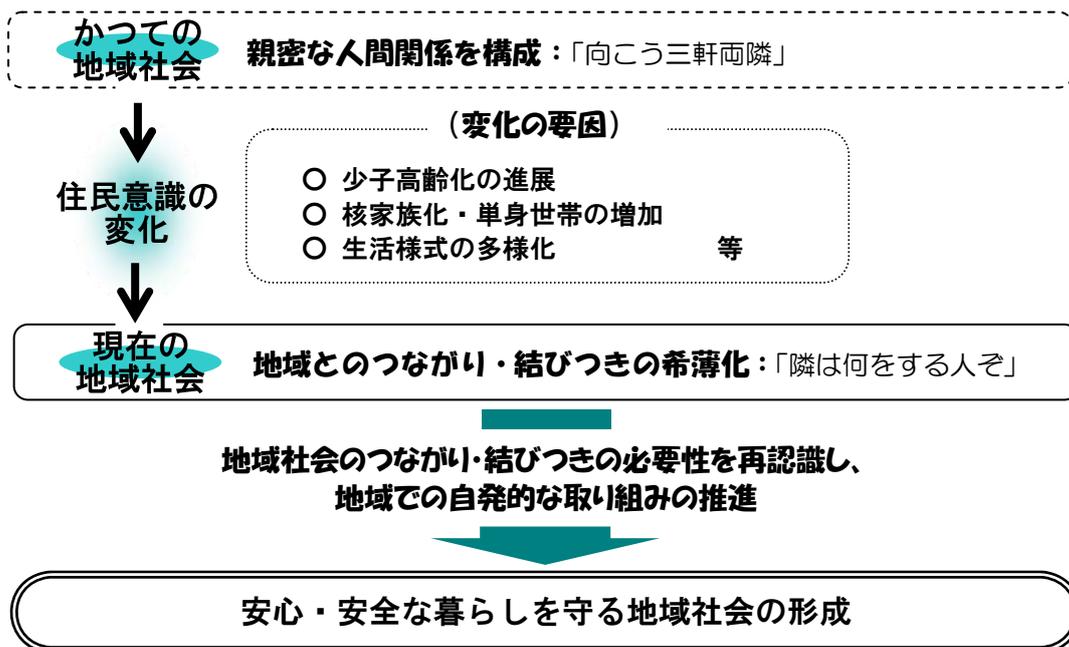
しかしながら、現代社会では住民の生活様式の多様化、少子高齢化社会の進展、さらには核家族化、単身世帯の増加にみられる世帯構成の変化等、様々な要因によって、かつての「向こう三軒両隣」という地縁、血縁によって構成されていた親密な人間関係が崩壊し、「隣は何をする人ぞ」といった言葉に象徴されるように、地域社会とのつながり、近隣住民との結びつきが希薄になりつつある。

一方で、頻発する自然災害や凶悪な犯罪等の多発による地域生活への不安が高まるなか、住民の地域・近隣とのつながり、結びつきの必要性が再認識され、地域コミュニティのなかで、自発的な取組みが進められるようになってきている。

地域コミュニティの崩壊は地域の活力だけでなく、地域の安心・安全を脅かす原因となることから、自主防災活動をむしろコミュニティ維持・復活の重要な切り口と位置づける積極的な視点が必要となる。

こうした取組みの推進は、防災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしのために重要なことであり、今後各地で地域住民の創意工夫による主体的な活動がますます求められる。

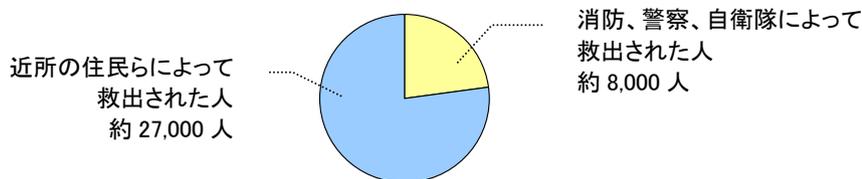
図1-2 希薄になりつつある地域社会の現状と求められる取組み



ささえあう関係づくりが地域の防災機能を高める

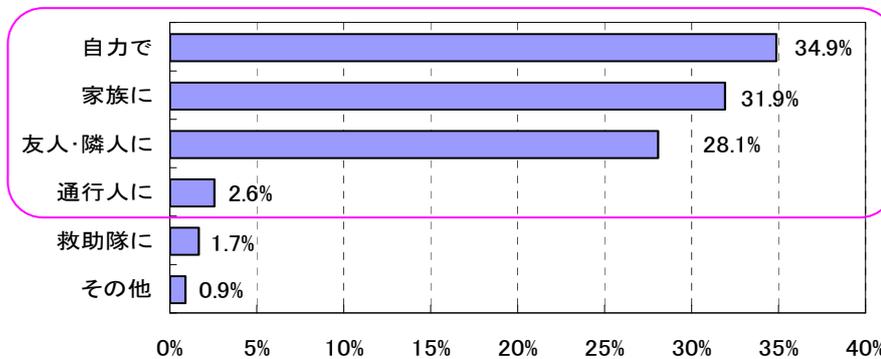
多くの犠牲者を出した平成7年1月の阪神・淡路大震災では、普段からの近隣や地域社会とのつながり、結びつきがきわめて重要であることが再認識されることとなった。阪神・淡路大震災では、瓦礫の下から救出された人のうち約8割が家族や近所の住民らなどによって救出されたという報告がある（図1）。また、特定の地域では自力または家族や近所の住民によって救出された割合が90%を超えるという調査結果もある（図2）。

図1 阪神・淡路大震災における市民による救助者数と消防、警察、自衛隊による救助者数の対比



出典：河田恵昭：大規模地震災害による人的被害の予測，自然災害科学 Vol.16, N.1, pp.3-14, 1997

図2 生き埋めや閉じ込められた際の救助



出典：(社)日本火災学会：兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書(神戸市内、標本調査)

また、発災後の活動では、震源地に近く全半壊の建物が8割と甚大な被害を受けたにも関わらず、普段からの見守りネットワーク活動が機能し、さらには近隣同士の助け合い、消防団の活躍により、発災当日の午後3時すぎには全員の安否確認が終了した旧北淡町富島地区（現淡路市）の例や、地区ぐるみでのバケツリレーによって火災の拡大を食い止めた神戸市長田区真野地区での活動にみられるように、普段から支え合う関係が、大規模災害における犠牲を最小限に食い止めるために大きな役割を果たしている。

こうした例からも、普段から支え合う関係をつくり、地域社会とのつながりを持つことの重要性がみてとれる。

第2節 自主防災組織の必要性

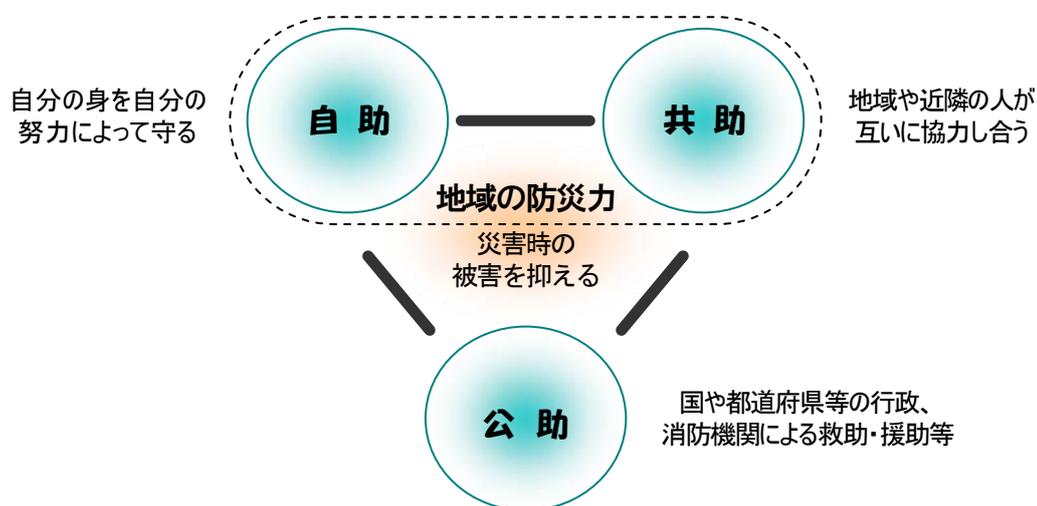
1. 住民が安心・安全に暮らすための取組み

住民が安心・安全に暮らすための取組みとしての防災対策は、いうまでもなく災害が発生しやすい「自然条件」に加えて、人口が密集し、土地利用が高度化し、危険物が増加する等の「社会的条件」を併せ持つ我が国において、国土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守る、行政上最も重要な施策の一つである。

しかしながら、ひとたび大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、国や都道府県、市町村の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられるため、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要である。そして「自助」「共助」「公助」が有機的につながることで、被害の軽減を図ることができる。

特に地域で協力し合う体制や活動（共助）は、自主防災組織が担うべき活動の中核である。

図1-3 自助・共助・公助



2. 地域における自主防災組織の意義と役割

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織である。災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第5条第2項）として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されている。

組織の充実にあたっては、災害の種別、地域の自然的、社会的条件、住民の意識等が、地域によって様々であることから、活動の具体的範囲及び内容を画一化することは困難である。よって、各市町村において地域の実情に応じた組織の結成が進められることが必要である。自主防災組織は、地域において「共助」の中核をなす組織であるため、自治会等の地域で生活環境を共有している住民等により、地域の主体的な活動として結成・運営されることが望ましい。

特に災害によって地域が孤立した場合には、こうした普段から生活環境を共有している住民同士が相互に協力し合う「共助」が被害の軽減のために、最も重要な行動となる。平成16年の新潟県中越地震における旧山古志村（現長岡市）で、発災当日に住民の全ての安否を確認できたことは、こうした「共助」の最たる例といえる。

なお、自主防災組織が日頃から取り組むべき活動としては、防災知識の普及、地域の災害危険の把握、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災用資機材の整備等がある。また災害時においては、情報の収集・伝達、出火防止・初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、給食・給水等の活動があげられる。

そのほかにも、地域の活動団体と協力しながら、例えば家屋の耐震診断や家具の転倒防止を進めるといった防災活動や、住宅防火対策として住宅用火災警報器の普及啓発、環境、福祉活動を行う等、その活動は多様なものとなっている。

（解説）「隣保協同の精神」と自主防災組織

隣保協同の精神とは、「となり近所の家々や人々が役割を分担しながら、力・心を合わせて助け合う」ことをいう。

隣保…となり近所の家々や人々との日常的なつながり

協同…役割を分担しながら、力・心を合わせて事にあたること

自主防災組織は、災害に対して地域・近隣で協力しあえる組織として、隣保協同の精神に基づく活動が求められているのである。

第2章 地域防災力の向上に向けて

第2章 地域防災力の向上に向けて

第1節 自主防災組織の沿革と課題

1. 自主防災組織の沿革

住民による自主的な防災組織や活動は、これまで火災や風水害等への対策として大きな役割を果たしてきたが、常備消防による消防防災体制の整備や、河川改修等のハード面での防災対策の充実に伴い、また前述したような社会環境の変化や住民意識の変化によって、地域住民相互の助け合いとしての防災の機能は低下しつつあった。

しかしながら、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の被害を教訓に、「自分たちの地域は自分たちで守る」という観点から自主防災組織の重要性が見直され、各地で自主防災組織の育成に積極的に取り組まれるようになってきている。

また、近年は自然災害ばかりでなく凶悪な犯罪等、地域の安心・安全な暮らしを脅かす不安は多様化してきており、地域社会にとっての重要なテーマとなっている。こうした背景を踏まえ、自主防災組織やコミュニティ等の住民パワーを活かし、地域の安心・安全を確保するため、防災・防犯等に幅広く対応する地域拠点・ネットワークの創出に取り組むことが重要となっている。

昭和36年の災害対策基本法制定以降、自主防災組織の位置づけは、次のように変化している。

表2-1 災害対策基本法制定以降の自主防災組織における変遷の経緯

時期	背景	自主防災組織への動き・特徴
(第一期)	昭和30年代 伊勢湾台風の被害を受けて、災害対策基本法が昭和36年11月に成立。	地域防災意識の芽生え ○ 防災基本計画において、公的な文書の中で「自主防災組織」という言葉が初めて使われた。 ○ この時期はまだ被災者救援を効率化する行政への協力組織の一つとして位置づけられていた。

表 2 - 1 災害対策基本法制定以降の自主防災組織における変遷の経緯（つづき）

時 期	背 景	自主防災組織への動き・特徴
（第 II 期） 昭和 40 年代後半	大都市震災対策推進要綱が中央防災会議で策定される。	<p>自主防災組織による地域防災力の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防庁防災業務計画を改定し、大都市震災対策の一つとして自主防災組織の整備について初めて規定。 <p>（この時期の自主防災組織の特徴）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地震災害対応中心 ② 都市部での災害対応を想定 ③ 発災初期の減災への組織的な対応 ④ 組織化の主たる基盤は町内会 等
（第 III 期） 昭和 50 年代	<p>「東海地震説」の発表（昭和 51 年）。</p> <p>宮城県沖地震（昭和 53 年）、長崎水害（昭和 57 年）等の大規模災害が発生。</p>	<p>自主防災組織の結成、環境整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織の結成が進み、資機材整備費用の助成、訓練時の事故に対する補償制度創設等の環境整備がなされた。 <p>（この時期の自主防災組織の特徴）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地震のみならず風水害等災害全般を視野 ②地方においても自主防災組織が必要 ③活動カバー率の地域間格差の存在 等
（第 IV 期） 平成 7 年以降	<p>阪神・淡路大震災が発生。（平成 7 年 1 月）</p> <p>地域の安心・安全な暮らしを脅かす不安の多様化。（自然災害、犯罪等）</p> <p>平成 16 年 5 月の経済財政諮問会議において「地域安心安全アクションプラン」が示される。</p>	<p>地域防災力の重要性の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法の改正では、初めて「自主防災組織」の育成が行政の責務の一つとして明記された。 ○ 自主防災組織の育成強化に向けて、リーダー養成や指針等の策定等を今後行うべきこととして具体的に示される。 ○ 資機材整備を促進するための国庫補助制度*が創設され、全国的に自主防災組織結成が促進される。 <p>地域の安心・安全な暮らしへの新たな取り組みへ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域において安心・安全な生活を確保していくため、コミュニティ活動をベースとした地域の防災・防犯体制の強化を図ることが重要となる。 ○ 自主防災組織や各種団体等と連携し、安心安全パトロールや初期消火、応急手当等を総合的に実施する「地域安心安全ステーション」の展開。

参考文献：「自主防災組織」その経緯と展望（黒田洋司 平成 11 年地域安全学会論文報告集）

* この国庫補助制度は三位一体の改革により平成 18 年度より税源移譲の対象となったため、現在は行われていない。その他の助成制度としては、財団法人自治総合センターにおける「コミュニティ助成事業（自主防災組織育成助成事業）」等がある。

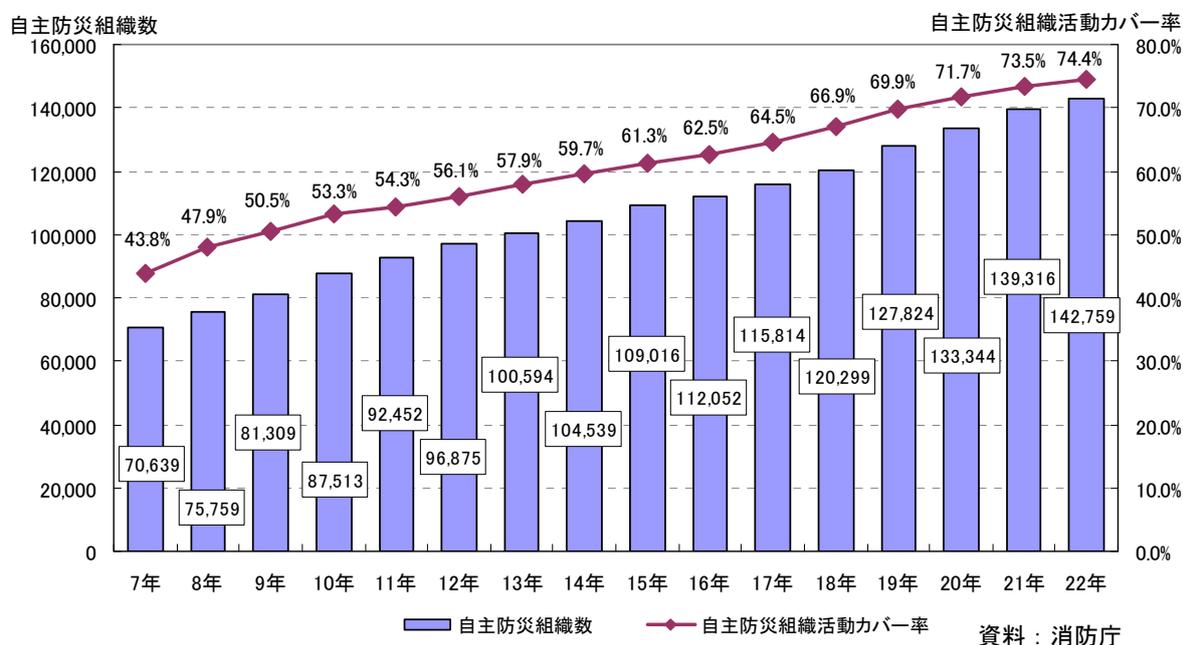
2. 自主防災組織の課題と今後の展開

地域防災力の向上に向けた住民の活動は、様々なコミュニティ活動の核にもなるべきものである。

そして、防災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしへの関心や意識が、日常生活のなかで高まることによって、自主防災活動が活性化するとともに、希薄になりつつある地域社会での連帯意識が醸成されていくことも期待される。

平成22年4月1日現在、全国の自主防災組織の結成状況（各年4月1日時点）は、全国1,750市区町村のうち1,621市区町村で設置され、その数は14万2,759組織で、自主防災組織活動カバー率（全国世帯数に対する自主防災組織が活動範囲としている地域の世帯数の割合）は74.4%（前年比0.9ポイント増）であり、平成7年以降、活動カバー率等は年々増加傾向にある。阪神・淡路大震災で得た教訓「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の定着・実践が図られているとみられる。しかしながら地域によって結成状況に大きな差もみられるため、今後も活動カバー率のさらなる向上が求められている。

図2-1 自主防災組織等の推移（各年4月1日現在）



また、消防庁による「自主防災組織の活動体制等の整備に関する調査研究報告書」（平成8年3月）では、自主防災組織の運営、活動において、高齢化や昼間の活動要員の不足、活動に対する住民意識の不足、リーダーの不足のほか、会議や訓練の準備活動に使う活動拠点の不足、活動のマナー化等の課題が指摘されている。

こうした課題は、現在においても自主防災組織の悩みであり、組織の活動環境や人的・物的資源の不足、日常や災害時の活動上の問題等、様々な条件が重なって生じているとみられるが、組織が比較的小規模であることもその要因の一つとして挙げられる。

したがって、自主防災組織における今後の展開としては、近隣の自主防災組織が連絡を密にし、課題の解消や大規模災害時への対応に備えるとともに、消防団をはじめとする様々な地域活動団体との連携を図りながら地域のすべての力を集結した取組みを進めることが重要である。また住民の自主防災組織への参加意識を高めるほか、活動に参加しやすい工夫や新たな切り口による活動の活性化等が必要であると考えられる。

そのほか平成16年6月に成立した武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）においても、自主防災組織の「地域の安心・安全を守る」活動として、大規模災害時の初動対応のような避難住民の誘導や被災者の救援等の局面での協力が期待されている。

写真 国民保護パンフレット（消防庁）



関連資料 → 自主防災組織の状況 (P.178 ~)

第2節 自主防災組織の整備

1. 組織の結成

自主防災組織を結成するためには、地域住民が強制的なものではなく、自発的に参加することはもちろんであるが、無理せず継続的に参加することも重要である。まずはひとりでも多くの住民が防災への関心を持てるよう、「地域でともに安心・安全な暮らしを守る意識」の啓発に努め、市町村や消防機関等と協力しながら活動への関心を持ってもらうための情報の提供を行い、参加のきっかけづくりをしていく必要がある。

また、実際に自主防災組織を結成する場合には様々な手法が考えられる。主な手法としては、自治会等の既にある団体をベースとする場合が一般的であるが、既存の組織とは別に、新たな組織として結成する手法もみられる。

表 2-2 組織の結成にあたって

手 法	説 明
既にある団体を活用する場合	<ul style="list-style-type: none">・自治会等の既存の団体を、そのまま自主防災組織として兼ねる。・既存の団体の下に、別に自主防災部門をつくり、その部門を自主防災組織とする。
新たな組織として結成する場合	<ul style="list-style-type: none">・地域住民に働きかけながら、既存の組織とは別に、新たな組織を結成する。

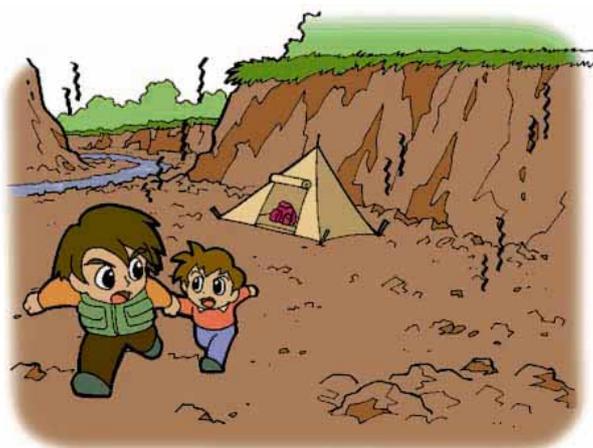


**自主防災活動への関心を持ってもらうための
情報の提供、自主防災組織への参加のきっかけとなる取組みが必要**



なお、自主防災組織づくりのためには、何らかの契機が必要であり、それを如実につかみ、どのように育てていくかが大切である。組織化の契機をうまくつかみ、それを大切に育てあげることのできた例を見ると、次のようなものがある。

- 東海地震、東南海・南海地震の発生が予想され、住民の防災についての関心も高まり、組織づくりの基盤が自然にできた。
- 過去に風水害や地震災害を被った体験をもつ地域で、その共通体験から、住民が共同・連帯して災害に対処するようになった。
- ニュースなどで災害の被害を見聞きして防災意識が高まった。
- 住民の信望を集めている自治会の役員が、防災に非常に熱心で、災害への備えに工夫を凝らし、これが自治会活動を通じて地域の住民の間に広がった。
- 自治会活動で被災地の視察を行ったことをきっかけに防災意識が高まった。
- 地理的条件等から公的機関の防災活動が望めず、防災については地域住民が行わねばならないと自覚した。
- コミュニティ活動が非常に盛んな地域においてコミュニティ活動の一環として防災対策を取り入れるようになった。
- 小学校とPTAが共同で繰り返し防災訓練を行い、それに地域全体の住民が参加するようになった。
- 保育園や幼稚園における避難訓練では、母親たちの付き添いが必要な場合が多いが、そのような集まりの中から組織化がはじまった。



2. 組織の規模

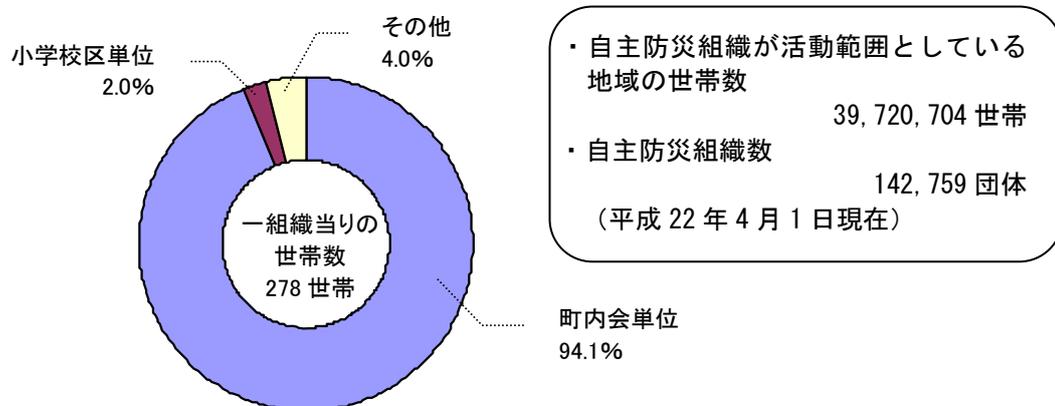
自主防災組織の規模としては、一般的に次のように考えられている。

- 住民が連帯感を保ち、地域の防災活動を効果的に行える程度の規模であること。
- 地理的状況、生活環境からみて、住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模であること。

自主防災組織の規模については、「自分たちの地域は自分たちで守る」という目的に向かって、自主防災活動を効果的に行うことができる規模が最適であり、地域住民が日常生活上の一体性を感じることでできるような規模が望ましいと考えられる。

参考までに平成 22 年 4 月 1 日現在の自主防災組織の規模をみると、全国平均で一組織あたりおよそ 278 世帯であり、主に町内会単位を基準とする場合が多くみられる。

図 2-2 自主防災組織の規模（結成単位）



※ グラフは自主防災組織数の割合

資料：消防庁

なお、地域によっては、大規模な地域を基礎として自主防災組織を設立し、それをいくつかの地区に分けて地区組織を編成することが考えられる。

逆に、町内会単位の組織を連合して、例えば小学校区程度の規模で連合組織を作ることとも考えられる。

3. 組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくためには、組織を取りまとめる会長をおき、会長のもとに副会長ほか自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要がある。

編成にあたっては、まず活動班を編成し、活動班ごとにも指揮者（班長）を定める。

班編成も組織の規模や地域の実情によって異なるため、まずは地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要である。

表 2-3 組織の基本的な班編成（例）

編成班名	日常の役割	災害時の役割
総務班	→ 全体調整 他機関との連絡調整 災害時要援護者の把握	全体調整 他機関との連絡調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	→ 情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班	→ 器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	→ 資機材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	→ 避難路（所）・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	→ 器具の点検	水、食糧等の配分 炊き出し等の給食・給水活動

また、例えば兵庫県加古川市の加古川グリーンシティ防災会で行われている「町内チャンピオンマップ」のように、災害時に協力をお願いするといったかたちで「自分はこんなことができる」という特技を登録してもらい、いざというときの地域の防災活動に協力してもらいながら、役割の充実を図ることも考えられる。

関連資料 → より詳細な班編成の例（P.163）

そのほかにも、次のような点にポイントをおいた編成を検討する必要があると考えられる。

○ **地域内でバランスよく対応できる班編成**

(人口や世帯数、昼間地域にいる人員等を考慮し、災害の発生時間帯によって班の人員に偏りのない配置等)

○ **地域内の専門家や経験者等、班員の活動に実効性をもたせる配置**

(班の活動内容について専門家や経験者(例：消防職員・団員等の防災・危機管理業務の経験者、医師、看護師、大工、エンジニア等)の登用等)

○ **地域内の事業所における自衛消防組織や従業員の位置づけ**

(地域内の事業所における自衛消防組織や従業員の配置を踏まえた編成、人員配置や応援協定等による補完体制の検討)

○ **災害時要援護者に対する取組み**

(福祉活動に従事する方や団体との連携、専任の班の編成等)

上記のように、日常の活動や災害時の活動が特定の人員等に偏らないよう、活動内容や人員構成等を適宜見直しながら、地域の実情に応じた組織編成が必要である。

また実際の活動においては、班の人数が足りず活動が困難な場合や全員で活動しなければならない場合も考えられることから、それぞれの班の活動内容を理解しておくとともに、災害時に起こる想定外の事態に対して臨機応変に運用や指揮命令ができる対応策についても検討しておく必要がある。

なお、地域住民に対しても組織の編成を周知し、各班の具体的な活動内容を理解してもらうことが、災害時のスムーズな協力体制の構築につながることとなる。

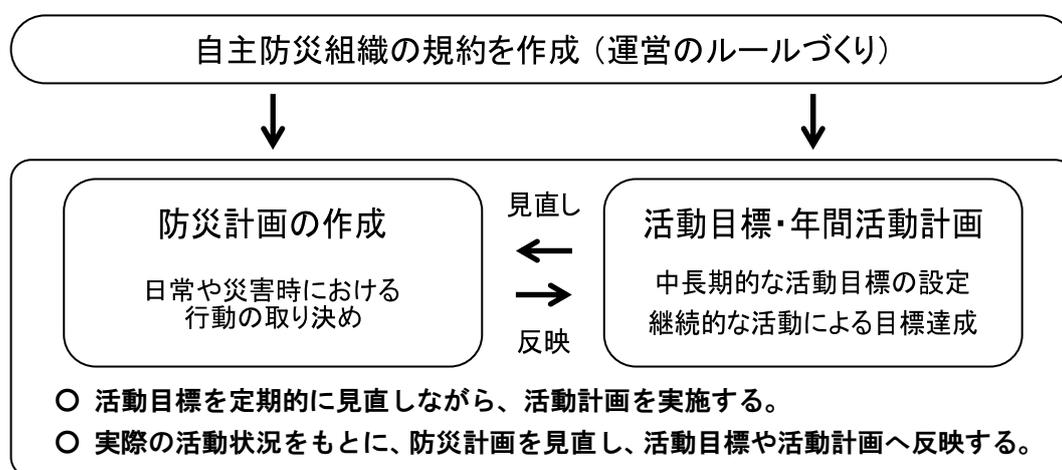


4. 組織の運営

自主防災組織を編成し効率的に運営していくためには、組織の目的や事業内容、役員
の選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等について明確にした規約を定め、災害
の発生時に迅速かつ効率的に防災活動を行い、被害の拡大を防止するための防災計画を
策定しておくことが重要である。

また、防災活動が意義のある活動となるよう、組織の活動目標の設定や防災訓練、研
修会等の活動計画を立て、安定した組織の運営を行うことが重要である。

図2-3 自主防災組織の運営について



（1）規約の作成

自主防災組織の活動を円滑に行うためには、組織の位置づけや体系、役割分担等
を明確にした規約（運営ルール）を作成しておくことが重要である。

規約は、組織の目的、事業内容等を明らかにするとともに、役員
の選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等について定めるものであり、次のような
点に留意して作成するとよい。

規約作成の留意点

- ① 自主防災組織を設置する根拠は、組織に参加する住民相互の合意にあり、相互の合意を明確化した規約を定めておく必要がある。
- ② 自主防災組織を設けるにあたり、自治会、町内会の一つの部門として設ける場合は、自治会、町内会の規約を改正すれば足りるが、新たに自主防災組織を設ける場合は、規約により必要事項を明確にする必要がある。
- ③ 規約は、組織の目的、事業内容等を明らかにするとともに、役員
の選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等について定めるものである。

関連資料 → 規約（例）（P.155 ～）

(2) 防災計画の策定

防災計画の策定にあたっては、日頃どのような対策を進め、災害時にどう活動するかを具体的に明記するほか、河川が氾濫しやすい、災害時要援護者が多い等、地域の実情を踏まえたうえで、防災計画に反映することも重要である。また、当該市町村地域防災計画とは密接な関連があることから、市町村をはじめ消防機関と十分協議しておく必要がある。

防災計画に盛り込むべき項目としては一般的に次のようなものが考えられる。

表 2-4 防災計画に盛り込むべき主な項目

分野	盛り込むべき項目	内 容
組織に関すること	自主防災組織の編成及び任務分担	組織編成と各班の果たす役割を明確にする。
主に日常活動に関すること	防災知識の普及・啓発	事項、方法、実施時期等を定める。
	災害危険の把握	事項、方法等を定める。
	防災訓練	訓練の種別、訓練実施計画、訓練の時期及び回数等を定める。
	防災資機材等の備蓄及び管理	調達計画、保管場所、管理の方法等について定める。
主に災害時の活動に関すること	情報の収集・伝達	情報の収集・伝達及びその方法等について定める。(情報班)
	出火防止、初期消火	出火防止対策、初期消火対策等について定める。(消火班)
	救出・救護	救出・救護活動、医療機関への連絡等を定める。(救出・救護班)
	避難	避難誘導の指示、方法及び避難路、避難場所、避難所の管理・運営等を定める。(避難誘導班)
	給食・給水	食糧や飲料水の確保、配給、炊き出し等について定める。(給食・給水班)
他団体と協力して行う活動	災害時要援護者対策	平常時、災害時の取組みについて定める。
	他組織との連携	他の自主的な防災活動を行う組織との連携について定める。

なお防災計画策定にあたっては、次のような点に留意して策定するとよい。

防災計画策定の留意点

- あらかじめ、地域の地形、地域内の危険物の所在、建物の耐震化の状況等を考慮し、地域としての集合場所、避難場所等を決定する。
- 避難誘導の責任者を決めておき、その指示に従って全員が組織としてまとまって避難するようにする。
- 自主防災組織の責任者は、避難予定地、避難路の状況を確認し、安全な経路を選定する。
- 住民が他の組織の住民と混同しないようにするため、避難誘導班員は自分の地域の目印となるものを携帯する。
- 避難誘導班員は、住民が不必要な荷物を持たないように注意する。
- 組織内における傷病者、高齢者、身体障がい者等の災害時要援護者の所在を確認し、担架搬送等により、全員が安全に避難できるようにする。近年、地域の外国人も増加しており、日本語を解さない外国人への避難情報伝達のあり方も検討する。
- 市区町村長の避難指示または勧告が遅延したり、あるいは、伝達が困難な場合も予想されるので、組織として、自主的に判断して避難する場合についても検討する。
- 避難場所に至る経路については、風向、晴雨等の気象条件、災害の規模態様等を勘案のうえ、あらかじめ、第二、第三のルートを想定して計画を立てておくようにする。



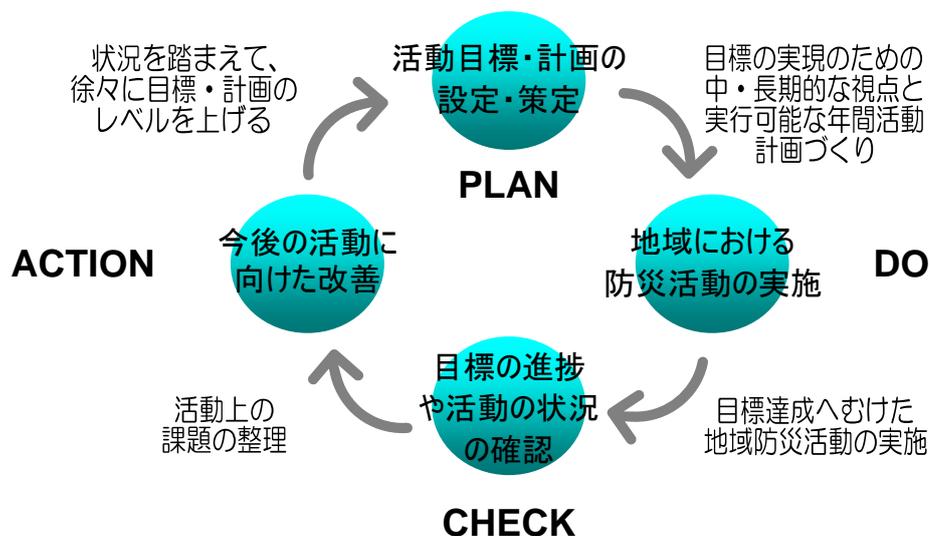
関連資料 → 防災計画（例）（P.158 ～）

(3) 組織の活動目標の設定と活動計画の策定

住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の活動は、継続して取り組むことによってはじめて効果を表すものである。したがって中・長期的な活動目標を設定し、目標達成に向けた年間の活動計画を立てることが重要である。またこうした活動目標を掲げ、計画に沿った組織活動を進めることによって、構成員のモチベーションが高まり、地域防災力を向上させることが期待できる。

香川県丸亀市の川西地区自主防災会では、「防災目標／防災対策実施計画、年間計画の作成（PLAN）」、「緊張感を持たせた訓練の実施、防災意識の啓発を組み込んだ幅広いイベントの推進（DO）」、「訓練・イベント終了後の成果発表と状況確認、問題点のチェック（CHECK）」、「ハード面の充実、防災訓練の改善など、防災活動改善のための行動（ACTION）」というPDCAサイクルにより、一つ一つ機能を高めながら組織的に整理し、実践的な行動へと結び付けていることに大きな特徴が見られる。

図2-4 活動目標の設定・活動計画策定の流れ(PDCAサイクル)



組織活動レベルにあわせて徐々に地域防災力を向上させる
継続的な計画・活動を心がける

① 活動目標の設定

活動目標の設定にあたっては、予め防災に関する知識や地域の危険状況について学習する機会を設け、防災の知識等を深めながら、実際の活動を通じて徐々に活動レベルを上げ、これに応じて目標を修正していくことが重要である。

また目標設定にあたっては、次のような点に留意すると、より地域の実情に沿った設定が可能となる。

- 消防団等から、防災についての専門的な知識や技術等についてアドバイスを受けておく。
- 防災マップやハザードマップ等を活用し、地域の災害危険を把握しておく。
- 組織の活動状況を考慮し、中・長期的に実現可能な具体的目標を設定する。

② 活動計画の策定

地域の防災活動の現場においては、住民の関心が急に高まる、あるいは活動レベルが一気に向上することはなかなか期待できないため、継続的に防災活動に取り組むことが特に重要である。また一旦活動レベルを上げても、継続して活動が行われなければ、活動の停滞や住民の関心も薄れてしまうことも考えられるため、活動をしつかりと継続していくための活動計画を策定し、活動目標の達成へ取り組むことが重要である。

活動計画の策定にあたっては、中・長期的な視点に立った活動目標を実現するため、前年の活動状況や年間を通じてどのような防災活動を行う必要があるか検討し、実際に行う活動内容を取りまとめ、年間の活動計画を策定していくとよい。

なお活動計画策定にあたっては、活動目標の設定とあわせて、次のような点に留意して策定するとよい。

- 編成班ごとに検討会を行う等、できるだけ多くのメンバーから意見を出してもらおうようにする。
(編成班ごとの検討により、活動の漏れをチェックすることが出来る。)
- 検討会で出てきた意見を、テーマごとに整理し、優先度をつけていく。
(その際、緊急性・重要性といった基準を設けて検討を行うと、討議や合意が進みやすい。)
- 整理された意見を、活動の状況から、時間的制約、予算、活動主体等の要素を加味して、活動計画を作成する。
- 徐々に活動目標を修正しながら活動レベルの向上に努め、地域防災活動について継続的に取り組む姿勢をもった計画策定を心がける。
- 年間活動計画に特徴をもたせるために、年度ごとの重点項目(目玉事業)を決めるのもよい。

5. 財源確保及び活動費を抑える工夫

自主防災組織を運営していくためには、日常的な活動や資機材及び備蓄品の調達等、組織が活動するための財源を確保し、また限られた財源のなかで効果的な活動ができるよう工夫する必要がある。

(1) 自主防災組織の財源についての考え方

自主防災組織は、もとより住民の自発的な活動による組織であるため、自主財源による活動が理想であるが、現状では市町村等が補助等を行っている例も多い。

消防庁調べによると、自主防災組織が結成され、活動を継続していくために、市町村等による補助や資機材の現物支給が行われている地域がある一方で、補助等を受けずに自主財源を確保し、運営・活動を行っている地域もみられる。

こうしたことから、今後、自主防災組織としては自主財源の確保を基本とし、必要に応じて市町村等による補助等を活用しながら組織の運営や活動を行うことが重要である。

図 2-5 市町村による経費補助制度の有無

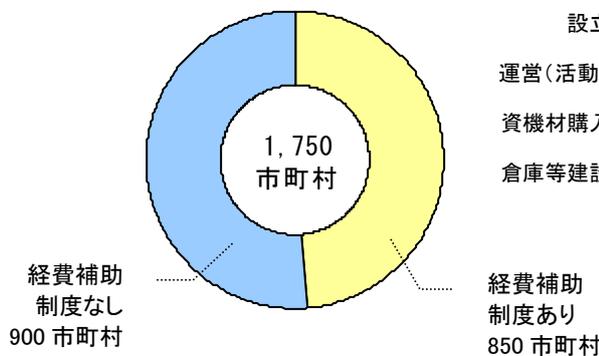


図 2-6 経費補助制度のある市町村 (全 1,750 市町村)

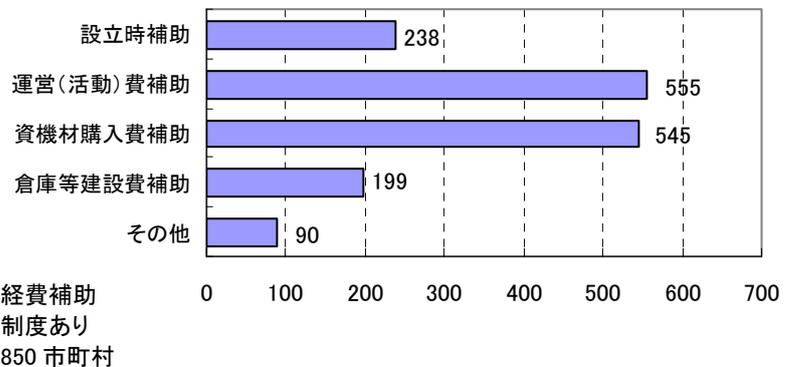
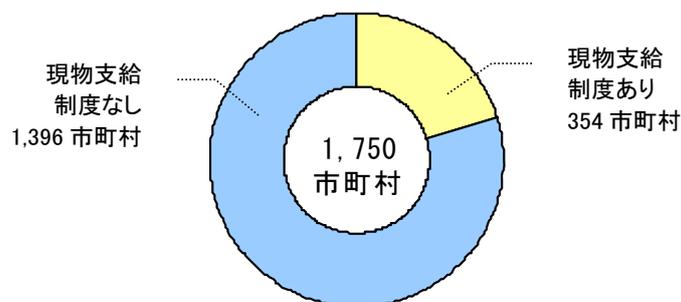


図 2-7 市町村による資機材の現物支給制度の有無



資料：消防庁

(2) 活動費を抑える工夫として

自主防災組織は、日常的な活動のほかに資機材や備蓄品等についても費用を要するが、可能な限り活動費を抑えるためにも、身近なもので代替可能な資機材の活用を検討するほか、防災教材や資機材等によっては近隣の自主防災組織との共有や民間の事業所との資機材借用の協定を結ぶ等、組織間や地域との協力によって活動費を抑える工夫についても検討しておく必要がある。

費用面で以下のような工夫を行っている自主防災組織もある。

- 自主防災活動の重要性を地区の住民に十分に説明し理解してもらった上で、地区の住民から定額を領収（防災費として独自に領収、町内会費の一部を自主防災会費とする、など）
- 廃品、リサイクル品や資源ゴミなどを回収し、資金調達をするほか、防災資機材としても活用
- 地元の商店会や企業に対し、自主防災活動の趣旨を説明・賛同してもらった上で会費や寄付金を領収
- 災害時に住民が資機材を持ち寄り（平時から持ち寄り可能な資機材のリストを作成）
- 自主防災組織連絡協議会としてまとめて活動（訓練、視察、広報誌作成、資機材の共有など）することで、個別の自主防災組織としての支出を軽減

愛知県名古屋市の日吉学区防災安心まちづくり委員会では、R2（あるある）パック（レスキュー&リサイクル）という取組みを展開している。地域住民が各家庭から持ち寄った不用品を地域住民に非常持出し防災用品として再配布したり、各町内会単位で保管することで、万が一のための備えの費用を減らせるだけでなく、地域のゴミの減少にもつながる。

また、香川県丸亀市の川西地区自主防災会では、経費節減策として「リサイクル品の活用」や「廃材の活用」等の取組みにより資機材の整備費の半減を達成した。具体的には家庭ごみとして出された、まだきれいな毛布を回収・保管するほか、選挙運動で使用したベニヤ板を回収し、避難場所で床に敷き、防寒対策に役立てるなど、経費を削減しながら万一の事態に備えている。

6. 組織を担う人材の募集・育成

地域防災力の維持・向上のためには、地域防災を担う人材の募集・育成が不可欠である。

また、自主防災組織の活動を担う人材とりわけリーダーは、自らが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、平常時には地域の安全点検、防災知識の普及、防災資機材の整備、危険が予想される箇所や災害時要援護者の把握、防災訓練の指導等を行い、日頃から住民の防災意識を高めることに努める必要がある。また、災害発生時には自主防災組織を適切に指導し、率先して行動することが求められることから、その育成は非常に重要であるといえる。

(1) 人を集める

自主防災組織に参加してもらうためには、何よりもまず活動内容を知ってもらうことが必要である。そのためには広報紙等を活用し、自主防災組織への関心を少しでも持ってもらうことが重要である。

ただし、広報紙等だけでは、地域住民との顔のみえる関係づくりやコミュニケーションが不足してしまうため、学習会や講演会・研修会を開催し、住民参加の第一歩となる場（機会）づくりも重要である。最初から防災に特化して呼びかけてもなかなか興味を持ってもらえないことがあるため、地域の祭り、イベント、子ども会活動、環境活動等の地域活動の中で、防災についても働きかけるというアプローチも有効である。

また、ケーブルテレビ、インターネットのホームページ、ブログ等による情報発信や地域SNS（地域ソーシャルネットワークサービス）を活用することも有効であると考えられる。

- 自主防災組織の活動内容を紹介する機会づくり
（例：市町村が発行する広報紙の活用、かわら版の発行）
- 住民参加の場づくり
（例：生涯学習の一環としての学習会や講演会・研修会の開催、地域のイベントを通じた働きかけ）
- ^{※1}ICTを活用した新たな仲間づくり
（例：ホームページ、ブログ、^{※2}地域SNS（地域ソーシャルネットワークサービス）の活用）

^{※1} ICT：情報通信技術（Information & Communications Technology）の略。日本では同様の言葉としてIT（Information Technology：情報技術）の方が普及していたが、国際的にはICTがよく用いられ、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するために、近年日本でも定着しつつある。

^{※2} 地域SNS（地域ソーシャルネットワークサービス）：参加者が互いに友人を紹介しあって、新たな友人関係を広げることを目的に開設されたコミュニティ型のWebサイトの総称。主な機能としては、日記や掲示板、メール配信等の機能を使って、インターネット上でコミュニケーションや情報共有を安心して行うことができる。

三重県津市の南が丘地区自主防災協議会では、地域の夏祭りの会場となる小学校で、教室を借りて防災に関する情報を展示し、小学生などを対象に非常食の試食や防災紙芝居、避難所運営用品の体験使用を実施するなど地域の行事と防災をセットで楽しみながら、多くの住民の参加を促した。これらの活動の様子は動画で三重県のホームページに掲載されたことで広く知られるようになった。

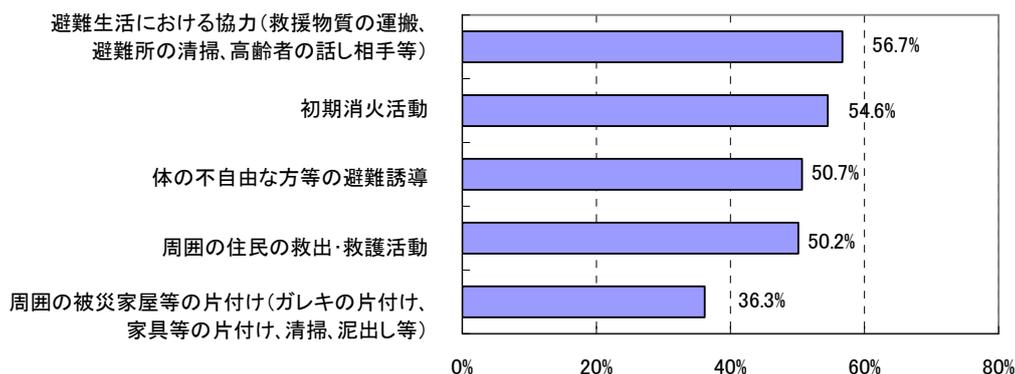
また、三重県松阪市では、平成 19 年 12 月に松阪市役所が中心となって地域 SNS 「松阪ベルネット」を開設した。市内のある自主防災会では、「松阪ベルネット」を利用して写真等を添付して活動内容をわかりやすく情報発信している。また、防災だけでなく地域の様々なイベントに関する情報も掲載されており、地域のコミュニケーションの輪を広げている。

コラム

住民の防災意識を把握し、参加を促し、組織の結成へつなげるために

平成 22 年版の防災白書によると、災害発生時、余力があれば避難生活における協力、初期消火活動、体の不自由な方等の避難誘導、救出・救護活動など、できることをしたいと考えている人が多いことが分かる。

図 各個人として災害発生時に行いたい活動（複数回答）



出典：内閣府「防災白書」（平成 22 年版）

地域におけるこうした関心を自主防災活動への参加に結びつけられるよう、「地域とともに安心・安全な暮らしを守る意識」の啓発を進めるとともに、無理なく継続して参加、活動できる内容への工夫が必要となる。

(2) 人を育てる

住民一人ひとりが災害に対して正しい行動がとれるよう、知識や訓練についての経験を積むことは、地域の防災力を高めるためにも重要であるため、市町村や地域において、こうした防災活動を担う人材の育成が必要となる。その際、住民が「楽しみながら」防災意識の高揚を図り、主体的に防災活動へ取り組めるよう、地域のイベント等に防災の観点を盛り込む等、人材育成の場（環境）づくりの工夫も必要である。

なお「市町村における地域防災活動の充実に向けた取組みに関する調べ」（平成 18 年）では、人材育成の場である防災研修の現状として、次のように報告されている。

- 何らかの防災研修を実施している市町村の割合は、全体の 72%。
- 研修の主流は防災訓練と自主防災組織リーダー研修である。

(3) リーダーの育成

自主防災活動は、住民の自主的な活動であり、その活性化には、リーダーの資質と熱意に負うところが大きいため、自主防災組織のリーダーには、地域の多くの意見をまとめる見識、能力があり、かつ防災に積極的な関心のある人が望ましい。

また、自主防災活動を活発化するためにも、市町村及び消防機関等において地域防災の要となるべきリーダーの育成に努める必要がある。

自主防災活動にとって望ましいリーダーとして、以下のような要件が考えられる。

リーダーの要件

- 防災に関心が高い（災害対策の経験があればなお良い）
- 行動力がある
- 地域において人望が厚い
- 自己中心的でなく、地域住民全体のために考えられる
- 多数意見を取りまとめ、また、少数意見を尊重できる

平常時の自主防災組織の活性化を図るうえで、このようなリーダーの重要性は言うまでもないが、災害発生直後の混乱した状況において、消火・救助等を進めていくうえで、リーダーに以下のような要件も求められることとなる。

（災害発生直後）リーダーの要件

- 非常時の現場の状況を取りしきる力がある
- 他人に声をかけ、活動に参加させる力がある
- 消火、救助、避難誘導、安否確認などに関する知識や知恵がある

このように災害発生直後は、周囲の住民を消火、救出、避難誘導などの活動に導くことのできるリーダーが求められ、こうしたリーダーは地域に何人いてもよいと考えられる。

例えばお祭りなどのイベントの機会を利用し、地域の世話好きな人を見つけて交流を図りながら、潜在的にリーダーたり得る人物を日頃の活動の中から発掘し、協力しあう関係づくりも重要である。

コラム

安心安全なまちづくりに向けた人材(ポニター)の育成(春日井市)

安全で安心して暮らせるまちを目指して、愛知県春日井市では、市内各種団体の参加を得て、「春日井市安全なまちづくり協議会」を設置した。

協議会では、災害時における市民活動のリーダーとしての役割を担う「ひとづくり」を行うため、地域の安全について自ら考え活動する「ボランティア」と、安全に関する提言を行う「モニター」の機能を持つ、「安全安心まちづくりポニター」(ボランティアとモニターの造語)を育成する「春日井安全アカデミー」を平成7年度より開講している。

○ 安全・安心まちづくりポニターとは

「春日井安全アカデミー」の基礎教養課程及び専門課程を卒業し、さらにポニター養成講座を修了した方が協議会会長(市長)より委嘱され、地域の安全リーダー的役割を担うことができる市民として活躍している。

平成11年3月に第1期生として35名に委嘱して以来、平成22年3月末現在で12期生までの321名に委嘱している。

○ ポニターの主な活動

総合防災訓練、防災拠点訓練、地域が実施する防災訓練への参加

地域住民へのDIG(災害図上訓練)の実施

住宅侵入盗(空き巣)防止のための簡易防犯診断の実施

(4) 組織の継続的な活動へ向けた人材育成（次代を担う人材の育成）

実際に自主防災組織を形成する地域の状況は、地域コミュニティが未成熟な新興住宅地や集合住宅、かつてのコミュニティが希薄になりつつある地域等、様々である。こうしたなかで、住民一人ひとりが防災対応の担い手であることを再認識し、住民にとって一番身近な自主防災組織が、積極的に住民への防災研修等を行い、自主防災活動が将来も継続的に取り組まれるよう、幅広い世代に対して人材の育成を図る必要がある。

特に少子高齢化社会においては、次代を担う人材の育成が急務であり、子どもたちに小さな頃から防災意識を持ってもらうことが非常に重要である。このため、消防機関、学校関係者等に働きかけるとともに、自治会、消防団、婦人（女性）防火クラブ、民生委員・児童委員とも連携しながら、教育や防災訓練を通じて、早くから「自分の暮らす地域を守っていく」という意識を醸成し、次代を担う人材の育成に努めることも重要となる。

中学生、高校生については、将来の地域防災の担い手として現時点においてもある程度の体力を有していることから、防災活動に積極的に参加し、地域防災力の向上に寄与する主体として活躍していくことが期待される。また、将来の地域防災の担い手を育てる基盤的活動としては、幼年・少年消防クラブ活動があり、その活性化も進めていく必要がある。

また、人々の脳裏に刻まれた災害の記憶は、災害に対する認識、対応の差となって現れるものであることから、自主防災組織等において、こうした災害の記憶・記録を保持し、次代に語り継いでいくこと（災害伝承）も必要である。地域特性を踏まえた災害への備えになるだけでなく、学校教育として地域の地勢的な特徴や歴史を深く知ることができる有効な取組みといえる。

地域をよく知っている大人やお年寄りが子どもたちに教えたり、一緒に防災マップ作りや災害図上訓練（D I G）などを行うことで、世代を超えたつながりの醸成も期待できる。



関連項目 → 人材育成の事例（P.118 ～）

次代を支える人材の育成に向けて ～ 防災教材の活用 ～

自主防災組織におけるメンバーの高齢化等といった課題解消のためにも、自主防災組織や関係機関とも協力しながら、次代を支える人材を育成、指導することが重要であり、そのためには子どもたちに興味を持ってもらえるような方法をとることが有効である。

消防庁では小中学生などに対して消防・防災に関する知識、応急救護や初期消火、災害図上訓練など防災に関する実技を伝えるための指導者用防災教材「チャレンジ！防災48」を作成している。この教材は消防庁のホームページ「防災・危機管理e-カレッジ」より閲覧・ダウンロードが可能である。

また、消防庁では「防災・危機管理 e-カレッジ」の中に、子ども達が災害の恐ろしさや防災について学べる「こどもぼうさいe-ランド」をe-ラーニングの機会としてホームページ上に併設している。

こうした誰もが利用できる教材を活用した防災教育も有効である。

(防災・危機管理 e-カレッジ <http://www.e-college.fdma.go.jp/>)

写真 消防庁ホームページ



■ 「チャレンジ！防災48」



■ こどもぼうさいe-ランド

関連項目 → 学校との連携 (P.73 ～)
人材育成の事例 (P.118 ～)

第3節 自主防災組織の活動

1. 日常における活動

自主防災組織における日常の活動としては、災害時に効果的な活動ができるよう、訓練、備蓄等の必要な災害への備えを行うこと、そして、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すことが重要である。

なお、活動の実施にあたっては、「日常の活動がいざというときに役立つ」という実効性にもとづき、防災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしを守るための活動を、自分たちの日常生活の中でどのように組み込めるのかを念頭に置きながら活動を計画し、継続的に取り組むことが望まれる。

また、防災まちづくり大賞等の優れた取組みを参考にして、自らの活動に積極的に取り入れることも、活動をより活性化させる手がかりの一つである。

図2-8 日常における主な活動項目

日常の活動

- 防災知識の広報・啓発（地域防災・家庭内の安全対策）
- 地域の災害危険の把握（防災マップ・ハザードマップ等）
- 防災訓練（個別訓練・総合訓練の実施）

活動の留意点

- 各々の家庭において、火を出さないこと、家や塀等の倒壊を防ぎ安全性を確保すること等、各個人及び各家庭での防災対策が基本であること。
- 自主防災組織の役割分担、活動内容等についての理解。
- 一時的ではなく、継続して実施する。

さらに、自主防災組織の育成のためには、市町村や消防機関等による実態に即した地道な指導、助言の積み重ねが必要である。この場合、特に消防本部やそれぞれの地域の消防団が指導、助言の中心的役割を果たすことが望ましい。

日常の活動は優良な活動事例を参考に ～ 防災まちづくり大賞 ～

地域防災力の向上を図るためには、まちづくりや住民生活等のあらゆる面において防災に関する視点を盛り込むことが重要である。

「防災まちづくり大賞」は、自主防災組織や地域のコミュニティ、事業所、地方公共団体などが行っている防災に関する様々な取り組み（創意工夫を凝らした取り組み、継続的な取り組み、地域独自の取り組み等）の中で、特に優れた活動を表彰するものである。

こうした活動事例を参考にしながら、日常の活動に取り入れてみるのも効果的である。

なお「防災まちづくり大賞」は、(財)消防科学総合センターのホームページからアクセスすることができ、次のような部門での活動を表彰、紹介している。

(財)消防科学総合センター： <http://www.isad.or.jp/cgi-bin/hp/index.cgi>

【一般部門】

防災関係の施設整備、地域における自主防災活動、教育訓練及び講座・研修などソフト、ハード面を中心とする「防災まちづくり」に関する取り組み。

【防災情報部門】

情報技術やIT技術を駆使した災害・防災情報の収集・伝達体制の整備などの「防災情報」に関する取り組み。

【住宅防火部門】

行政及び関係機関等と連携を図り、地域における住宅防火対策を推進する取り組み。



■ 防災まちづくり大賞のシンボルマーク



■ 第14回防災まちづくり大賞

(1) 防災知識の広報・啓発

① 地域ぐるみでの防災意識の醸成

自主防災組織の活動において、地域住民が防災に関する知識を習得できるようにするためには、あらゆる機会をとらえて普及・啓発に取り組み、地域ぐるみで防災意識を醸成する必要がある。そのためには、主に次のような方法がある。

- あらゆる会合の機会をとらえ、できるだけ話し合う機会を増やす。
- 地域の行事やイベントの中で、防災を意識づける機会づくり。
- 市町村や消防機関等の講演会や研修への参加。
- 市町村が定めている地域防災計画等の内容を十分理解するため、市町村や消防機関等から説明を受け、協議する機会を設ける。
- 災害の発生した現地を視察して、被害状況やよりよい対応方策を考える。
- 地域における過去の災害事例、災害体験をまとめた広報紙の作成。
- 防災知識に関するチラシやパンフレットの作成や配布。

② 家庭内の安全対策

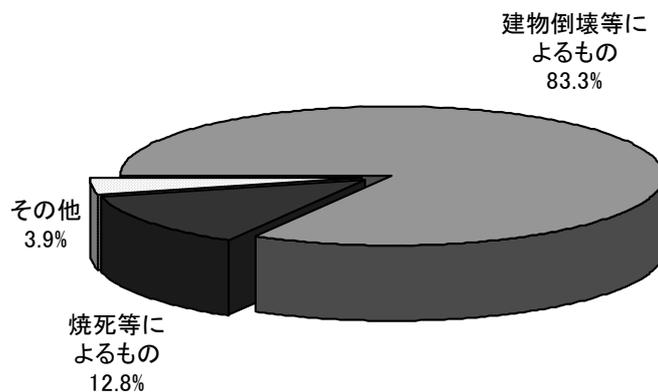
防災知識の普及・啓発とともに、各家庭においても災害に対する備えをしておくことは、各自の生命、身体、財産を守るばかりでなく、地域の被害を軽減するために必要不可欠である。

また家庭における防災対策は、防災意識や危機意識の風化に伴い、具体的な行動に結びつかない状況もみられるため、自主防災組織の活動として継続的に取り組むべきである。

次頁の図にみられるように、阪神・淡路大震災では亡くなった方（神戸市内）の8割以上は家屋の倒壊によるもので、ケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものであった。

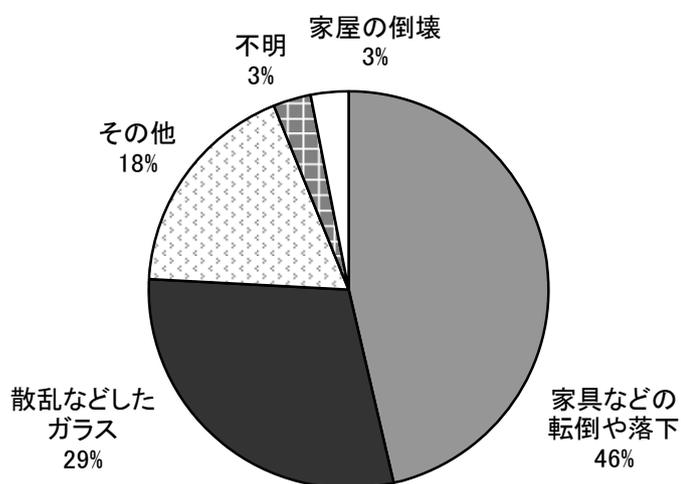
また発災直後は、道路の損壊や交通渋滞により、食糧や飲料水等の救援物資が十分に行き渡らない避難所があったことから、各家庭における普段からの備えは非常に重要といえる。

図 2-9 阪神・淡路大震災における犠牲者（神戸市内）の死因



資料:「神戸市内における検死統計」(兵庫県監察医 平成7年)

図 2-10 阪神・淡路大震災におけるけがの原因



資料:日本建築学会「阪神淡路大震災住宅内部被害調査報告書」

なお、家庭内の具体的な安全対策としては次のようなものがある。

- 耐震診断等の建物の安全策
- 家具等の転倒・落下防止
- 防災用品、食糧・飲料水等、物資の事前準備
- 住宅用火災警報器の設置促進、初期消火等、住宅防火対策

特に耐震診断については、経済的な負担や耐震補強に関する情報を知らない等により実施されてない例もあることから、積極的な広報をするとともに、地域の専門家等との連携についても検討するとよい。

関連項目 → 家庭内の安全対策を進める事例 (P.136 ~)

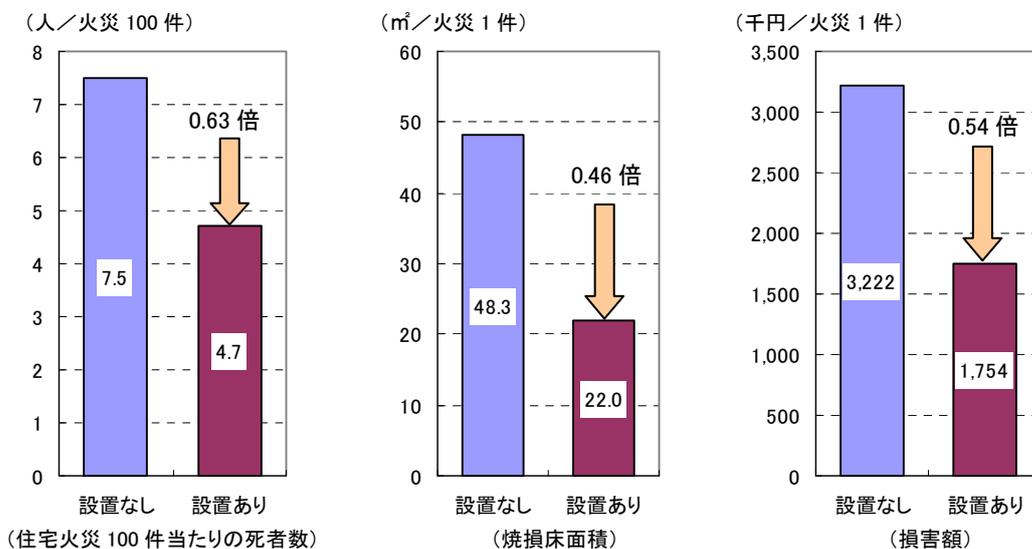
住宅用火災警報器の義務化について

住宅火災による死者数は平成 15 年以降、連続で 1,000 人を超える水準で推移している。平成 21 年中の死者 1,023 人を年齢別に見ると約 6 割は 65 歳以上の高齢者で、また要因別に見ると約 6 割が逃げ遅れによる犠牲者となっている。

平成 16 年の消防法改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、新築の住宅については平成 18 年 6 月から、既存の住宅については市町村条例で定めた日から設置が必要となり、遅くとも平成 23 年 6 月には全国で設置が必要となる。

平成 19～21 年に発生した住宅火災の、発生件数あたりの死者数、焼損床面積、損害額を見ると、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ被害状況が概ね半減している。住宅火災による被害から、自身や家族の大切な命を守るためにも、各家庭にできるだけ早く住宅用火災警報器を取り付けるよう普及啓発を行い、住宅防火を進めていくことが必要である。

図 住宅用火災警報器の設置効果（平成 19～21 年）



住宅用火災警報器は、逃げ遅れを防ぐために寝室に設置する必要があるとあり、避難経路となる階段にも設置する必要がある。また市町村によっては、台所や居間等への設置を義務付けている場合があり、各市町村へ確認したうえで、消防団、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織その他地域に根ざした活動を展開する団体等と連携して、地域住民へ正しい設置を呼びかけることが望まれるところである。

○消防庁 住宅防火関係ホームページ（住宅用火災警報器の情報など）

<http://www.fdma.go.jp/html/life/>

(2) 地域の災害危険の把握

地域の災害危険箇所を把握し、防災に関する認識を高めることも大切である。
そのため、主に次のような視点から、地域の危険箇所について把握するとよい。

地域の危険箇所把握の視点

- 地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険区域、ブロック塀の安全度等の実態把握を行う。
- 地域の実態に即した消防活動、災害時要援護者に配慮した避難誘導等の対応策について十分理解しておく。
- 地域内の消火栓や防火貯水槽等の消防水利の所在を確認するとともに、消火用の水利として古井戸、小川等の活用も検討しておく。
- 地域の災害履歴や、災害に関する伝承等を知ることにより、予防・応急活動に効果的に活用していく。
- 市町村等が作成した「ハザードマップ」を活用し、災害に応じた危険箇所を把握しておく。

こうして把握した危険箇所は、想定される被害や防災拠点等とあわせて、「防災マップ」や「防災カルテ」としてまとめておくと、実際の災害時に大いに役立つほか、地域住民とともに作成することによって、地域の防災意識の向上にも効果が期待される。

そのため、地域住民の参加を促すために、「親子ふれあい防災ウォーキング」、「タウンウォッチング」「ぼうさい探検隊」といった地域内を実際に歩いてみるイベントとして行うほか、こうした行動の結果を防災マップづくりにつなげてみるのもよい。



関連項目 → ぼうさい探検隊 (P.75)

関連資料 → 自分たちのまちを知る活動 (P.170)

(3) 防災訓練

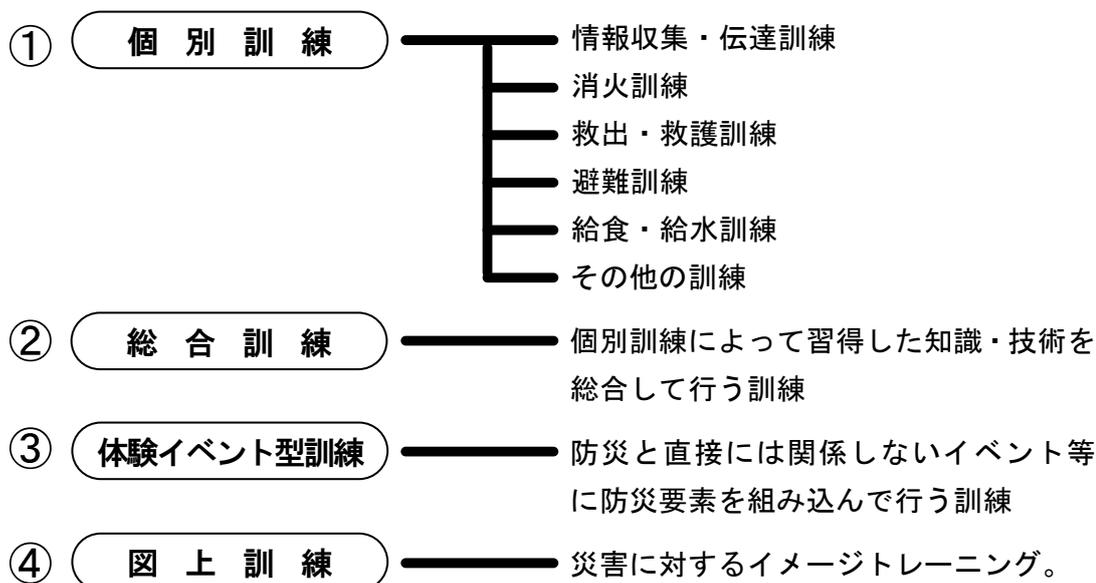
自主防災活動の核となる防災訓練は、自主防災組織の防災計画に基づき実施される。訓練にあたっては、次のような点に留意する必要がある。

訓練実施にむけた留意事項

- 正しい知識、技術を習得するために、消防機関等の指導を受ける。
- 訓練終了後に、訓練内容を見直して必要な改善を行う。
- 地域内の事業所等の自衛消防組織、さらには近隣の自主防災組織とも共同して防災訓練を行う。
- 特定の災害だけでなく、地域の実状に即した訓練内容とする。
- 災害時要援護者にも配慮した効果的な訓練内容とする。
- 市町村や消防機関等が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。
- 短時間でも訓練を行えるよう、実施方法等を工夫する。
- 固定観念にとらわれず、応用動作ができるようにする。
- 訓練にあたっては、事故防止に努める。
- 訓練の実施を市町村などに届け出ることとなっている場合は、忘れずに届け出る。

防災訓練としては、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練が代表的な訓練として実施されている。

図2-11 主な防災訓練項目



こうした訓練はどれも重要であり、これらすべての訓練が有機的に機能してこそ発災時に人の命を救い、災害を拡大させないことにつながるものである。

① 個別訓練

個別訓練には、情報収集・伝達訓練、消火訓練、救出・救護訓練、避難訓練、給食・給水訓練等があり、各班において知識・技術の習得に向けて、繰り返し行う必要がある。

(7) 情報収集・伝達訓練

災害情報の収集・伝達方法としては、ラジオやテレビなどの報道機関による情報やインターネットを通じた情報も有効であるが、地域で情報収集・伝達を行う際には、自主防災組織の果たす役割が極めて重要である。

災害情報の収集・伝達では、自主防災組織を災害情報の中継点として位置づけ、これを通じて市町村や消防関係機関等からの情報を地域住民に伝え、また逆に地域の被害状況、住民の避難状況などを自主防災組織で収集し、市町村や消防関係機関等に報告をするための訓練を行う。

また、地域の被害想定等をもとに訓練を行うとより実践的な訓練となる。

○ 情報収集訓練

地域内の被災状況、災害危険箇所の巡視結果及び避難の状況等の情報を正確かつ迅速に収集する。また、収集した情報を市町村や消防機関等と共有する。

情報収集訓練（例）

- ① 情報班に収集すべき情報の指示を出す。
(収集すべき情報の例)
 - ・ 現場の住所、目標、現場の状況
 - ・ 負傷者の有無と程度、今後予測される状況
 - ・ 現在の措置、通報者
 - ・ 避難所における避難者数、避難状況
- ② 地域ごとに情報を収集。(※ 必ずメモをとる)
情報を収集した人の名前、日付、時間を明記する。
- ③ 収集した情報について報告を受け、地域ごとに取りまとめる。
(※ 報告の際も口頭のみでの伝達は避ける)
- ④ 取りまとめた情報を報告。

○ 情報伝達訓練

地域住民から収集した情報を整理し、自主防災組織本部へ報告する。また地域住民にも整理した情報を伝達する。その際、各世帯への情報伝達を効率よく行うため、あらかじめ情報伝達経路を定めておくことも重要である。

なお、情報の収集・伝達手段として無線を活用する場合は、混信を起こさないよう指揮者（班長）の通信統制に従う無線機の運用訓練が欠かせない。

情報伝達訓練（例）

- ① 模擬情報を与える。
- ② 地域の伝達経路をもとに、次々に情報を伝達。
- ③ 最終的に伝達された模擬情報が、どの程度正確に伝達されたかを確認。

なお、災害発生時には地域の被害状況を迅速かつ正確に収集・伝達する必要があるため、自主防災組織としては、地域の中で情報を収集・伝達しやすい単位、例えば 10～20 世帯で分割する等、地域の中で起きている状況を自分達でしっかり確認できるような情報収集・伝達体制を予め検討しておく、災害時により効率よく活動することができる。

また、被害状況だけでなく、どういった人が地域で困っているか等、人に関する情報についても収集するようにしておく、災害ボランティアや社会福祉協議会と連携する際に有効な情報となりうる。



関連項目 → 災害ボランティア、社会福祉協議会との連携（P.79 ～）

正確な情報収集、伝達の必要性

自主防災組織は、災害時における地域の消火・救助活動にとどまらず、市町村や消防機関等から提供される地域の災害情報や災害発生時の行政の対応に関する情報について、正確な情報収集を行い、各戸にきめ細かく伝える役割を有する。

しかしながら災害時には、自分が置かれている状況を理解できず、目の前に危険が迫ってくるまで、その危険を認めようとしない心理が働き、「たいしたことはない」と思いこむ場合がある。こうした災害時の人間の心理状態を災害心理学では、「正常化の偏見」というが、こうした心理は、避難行動を含め、被害の軽減の大きな障害となる恐れがあるため、自主防災組織においては、災害が及ぼす危険な状況をいかに正確な情報として住民に伝えるかが重要となる。

なお情報収集・伝達訓練では以下の点に注意が必要である。

1. 事実を確認し、時機に適した報告を行う。
2. 市町村や消防機関等との情報を共有する。
3. 伝達は簡単な言葉で行い、難しい言葉を避ける。
4. 口頭だけでなくメモ程度の文書を渡しておく。
5. 情報を正確に伝達するために、受信者に内容を復唱させる。
6. 流言には数字がからむことが多いため、数字の伝達には特に注意する。
7. 「異常なし」も重要な情報である。
8. 定期的な報告を行う。

(イ) 消火訓練

オイルパンや「まと」等を使用して、消火器、三角バケツ、可搬式小型動力ポンプ等により消火する等、消火用資機材の使用方法及び消火技術を習熟する。

阪神・淡路大震災では火災によっても大きな被害が生じたことからわかるように、出火防止や初期消火は被害の拡大防止のために非常に重要である。なお自主防災組織としては、消火訓練とともに、火災予防運動等あらゆる機会をとらえ、防火意識の向上に努め、日頃から地域ぐるみで出火防止に心がける必要がある。

(ウ) 救出・救護訓練

はしご、ロープ、エンジンカッター等の救出用資機材の使用方法及び負傷者等の応急手当の方法、救護所への連絡、搬送の方法等について習熟する。

また、AED（自動体外式除細動器）をはじめとする救急救命用資機材の使用
方法、負傷者の応急手当の方法といった救護の要領について、日頃から市町村や
消防機関、日赤等が実施する普通救命講習を受講する等により習熟しておく。

（解説）AED（自動体外式除細動器）について

AED（自動体外式除細動器）とは、心臓の突然の停止（心室細動）の際に電気
ショックを与え（電氣的除細動）、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器である。

救急の現場で一般の人でも簡単に安心して除細動を行えるよう設計されており、
傷病者の心臓のリズムを自動的に調べて、除細動が必要かどうかを自動的に決定す
るとともに、救命の手順を音声にて指示するため、除細動を含めた救命行為が簡
単にできる仕組みになっている。

AEDには様々なタイプの機種があるが、基本的な機能は共通しており、自宅、
学校、職場、たくさんの人が集まる公共の施設等に配備され、AEDを使うことで、
緊急時の救命に役立てられることが期待されている。

写真 AED（自動体外式除細動器）



（I）避難訓練

突然の災害時にも落ち着いて避難行動をとることができるようにするには、普
段から避難経路・避難所を確認しておくことが重要である。

避難訓練の際には、参加者は避難経路や避難所の安全について確認するととも
に、避難時の非常用持出品や安全な服装について留意する必要がある。

また、自主防災組織としては、避難誘導班を中心として組織ぐるみで避難の要
領を把握し、定められた避難所まで迅速かつ安全に避難できるようにする。その
際、地区内の避難状況の把握方法の確認や、災害時要援護者の避難支援が想定ど
おり機能しているかチェックを行うことも重要である。

なお、避難等で自宅を離れる際、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉め
ておくことを訓練時にも再確認する必要がある。

関連項目 → ライフライン復旧時の通電火災を防ぐ（P.56）

(オ) 給食・給水訓練

炊飯装置、ろ水装置の使用等限られた資機材を有効に活用して食糧や飲料水を確保する方法、技術を習熟する。

なお、食糧を各人に効率よく配給する方法等についても留意する。

これに対処するためには、各家庭において数日間（最低3日間）生活できる程度の食糧等の備蓄を行うとともに、自主防災組織としてこれらの事態に備えて必要な準備をしておかなければならない。

給食・給水については、次のような点に十分配慮する必要がある。

- ① 各家庭では、長期保存が可能でできるかぎり嗜好に幅広く対応した食糧及び飲料水を備蓄するとともに、保存可能期限の満了時ごとに交換しておく。また、ポリタンク等の生活用水は定期的に入れ替えておく。
- ② 各家庭では、必要な食糧を非常用持出品として備えておき、いつでも持ち出せるようにしておく。
- ③ 自主防災組織として共同備蓄倉庫等を設け、食糧、ろ水器、鍋、炊飯装置、燃料、各種容器等を備蓄しておくことも有効な取り組みである。
- ④ 自主防災組織として地域内にある井戸、水槽、池、プール等を調べ、災害時に飲料水、生活用水として使用できるよう、所有者等と協議しておくとともに、必要に応じ市町村が設置した飲料水兼用貯水槽の利用についても習熟しておく。
- ⑤ 自主防災組織として食糧品等の救援物資の配給計画やその周知方法を策定しておき、整然と配布できるようにしておく。

(カ) その他の訓練

○ 避難所運営訓練、避難所体験訓練

災害時に開設される避難所の運営には、地域のことをよく知る自主防災組織が関わるのが想定されることから、避難所の運営や避難者に対する生活支援の方法について訓練を行う。また、避難所での生活を訓練で体験することを通じて、避難の際の所持品や平常時からの準備について考え、地域住民の防災意識を高めることができる。

なお、上記訓練のほか、可搬式小型動力ポンプ、消火器、ろ水器、無線通信機等、個々の防災資機材の使用方法及び点検、整備等を習熟するために行う部分訓練がある。

② 総合訓練

実際の災害時には、初期消火、救出・救護、情報伝達、避難誘導、給食・給水などを一連の流れの中で実施することになる。

そこで、個別訓練によって習得した知識・技術を総合して、組織の各班相互の連携をとり、それぞれ適切、効果的に有機的な防災活動ができるようにするために、総合訓練を行う。

実際に大規模災害が発生したと仮定し、時間の流れに沿って被害状況を付与する「発災型訓練」などの方法もある。

③ 体験イベント型訓練

防災と直接には関係しないイベント等において、災害時に役立つ基礎知識の普及や災害疑似体験といったプログラムを取り入れることによって、防災を意識せずに災害対応能力を高めることができる。キャンプの各行事に防災の要素を取り入れた「防災キャンプ」や、学校や地域の運動会で防災の要素を取り入れた競技を行うなどの方法も有効である。

④ 図上訓練

図上訓練は、災害へのイメージトレーニングとして、災害に対する地域や自らの意識に何が足りないか（例えば、被災した時の知識や消火活動等の防災行動力等）への「気付き」となり、今後どんな訓練を行えば良いのかという「行動」につながる重要な訓練である。

図上訓練については、防災マップ等をもとに議論を行うブレイン・ストーミング型の災害図上訓練等、その方法は様々である。

また、地震、風水害等、災害の種類によって地域のニーズは異なるため、クロスロードなどの防災ゲームを活用し、過去の災害から学び、シミュレーション訓練しておくことも重要である。

防災ゲーム クロスロードについて

「クロスロード」とは、「岐路」、「分かれ道」のこと。災害対応の場面では、ジレンマを伴う重大な決断の連続である。

災害対応カードゲーム「クロスロード」は、自主防災組織など地域の集まりで気軽に楽しめるシミュレーションゲームであり、「市民編」、「災害ボランティア編」など、新しいテーマのカードが次々と制作されている。ゲームの参加者は災害時に直面する様々な問題に対して、どちらの道に進むのかを選び、回答はグループ全員が「イエス」か「ノー」の札で答え、なぜそう思うのか、という話し合いを通じて答えを見いだしていく。

写真 「クロスロード」のカードと活動の様子

- カードに書いてある問題は、阪神・淡路大震災のときに実際に直面した事例をベースとして作成されている。



- 平成 18 年度地域安心安全ステーション 出前講座・広島会場では、クロスロードによるワークショップを実施した。

(4) 家庭の安全点検

地震が発生すると、家屋の倒壊や家具の転倒による被災が想定される。また、地震の発生に伴う火災の発生により、被害が拡大することが懸念される。そこで、その原因となりうるもの等について、普段から十分点検して対策を講じておくことが大切である。

① 火気使用設備器具等の点検

火を使う設備器具に故障や欠陥があったり、周囲が整理整頓されていない場合は、出火や延焼の危険が高い。

② 危険物品等の点検

家の中にも石油、食用油、各種スプレー缶等の可燃性の危険物品が多数あり、これらは地震動により発火または引火して、火災の原因となったり、火災を拡大させたりすることがある。

③ 木造建物の点検

建物の倒壊は、倒壊による被害ばかりでなく、火災発生の重大原因ともなり、被害を大きくする。

④ 家具等の転倒・落下防止の点検

固定されていない家具の転倒・落下は、死亡やケガの直接的な要因として大きな割合を占めている。

こうした点検整備は自主的に各家庭において行うべきであるが、自主防災組織としては「点検の日」を設定し、各家庭で一斉に点検するよう指導、推奨すること等も必要である。火災による被害から命を守るため、住宅用火災警報器の設置についての指導も重要である。

また、建物等の点検を行う際は、建築関係の専門家の指導を受けられるよう、市町村に対して協力を求めることが必要となる。



(5) 防災資機材等の整備

自主防災組織が情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等の役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資機材等を備えておかなければならない。その場合、地域の実情や組織の構成等からみて、どのような資機材を備えるべきか、市町村、消防機関等の指導を受けて十分検討することが必要であり、市町村としては、既存の資機材等を活用するとともに、実情に応じて助成を検討することも必要となる。

なお、資機材の保管、管理にあたっては、用途、目的に合わせて、防災拠点での管理や地域ごとの分散管理を行い、地域の実情に応じて最も機動的かつ迅速に利用できるようにしておく必要がある。特に救護用や給食・給水用資機材については、自主防災組織が単独であるいは共同して備蓄する拠点として防災倉庫を設けることも必要となる。

防災資機材としては、次のようなものが考えられる。

表 2-5 目的別の主な防災資機材 (例)

目 的	防 災 資 機 材
① 情報収集・伝達用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック(安否・被害状況等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として)等
② 初期消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸等
③ 水防用	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋等
④ 救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、防煙・防塵マスク等
⑤ 救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド等
⑥ 避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等
⑦ 給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽等
⑧ 訓練・防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番訓練用装置、組み立て式水槽、煙霧機、視聴覚機器(ビデオ・映写機等)、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生用訓練人形、住宅用訓練火災警報器等
⑨ その他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器、除雪機等

自分の地域に何があるのかを確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば計画的に整備し、いざというときに使用できるよう、日頃から、点検と取扱い方法の習熟に努める必要がある。

また、自主防災組織としては、自ら防災資機材の整備を進めるだけでなく、次のような点にも留意する必要がある。

- ① 各家庭に、消火器（地震時に転倒しても使用可能な粉末消火器、強化液消火器等）、汲置の水バケツ、消火用水または乾燥砂等を備えるよう指導、推奨する。
- ② 応急手当用医薬品については、できれば地域内の病院、薬局等に対して、災害時には医薬品の提供が得られるよう協議しておく。
- ③ 救急救命用資機材として、AED（自動体外式除細動器）の設置箇所等を把握しておく。
- ④ 救助用の大型工作資機材については、地域内の土木、建設会社等に対して、災害時に機材の貸与が得られるよう協議しておく。
- ⑤ 訓練用の資機材等、近隣の自主防災組織や団体、事業所等と必要に応じて資機材を共有し、効率のよい維持管理への工夫も必要である。



(6) 災害時要援護者対策

災害時に大きな影響を受けるのは、いわゆる災害時要援護者である。

地域社会において災害時要援護者の安全を確保することは、すべての人にとって地域全体の安全を向上させることにもつながることから、災害時要援護者の状況を知る社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護従事者、福祉ボランティア等の福祉関係団体等とも連携しながら普段から交流する等、総合的に取り組む必要がある。

(解説) 災害時要援護者について

災害時要援護者とは、主に要介護認定者、傷病者、障がいのある人及び体力的な衰えのある高齢者等をいう。また地理や災害に関する知識が乏しく、日本語が話せない外国人等また、妊産婦や子どものほか、観光地等では旅行者等も広い意味で災害時要援護者にあたる場合もある。

災害時要援護者への支援は、主に情報及び行動への支援が挙げられるが、それぞれの状態によって支援すべき内容がことなるため、注意が必要である。

平常時の取組みとしては、次のようなものが挙げられる。

① 地区内の災害時要援護者の把握

災害時要援護者の把握にあたっては、様々な方法が考えられるが、内閣府が平成17年3月に取りまとめた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月改訂)では、「手上げ方式」「同意方式」「情報共有方式」の3方式の組合せが提案されている。

こうした方式を単独または複合的に用いる場合においても、災害時要援護者対策にあたる団体が情報を共有し、個人情報取扱いについて十分注意しながら、災害時要援護者台帳等によって継続的に管理、運用していくことが必要である。

② 災害時要援護者への支援方法の整理

災害時に「誰が、誰を、どのように避難支援するか」、つまり避難支援者、避難場所、避難のタイミング、避難所までのルート・交通手段などを整理する。災害時要援護者への情報伝達手段についても整理しておく必要がある。

また、こうした支援方法が実際に機能するかどうか、定期的な訓練を通じて点検し、必要があれば更新・改良することが重要である。

また、災害時要援護者に関する情報は、実際に災害が起きた場合に、実効性が確保できるよう、個別に対応手段を取りまとめるほか、各団体の持つ身近な情報を含め、地域で重層的に対応できる体制を整えておくことが望ましい。

表 2-6 災害時要援護者の主な把握の手法

把握する手法（方式）	内 容	把握の際の注意点等
手 上 げ 方 式	制度創設について周知した上で、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者について避難支援プランを策定する方式。	要援護者本人の自発的な意思を尊重しており、必要な支援内容もきめ細かく把握できる反面、登録を希望しない者の把握が困難であり、要援護者となり得る者の全体像が把握できないおそれがある。
同 意 方 式	防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が住民一人ひとりと接する機会を捉えて要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を把握し、策定していく方式。	要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率よく迅速な情報収集が困難。
情 報 共 有 方 式	市町村において、平時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局等も共有する方式。	原則禁止である本人以外からの個人情報の収集及び個人情報の目的外利用・提供に関して、個人情報保護条例の例外規定として整理する必要がある。

出典：災害時要援護者の避難支援ガイドライン

③ 災害時の外国人支援など

災害発生時には、地域で暮らす外国人や旅行中の外国人が一般市民と同じ状況で被災することが考えられる。

財団法人仙台国際交流協会では、外国人に対してFM放送、チラシ、DVD等で防災情報を発信したり、外国人が多く暮らす地域で、町内会主催の訓練に外国人住民を募って参加するなどの活動を行っている。また、大規模災害発生時には仙台市災害多言語支援センターを設置し、情報提供等の支援をする。

自主防災組織においても、地域に居住する外国人を考慮に入れた活動を行う必要がある。同様に妊産婦や幼児・乳児、土地勘のない旅行者など、災害時に支援が必要となるかもしれない人々についても幅広く考慮しながら活動することが求められる。

(7) 他団体と連携した訓練活動の実施

連携による防災訓練とは、自主防災組織と消防団、災害ボランティア、事業所等が合同で実施する防災訓練のことである。

こうした訓練は、地域防災の視点から、それぞれの団体の得意分野や地域で担っている役割を結びつけて訓練を実施する点に特徴があり、災害時に実効性のある対応を目指すものである。

なお他団体と連携した訓練活動としては、次のような内容が考えられる。

① 近隣の自主防災組織との合同訓練

近隣の自主防災組織と合同で訓練を実施することで、参加人数が増えることによる防災訓練の活性化のほか、災害時の応援協力体制の強化が期待できる。

特に、避難所の設置・運営は自主防災組織の枠を超えた地域で行われる場合が考えられることから、こうした訓練を合同で行うことで、災害時の効果的な防災活動につながることを期待できる。

② 消防団との各種訓練

初期消火、救出・救助等の訓練の際に、専門的知識を有する消防団員の指導を受けながら訓練を実施することで、防火・防災知識や技術の向上が期待できる。

また避難訓練においては、避難所への集合時に、家庭での対応などを消防団がチェックする等の訓練も考えられる。

③ 社会福祉協議会等の福祉団体等との避難訓練

災害時要援護者の避難支援体制を確認するうえで、社会福祉協議会等の福祉団体等との合同による訓練実施が考えられる。また訓練実施にあたっては、災害時要援護者の介助者や家族の協力も必要となる。

また、社会福祉協議会や災害ボランティアコーディネーターとの連携により、自主防災組織による被災地のボランティアニーズの把握や、安心してボランティア活動を受け入れるための自主防災組織の立ち会いなどを含めたボランティア受入調整訓練を実施することも有効である。

④ 企業（事業所）との合同防災訓練

企業（事業所）と合同で行う防災訓練は、災害時の応援協力体制を確認するうえで重要である。

なお訓練実施にあたっては、資機材の借用方法、物資の提供の可否等を、企業の防災担当者と事前に協議しておくことが必要となる。

⑤ 学校等との避難所運営訓練

災害時に避難所となる学校での避難所の設営・運営訓練は、市町村、学校、自主防災組織等の役割分担を確認するうえで重要である。

訓練では、避難所の開設、施設管理や被災者の配置、情報伝達、生活必需品の配給などが考えられる。

コラム

親しみやすい日常における活動の工夫

自主防災活動は、いつ起こるかわからない災害に対して、住民が主体的に取り組むべき活動である。また防災知識の啓発や訓練等は、災害に備えて継続して取り組むべき活動であるため、活動を長続きさせ、より多くの人たちが参加できるよう工夫していく必要があるが、こうした防災活動のマンネリ化等も課題となっている。

では「活動を長続きさせるために何を行うか？」

そのためには、ただ「防災」を冠した訓練や活動を行うだけでなく、日常の活動のなかで、防災にも役立つノウハウを楽しく身に付ける手段を工夫した、親しみやすい活動を目指す工夫も必要である。

例えば、地域で救急救命講習を実施するにあたっては、「防災対策」を掲げるよりも「うちのおじいちゃん、おばあちゃんに万一のことがあったら」というアプローチで参加を促したほうが動機として身近である。同様に「防災のための炊き出し訓練」と呼びかけるよりも、PTAで焼きそばや豚汁づくりを遊び感覚で行うほうが、実践的な訓練に相当する事業に楽しみながら参加することができる。地域で盛り上がる祭りや運動会などの行事に防災の要素を取り入れることも有効である。

住民がより参加しやすいテーマで地域の活動と防災活動を結びつけることが、自主防災組織の活動を長続きさせ、より活性化させるためのポイントといえる。



■ 子ども達も一緒に楽しく炊き出し訓練。
(愛知県 豊橋市)

2. 地震災害時の活動

災害時の活動は、災害発生からの時間の推移により変化するため、時期に応じた的確な活動が求められる。

以下は、地震災害時における初動対応の時期に期待される活動を表したものであるが、自主防災組織は初動対応以降も復旧・復興に向けて、他団体と連携しながら、継続的な活動が求められる。また災害時の活動においては、自身及び家族の安全確保を前提として行われるものとする。

図2-12 時系列による地震災害時の活動



(1) 情報の収集及び伝達

地震により被害が発生したときに、的確な応急対応をとるためには、災害情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が必要不可欠である。特に、デマ等によりパニックが発生し、社会の秩序維持に大きな影響が生ずる事態は、回避しなければならない。

したがって、市町村や消防機関等と住民との間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立することに努めなければならない。

災害情報は地域の実情により、また災害の種別により、様々な内容となるが、伝達すべき情報を事前に地域ごとに決めておき、これについて市町村や消防機関等と住民が共通の認識をもっていなければならない。

伝達すべき災害情報について例示すれば、次のようなものが考えられる。

被害の状況（火災・がけ崩れ等の状況並びに建物、道路及び橋等の被害状況）、津波予報及び警報、電気・ガス・水道、電話等の復旧見通し、避難の勧告または指示、救援活動の状況、給食・給水、生活必需品の配給、衛生上の注意等。

地震防災対策強化地域で警戒宣言が発せられた場合

大規模地震関連情報、地震予知情報、警戒宣言、注意報及び警報（津波）、被害を軽減するために必要な情報（交通規制、避難の勧告または指示等）、生活情報（交通機関の運行、道路交通、電気・ガス・水道の供給、食糧等の需給等の状況）等。

災害情報の伝達ルートとしては、ラジオ、テレビによるものが最も有効であるが、地域の情報を網羅的に収集し、地域の住民にきめ細かく情報を伝達するルートとして自主防災組織の果たす役割は極めて大きい。

自主防災組織を災害情報の中継点として位置づけ、これを通じて、市町村や消防機関等から伝達すべき情報を流し、また、逆に地域の被害状況、住民の避難状況等を自主防災組織で収集し、市町村や消防機関等に報告することができるように地域の実情にあった仕組みを確立しておく必要がある。

このため、自主防災組織は、防災計画により、情報班をおき、伝達係、収集係の責任者を明確にする必要がある。

なお、最近ではパソコンや携帯電話などによる情報のやり取りが盛んになっているが、災害時には電気、電話やインターネット回線が不通になる可能性も考慮する必要がある。

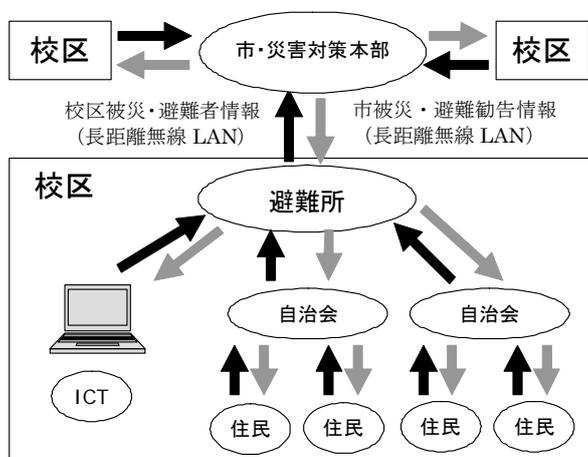
住民の収集する災害情報をどのように活かすか

災害時の情報をいかに早く収集し、かつ迅速に伝達（提供）することができるかは、被害を抑えるための重要な取組みである。愛知県豊橋市では、大学等と連携し、どのようにすれば早く情報を収集することができるかについて、住民が収集した被害等の情報を市町村へ伝達、情報共有を図る検証実験を行った。

実験では下図のようなシステムで、避難する住民が地域を見回りながら得た被害情報等を小学校区単位で集約し、さらに避難所と市の災害対策本部間で情報通信技術を活用した情報の共有が行われた。

その結果、日常的な町会単位での被害情報収集活動によって短時間で情報が集約できることがわかった。また情報を市と共有することによって、地域から発信された情報に関して、市が対応策を返す（フィードバックする）ことができ、地域の応急対応が有効に機能することが検証された。

図 情報通信技術（ICT）を活用した情報収集・伝達・共有システム



資料：消防庁・工学院大学（住民参加による災害情報収集技術及び伝達に関する研究、振興調整費「危機管理対応情報技術による減災対策」平成 18 年度報告書、2007 年 3 月）

このように、災害時の被害情報等は、地域の状況をよく知る住民が収集することで効率よく情報収集することができる。その際、予め危険箇所を把握しておくことと被害情報等がより集めやすくなることから、事前に防災マップ等で確認しておくことも重要である。

またこうしたシステムの活用によって、市町村へ情報がフィードバックされることも大切であり、このような情報を活用する取組みが、今後広く利用されることが望ましい。

(2) 出火防止、初期消火

地震発生直後の対応として、自主防災組織は出火防止、初期消火活動にあたる必要がある。

① 出火防止

地震発生時の火災は、被害を何倍にも大きくすることは、過去の災害の例からも明らかである。

地震発生の際に火災を出すことがなければ、火に追われて避難する必要もなく、負傷者を落ちついて救護することが可能となる。

② 初期消火

大規模な地震発生時の消防機関の活動は、以下のような状況により、通常の火災に比べ制限される。

- 建物の倒壊や地割れ、停止車両等による消防車の通行不能道路の発生
- 火災の同時多発
- 水道管切損による消火栓の使用不能 等

したがって、万一出火した場合には、自主防災組織が中心となって初期消火や延焼防止を行う必要がある。

自主防災組織の中には、可搬式小型動力ポンプを持っているところも多いが、消火班が中心となり日頃から点検等を行い、いざ火災発生時に整備不良のため使用不能ということのないようにしなければならない。

地震発生時における消火班の活動基準の一例を示せば次のとおりである。

- 地震が発生した場合、各消火班員は、自分の家庭の出火防止措置及び家族の安全対策を講じたのち、速やかにポンプの格納庫に参集する。
- 組織の地域内に火災が発生した場合は、最低限必要な班員が集合し次第出動する。
- 放水は原則として屋外で行う。
- 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
- 消防機関が到着したら、その指示に従う。
- 津波発生の可能性がある場合は、迅速に避難する。

地域内の事業所に自衛消防組織が存在する場合には、事業所とあらかじめ協定を結び、消火活動等について協力を得られるようにしておくことが望ましい。

消火班の活動は、第1段階として街頭設置の消火器等を使用して消火にあたる。これを使用しても消火不能なほど拡大した火災に対しては、第2段階として、可搬式小型動力ポンプにより消火活動にあたることとなる。

この場合、自主防災組織が可搬式小型動力ポンプ等を利用してどの程度の火災まで対応するのか、消防機関等とどのように協力するのかは、地域の状況により異なるので、協議しておく必要がある。

コラム

地震の後の電気による火災(通電火災)に注意

地震による二次災害としての火災の恐ろしさは過去の教訓からよく言われていることであり、使用中の火をいかに早く消すかが、火災を防ぐ重要なポイントとなる。

しかしながら、平成7年の阪神・淡路大震災では、発災後しばらく時間が経ってから火の気のないところで火災が発生するという新たな火災現象がおきた。原因は、地震が発生する前に使用していた電化製品が電源の入った状態のまま転倒し、あるいは位置が変わってしまい、その状態で停電となったため、電気が復旧すると、つけっぱなしであった電化製品に急に電気が流れ、あるいは家具や落下物のために半断線した電気コードがショート等を起こして火災につながったというものである。このほかにも、阪神・淡路大震災では地震直後に漏洩したガスに、自動的に回復した電気の火花が飛んで、火災が発生する場合もみられた。

このような火災を「通電火災」というが、これを防止するためには、自宅に被害を受けてやむを得ず避難する際に、必ず電気のブレーカーを下ろして電力の供給を止めることが重要である。また、同時にガスの元栓を締めることも忘れないよう心がける必要がある。

《 二次災害を防ぐための火災防止対策 》

- 地震の揺れを感じたらすぐに火を消す。
- 大きな揺れのときは、揺れが収まるのを待って火を消す。
- 可能であれば初期消火を。
- 避難の際には必ずブレーカーを下ろし、電力の供給を止める。
- ガスの元栓も締める。

(3) 救出・救護

地震が発生すると、建物倒壊や落下物等により多数の負傷者が発生し、救出・救護が必要な事態が生ずるため、自主防災組織としては、倒壊物やガレキの下敷きになった人を、資機材を使用して救出にあたるほか、負傷者には、応急手当等を行い、病院へ搬送する等の支援が求められる。

また、地震発生時には救急車の出動要請が同時に集中し、119番が「話中」となり、出動した救急車も建物倒壊による通行不能や道路混雑のため、思うように活動できなかった事例もあるため、自主防災組織の防災計画においては、負傷者に対する救出・救護計画を定めておかなければならない。

救出・救護活動に関して、次のような点に十分配慮する必要がある。

① 救出活動

- 大規模な救出作業が必要な場合には、資機材を有効に活用して救出活動を行うとともに、必要と認められる場合には、速やかに消防機関等の出動を要請する。
- 状況に応じて、できるだけ周囲の人の協力を求めるとともに、二次災害発生の防止に努める。
- 倒壊物の下敷になった人の救出に際し、同時に火災が発生した場合は、火災を制圧しつつ救出活動にあたる。
- 災害時要援護者台帳やマップ等を活用し、効果的な救出活動を行う。

② 救護活動

地域の医療機関とあらかじめ協議し、負傷者の受け入れ等について承諾を得ておくとともに、臨時の応急救護所を避難場所に設けることについて、市町村や消防機関等と十分協議しておくことが望ましい。なお、重傷者が出た場合は、直ちにこれらの医療機関または応急救護所へ搬送する。

(4) 避難

災害時における避難行動において、自主防災組織が担うべき役割は、①避難誘導、②避難所の開設・運営等の大きく2つに分けられる。

また被害の状況や災害が発生した時期や時間帯、火災発生時の風向き等によって、安全な避難経路や開設される避難所が異なるため、正確な情報把握に努める必要がある。

① 避難誘導

避難活動の中心的役割を自主防災組織が担う場合も多く、市町村や消防機関等と十分協議の上、組織の防災計画において密接な避難計画をつくり、関係住民に周知徹底しておかなければならない。

また、避難場所は市町村の地域防災計画において定めることとなっているが、そこに至るまでの一時避難場所（または一時集合場所）については、市町村や消防機関等と協議して、あらかじめ組織の防災計画において定めておく必要がある。

一時避難場所は以下のような条件を満たしていることが望ましい。

- がけ崩れ、津波等による災害の危険のない場所であること。
- 子ども、高齢者、障がい者にとっても避難が容易な場所であること。
- 救援活動に適した広さの場所であること。
- 住民によく知られた場所であること。

なお、避難場所には可搬式小型動力ポンプ、消火器等の消火用資機材及び担架、救急セット等の救出・救護用資機材等を備え自主防災組織の応急防災活動の拠点とすることが好ましい。

② 避難所の開設・運営等

避難所は、災害の直前、直後において、住民の生命の安全を確保する避難施設として、さらに災害の規模や被害状況に応じて、一定期間生活する施設として重要な役割を果たすものである。

したがって、災害発生後に避難所を開設する際は、市町村が指定した施設の安全確認がされた後、一時避難場所から避難者を収容し支援を行うことが重要である。

なお、避難所で提供する主な生活支援には、次のようなものがあり、自主防災組織として、各班で必要に応じた対応が求められる。

表 2-6 避難所の機能・役割

分野・項目	避難所の機能	考慮すべき事項	
安全・生活等	安全の確保	災害発生の直前又は直後において、安全な施設に、迅速かつ確実に避難者を受け入れ、避難者の生命・身体の安全を守る。	
	食糧・生活物資の提供	食糧や飲料水の供給、被服・寝具等を提供する。	必要な物資等が均等にいきわたるよう配慮する。
	生活場所の提供	家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難になった避難者に対し、一定期間にわたって、生活の場を提供する。	季節や期間に応じて、暑さ・寒さ対策や炊事、洗濯等のための設備のほか、プライバシーへの配慮等が必要となる。
保健、医療、衛生	健康の確保	避難者の傷病を治療する救護機能と健康相談等の保健医療サービスを提供する。	避難の長期化に伴い、心のケア等が重要となる。
	トイレ等の衛生的な環境の提供	避難者が生活を送る上で必要となるトイレ、風呂・シャワー、ごみ処理、防疫対策等、衛生的な生活環境を維持する。	避難者の生活が続く限り継続していく必要がある。
情報、コミュニティ	情報の提供・交換・収集	避難者に対し、災害情報や安否情報、支援情報等を提供するとともに、避難者同士が安否の確認や情報交換を行う。避難者の安否や被災状況要望等に関する情報を収集し行政等外部へ発信する。	時間の経過とともに必要とされる情報の内容は変化することに留意する必要がある。
	コミュニティの維持・形成	避難している近隣の住民同士が、互いに励まし合い、助け合いながら生活することができるよう従前のコミュニティを維持したり、新たに避難者同士のコミュニティを形成する。	コミュニティの維持・形成は、避難の長期化とともに重要性が高まるため、避難所のルールや良好な関係を維持できるよう調整に努める。

(5) 給食・給水

地震により、停電、断水、ガスの供給停止に加えて、食糧、飲料水、生活用水も不足することも予想されることから、自主防災組織としては、避難所等での安心・安全な生活支援として、食糧や飲料水、救援物資の配分を行うほか、炊き出しを行う必要がある。

炊き出しを行う際は、衛生面に十分配慮し、食中毒等の二次災害を出さないよう心がける。

また、住民への給水・給食にあたっては、災害時要援護者や自宅で避難生活を送っていても、調理ができずに食事を求めて避難所へ来る人、帰宅困難者となった地域外の人等がいることを認識し、柔軟で的確な対応が求められる。

また、以下の点にも留意する必要がある。

- 自分で水や食事を取りに行くことができない人、アレルギー体質の人等、様々な事情を抱えている人への配慮。
- 高齢者や病人、乳幼児などは、一般の防災備蓄食品が合わない場合もあるため、できるだけそれぞれの人に合わせた食べ方を考える。

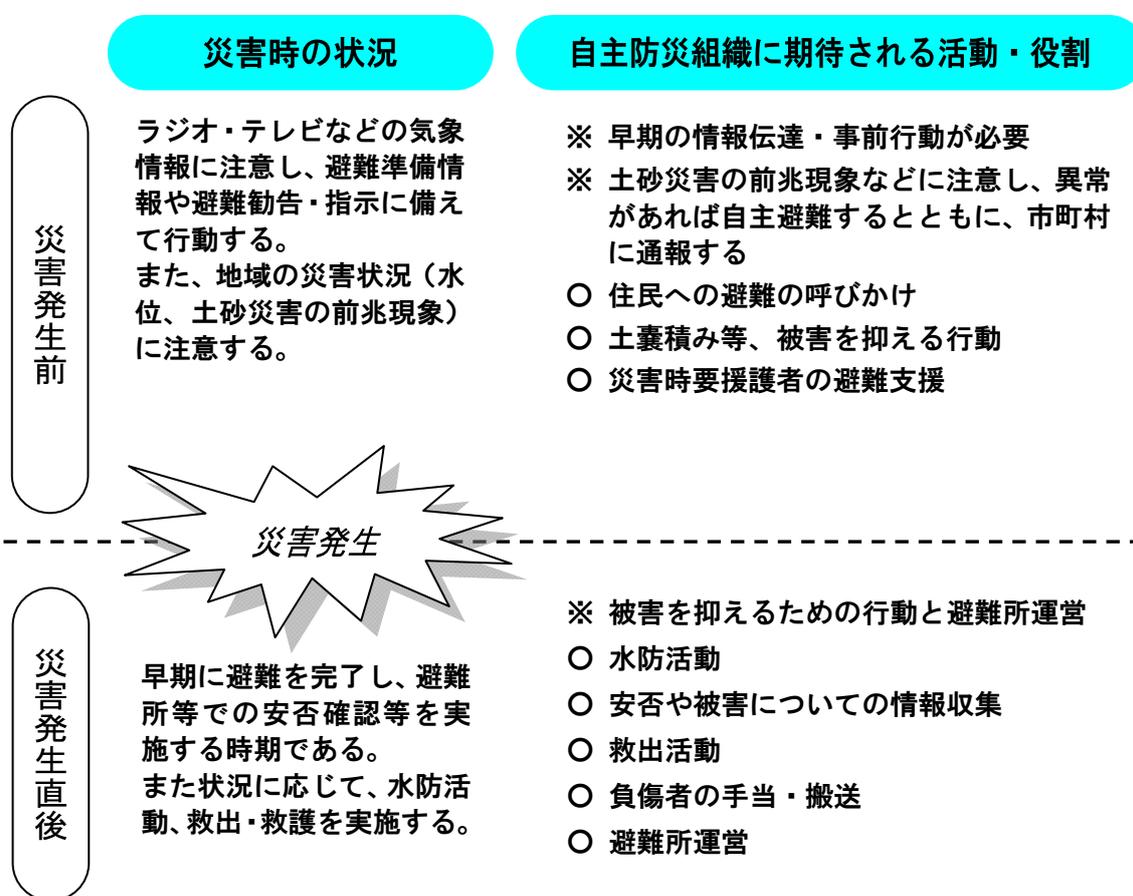


3. 風水害時の活動

地震災害時の活動と同様に、風水害時においても時期に応じた的確な活動が求められるが、突然襲ってくる地震とは異なり、風水害はその発生までにある程度の時間があるため、被害が及ぶ危険を避けるために、早期に情報伝達や避難といった行動をとることによって、大規模な被害を抑えることが可能である。

したがって、風水害時の活動の内容については、避難後の行動等、前項の地震災害時の活動を基本とするほか、次のような事前行動が求められる。

図 2-13 風水害時の主な活動



(1) 情報の収集及び伝達

風水害では、被害の及ぶ切迫性が現れてから、いかにすばやく避難を開始できるかがカギとなるため、正確な情報収集・伝達が重要となる。

なお、風水害時に伝達される災害情報については、次のようなものがある。

○ 気象庁・気象台が発表する情報

気象注意報（大雨や洪水、強風、雷、高潮等）

気象警報（大雨や洪水、暴風、高潮等）

台風情報

土砂災害警戒情報 等

そのほか河川管理者などからの情報にも注意する必要がある。

○ 避難に関する情報

避難準備情報（要援護者避難情報）・避難勧告・指示

特に、風水害時の避難準備情報や避難勧告・指示の情報は、防災行政無線や広報車の音が雨音でかき消されるなどして住民に伝わらない場合もある。そのため、自主防災組織が早目にこうした情報を住民に伝える必要がある。

(2) 避難及び避難所運営

風水害時の避難及び避難所運営については、特に被害の発生した地域によって、次のような状況が想定されるため、被害情報を正確に把握し、安全な避難経路での避難、避難所開設への行動が求められる。

なお、開設される避難所は、地域によって地震災害時とは異なる場合もあることに注意するとともに、以下の点について留意する必要がある。

○ 浸水等により、避難所及び周辺の衛生状態が著しく悪化するおそれがある。

○ 浸水等により、地階や低層階に保管されている備蓄物資等が使用できなくなるおそれがある。

(解説) 避難準備情報や避難勧告・指示について

「避難準備情報」とは、災害発生の危険性が高まった時に市町村が発する避難勧告等の一つとして、新たに加えられた情報である。この情報は、従来の「避難勧告」より前の段階で「人的被害の発生の可能性がある」と判断された時点で発令され、避難に時間を要する高齢者や障がい者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

なお、避難準備情報や避難勧告・指示の内容は次のとおりである。

表 2-7 避難準備情報や避難勧告・指示の内容

発令情報	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要援護者避難情報)	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

資料：内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成18年3月）

雪害、火山災害における活動

自然災害には、地震災害、風水害のほか、雪害、火山災害などがあり、自主防災組織には災害による被害を未然に防ぐための活動が求められる。

○雪害に関して自主防災組織に期待される活動・役割

- ・雪害に関する知識の普及、安全な除雪作業の普及広報
- ・雪崩危険箇所への把握
- ・地区内の道路・家屋の除雪体制の把握
- ・地域の協力による除雪作業の実施

○火山災害に関して自主防災組織に期待される活動・役割

- ・火山災害に関する知識の普及（噴火警戒レベルと避難行動の対応など）
- ・火山ハザードマップの周知
- ・迅速な情報伝達、避難誘導（災害時要援護者の避難誘導を含む）
- ・避難所の開設・運営等

写真 桜島火山ハザードマップ（鹿児島市作成）



活動についてもっと知るために
～ 自主防災組織教育指導者用教本 ～

本節に記した自主防災組織の活動は、活動の全体像を示したものであり、地域の実情や組織の結成状況等によって、その活動範囲や内容、役割が異なる場合も考えられる。

自主防災組織の活動について、より詳細な活動内容について知るためのものとして、消防庁消防大学校では、「自主防災組織教育指導者用教本」を作成している。

教育指導者用教本では、地震災害、風水害・土砂災害に焦点をあてながら、自主防災組織のリーダーの方々が、住民と共に活動を進めていくための考え方やヒントとなる事例や手法を掲載している。また、指導者用教本の中から住民の理解の助けとなる事項を抜粋し、住民用教本としてまとめている。

自主防災活動について理解を深め、地域の防災力を高める安心安全なまちづくりを推進するために、これらの教本も参考とすべき資料である。

(自主防災組織教育指導者用教本：

http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/dai_gaku/kyouhon/index.htm)

写真 自主防災組織教育指導者用教本



第4節 連携による活動の活性化

1. 連携の考え方

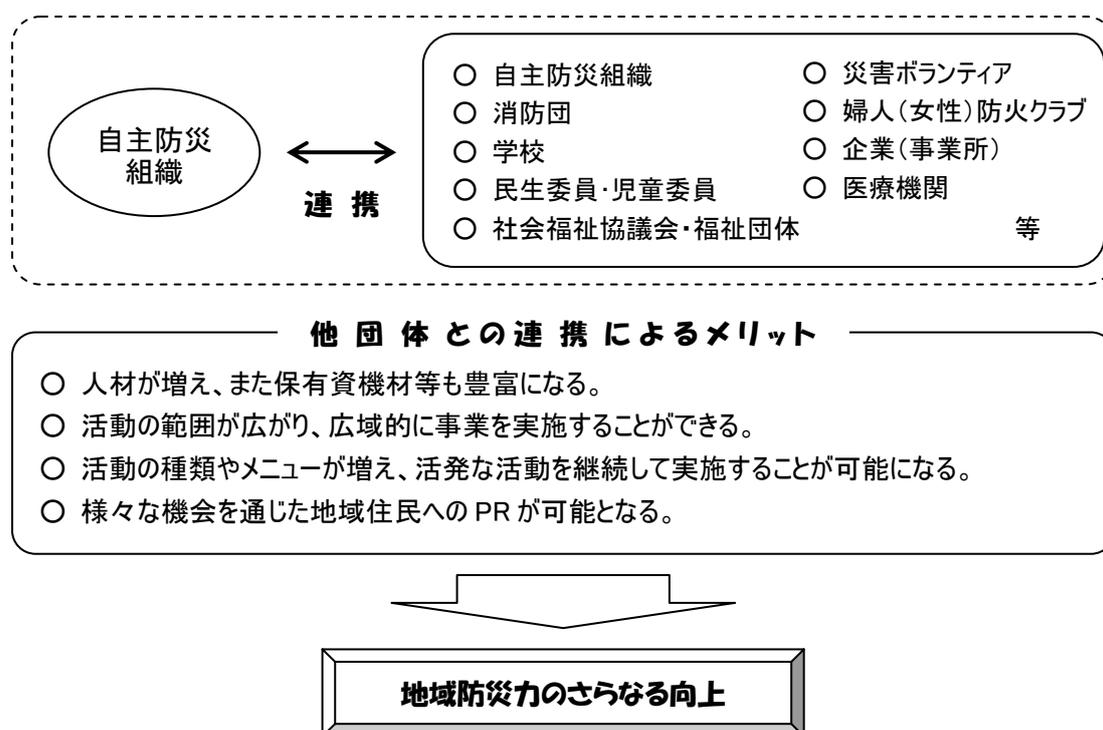
これからの自主防災組織の活動においては、自主防災組織相互の連携のほか、消防団、学校等の地域の様々な活動団体と有機的に連携し、活動の活性化を図り、防災をはじめとする地域の安心・安全への取組みを進めていくことが求められている。その際、各団体の活動の特徴を踏まえ、他団体が行う活動と自主防災組織の活動を結びつけ、相互の得意分野で地域の防災力を補完し合う活動を心がけることが必要である。

また、連携による活動においては、互いに良きパートナーとなれるよう、普段からの関係づくりとともに、地域における人的ネットワーク（つながり、結びつき）を広げていくことが重要といえる。

さらに、地域の安心・安全な暮らしへの住民意識の高揚やコミュニティの強化につながり、地域防災力のさらなる向上が期待できる。

なお、地域の様々な団体と連携を図ることで、これまでは実施困難であった活動に対しても、広域的かつ多様な手法での取組みが可能と考えられる。

図2-14 様々な地域活動団体との連携とそのメリット



地域の活動や行事と結びつけた連携の考え方

地域の活動や行事と防災活動と結びつけることによって、防災活動は地域における活動の幅を広げる有効な手法となる場合がある。

例えば、だんじり祭りでは有名な岸和田市では、だんじり小屋という拠点や小屋の中にある様々な資機材、さらにはお祭りを支える人的ネットワークといった地域資源を、いざというときに防災への転換可能なハード（拠点）やソフト（ネットワーク）として有効活用し、防災への取組みを進めている地域がある。

このように、地域の行事や活動のなかには、地域防災に結びつくテーマや技術、資源、ネットワーク等、いざという時のための訓練や災害時の活動に転換できるものが数多く備わっている。

こうしたことは、お祭り以外の活動にも、日常的な教育、福祉、環境美化、青少年健全育成等各種の地域活動でもみられ、暮らしと結びつけた防災活動は、住民にとっても、普段の活動の延長線上に自主防災活動があるという意識の高揚にもつながるため、自主防災組織を長続きさせ、活動の活性化にもつながる効果的な取組みといえる。



■ だんじり小屋(大阪府岸和田市)



■ 地区運動会(防災競技)に防災の項目を取り入れることで、地域行事に防災活動を結び付けている。(広島県 呉市)

2. 自主防災組織間の連携

自主防災組織は、身近な地域の防災組織であり、地域の防災活動が効果的に行える範囲、あるいは日常生活上の基礎的な地域といった範囲で組織が結成されていることは前述のとおりである。

しかしながら、大規模災害の発生時には周辺地域等、広範囲で被害が発生することが想定されるため、身近な地域での防災活動に加え、近隣の自主防災組織間と連携し、普段から災害時に相互に協力しあえる体制を築いておく必要がある。

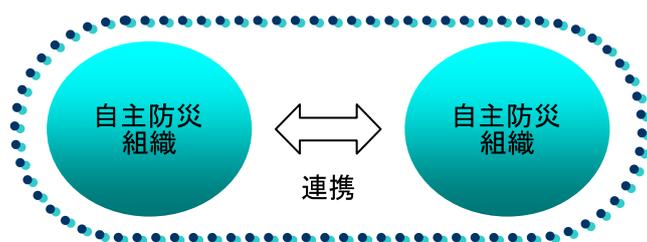
また、こうした連携を図るための組織として、自主防災組織連絡協議会の設置が期待される。

(1) 自主防災組織間の連携の効果

日常より、近隣の自主防災組織と相互の応援協力体制や地域の自主防災組織間における情報・人的交流や防災まちづくりの共同実施等、友好的な関係を築いておくことが必要となる。また、こうした組織間の連携が大規模災害時の効果的な防災活動につながると期待される。

また、こうした自主防災組織間の連携した活動は、各自主防災組織の長所や短所を補い合い、地域間の防災活動にみられる格差の解消等の効果が期待される。

図 2-15 自主防災組織間の連携



- 近隣の自主防災組織と相互の応援協力体制
- 自主防災組織間における情報・人的交流
- 防災まちづくりの共同実施等

災害時 → 相互に協力した活動の展開

日常時 → 交流・会合（活動における情報交換の場）
災害時の応援協力体制
合同訓練
避難所運営の役割分担・体制
資機材等の共同保有・活用 等

(2) 自主防災組織連絡協議会の設置

自主防災組織間の連携を高め、近隣の自主防災組織が一体となって地域防災力の向上に取り組んでいくための第一歩として、各市町村内の地区レベルで連絡協議会を立ち上げ、自主防災組織が相互の活動内容等を知ること等のできる場が必要となる。さらに、こうした地区レベルでの連絡協議会の取りまとめを行う市町村連絡協議会の設置も重要である。

なお、平成 22 年 4 月 1 日現在、市町村レベルの自主防災組織連絡協議会は 327 団体設置されている。このほか、地区レベルの連絡協議会が全国各地で設置されている。さらには、都道府県内の自主防災組織や市町村単位の連絡協議会の取りまとめを行う都道府県レベルの連絡協議会の設置も進んでおり、こうした各レベルの連絡協議会の設置拡充が強く望まれるところである。

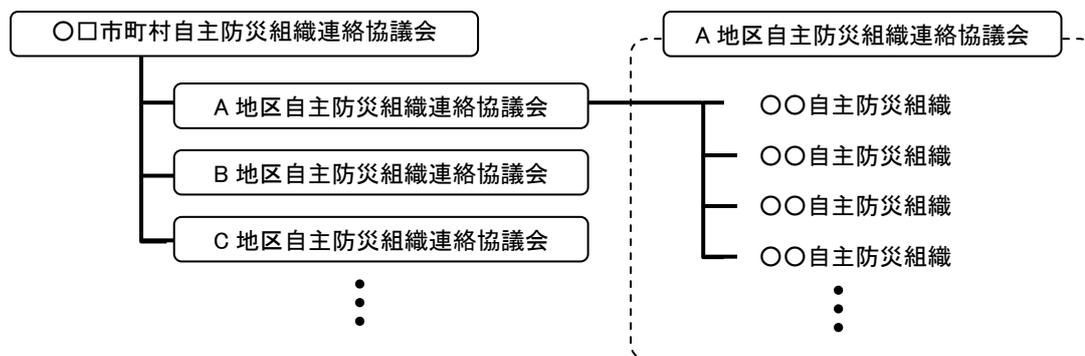
表 2-8 自主防災組織連絡協議会の設置状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

自主防災組織数	自主防災組織連合体を有する市町村数
142,759 団体	327 団体

それぞれの地域において活動している自主防災組織が、相互の活動内容を知り、連絡をとりあえる場を設けることにより、お互いに刺激を受けるだけでなく、合同研修を行ったり、活動の質のさらなる向上が可能である。既に自主防災組織連絡協議会を設置した地域からは、情報交換を行い、相互の活動内容を知ることができる意義は非常に大きいという声が多く聞かれている。

自主防災活動は、住民の意欲や創意に基づくものであることから、こうした人的ネットワークは何よりも貴重なツールであり、そのネットワークを市町村、都道府県へと広げる仕組みをつくることが有効である。

図 2-16 自主防災組織連絡協議会 概念図



関連項目 → 自主防災組織連絡協議会の活動事例 (P.99 ~)
自主防災組織連絡協議会規約 (例) (P.164 ~)

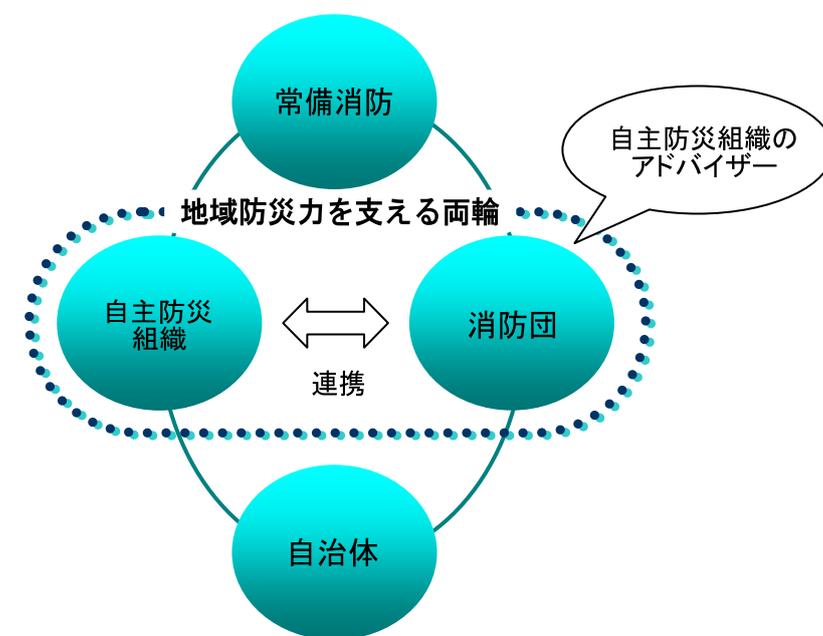
3. 消防団との連携

大規模な災害が発生した際には、市町村や常備消防の対応だけでは限界があるため、自主防災組織、消防団等の総力を挙げて災害に対処する必要がある。

こうしたなかで、自主防災組織としては地域の様々な団体と連携していくことが必要であるが、なかでも消防団との連携が重要であり、自主防災組織の運営や防災知識、技術を身につけるための良きアドバイザーとして日頃から消防団と交流を図り、ともに地域を守る組織として協力しあうことが求められている。

また、こうした地域防災の両輪である自主防災組織と消防団が連携することによって、地域防災力のさらなる向上につながっていくと言える。

図 2-17 地域防災を支える機関と自主防災組織・消防団の連携



災害時 → 自主防災組織と消防団が相互に連携した
消防・救助活動の展開

日常時 → 消防団による様々なアドバイス
(防災に対する知識・技術の向上)

(1) 消防団の特性と地域防災における役割

消防団は、地域に根ざした消防防災機関として、要員動員力及び即時対応力に優れ、火災予防、初期消火訓練等を行っているため、消防防災に関する知識及び技術を有し、地域の防災力として大きな役割を果たしている。

こうしたことから、消防団は地域防災力の向上に不可欠であり、また地域に密着し住民との一体性を持った組織であるため、自主防災組織が消防団と連携を図っていくことは特に重要である。

- **地域密着性** 消防団員は、地域の住民であることが多く、地元の事情等に通じ地域に密着した存在
- **要員動員力** 団員数は、かつてより減少しているものの、なお、全国で約 88.5 万人と、常備職員の約 5.5 倍の人員を有する。
- **即時対応力** 消防団員は、日頃から教育訓練を受けており、災害発生時には即時に対応できる能力を保有している。

(2) 消防団と連携した活動

自主防災組織と消防団の連携にあたっては、自主防災組織の活動状況等やそれぞれの地域の実情により異なってくるものと考えられるが、主として自主防災組織が行う防災訓練や消火訓練、自動体外式除細動器（AED）を使用した応急手当等について、消防団員がノウハウの提供等の支援を行うアドバイザーとして、貢献していくことが挙げられる。

実際に自主防災組織が消防団と連携して活動する際は、主に次のような指導を行う例がみられる。

- 防災知識の普及啓発
- 家庭内防災対策の指導
- 防災訓練の指導
- 防災マップの作成指導
- 地域の危険物や消防水利、防災倉庫、避難地等の位置の把握 等

自主防災組織としては、日常の消火訓練はもとより、災害時を想定した救助・救出等についても、消防団からアドバイスを受けながら知識、技術を身につけ、ともに地域防災を担う集団として、災害発生時に自主防災組織のマンパワーと消防団の専門知識・スキルを活用し、効果的な防災活動が行えるよう連携を図ることが重要である。

そのほか、地域の消防団員や消防団OBと普段から人的交流を図ることも、組織の活性化や災害時に必要となる人材の把握として重要であると考えられる。

関連項目 → 消防団OBの自主防災活動への参画事例（P.107 ～）

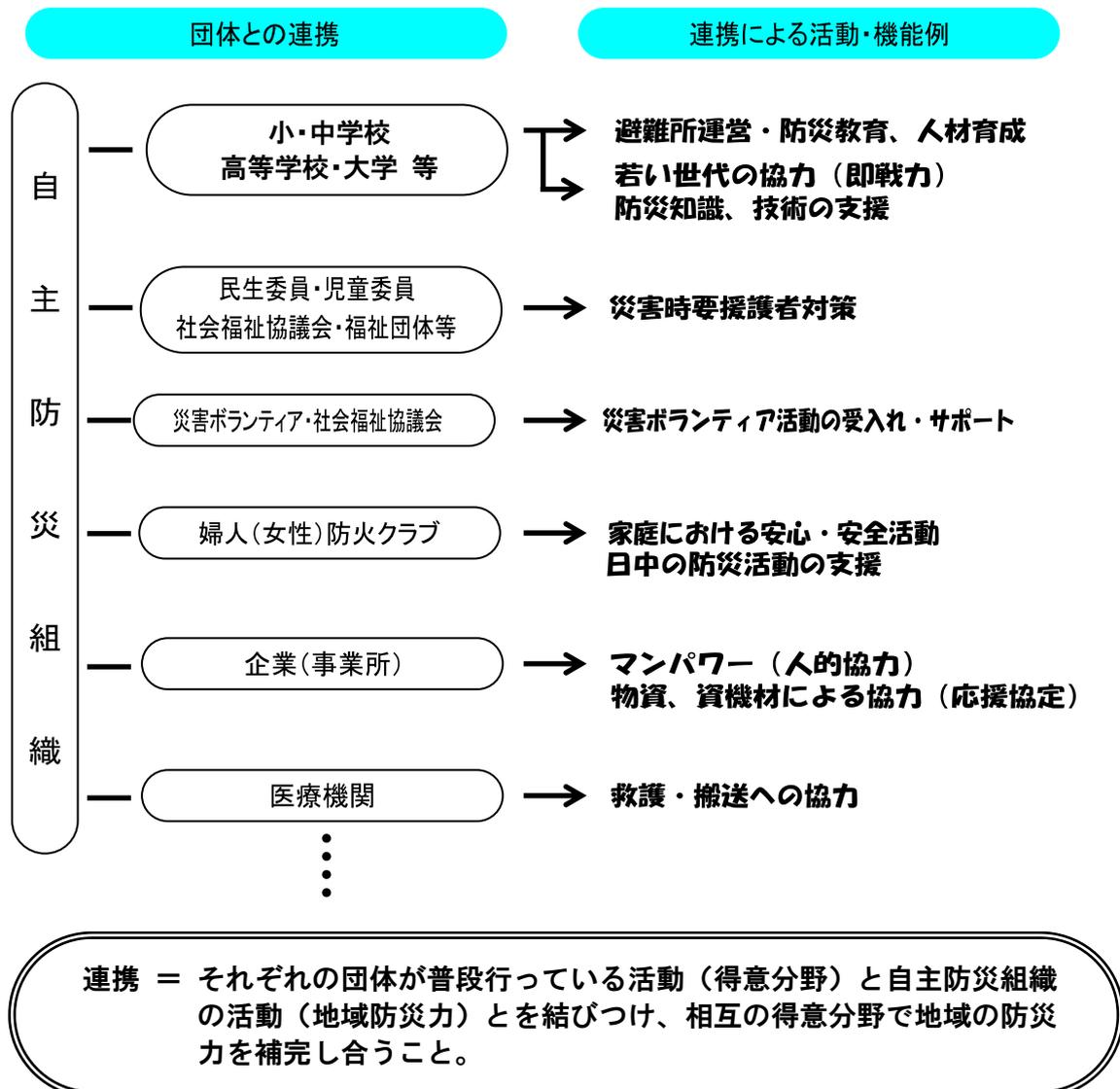
4. 地域の様々な団体との連携

地域防災力の向上においては、中核を担う自主防災組織が住民の防災意識を高め、自発的な参加を促す活動を行うことが重要である。加えて、地域の様々な団体と連携した幅広い活動を展開することによって、地域社会とのつながり、結びつきを強め、現代社会に対応しうる新たな人的ネットワークの構築を図る必要がある。

また、自主防災組織の活動課題の解消、活動の活性化においても、こうした取組みは有効な手法となる。

なお、他団体との連携にあたっては地域によって様々な組み合わせ考えられるが、主なものとして、次のような連携が考えられる。

図 2-18 地域の様々な団体との連携



(1) 学校との連携 ① → 避難所運営・防災教育、人材育成

学校は地域の避難所に指定されていることが多く、災害が発生すれば多数の住民が集まることが予想される。

避難所の運営については、災害時に秩序ある運営が図られるよう、施設管理者である学校と、運営を担う市町村及び自主防災組織が十分連携して行う必要があり、避難所の運営計画に基づき、災害ボランティアの参画や協力を得て、避難所の運営訓練を実施することが重要である。

一方で、災害等に対する知識や対処能力を子どもの頃から身に付けておくことが重要であり、こうした知識や能力は、成人後においても、災害発生時の対応に資するものである。また、学校における防災教育を推進していくことによって、家庭や社会への防災意識・知識の普及も期待される。

「地域の安全・安心に関する懇話会」（平成15年12月）では、児童・生徒等を対象とした、学校における防災教育の推進にあたっては、防災教育、人材育成の観点から、学校・家庭・地域が連携した学校教育における防災教育への取組みが望まれるとされており、実施への方策として次のように報告されている。

- **防災の視点を持って地域をまわり、防災スキルを習得、防災活動体験を実施**
子どもたちが地域の一員として、地域への愛着や自分たちのまちを災害から守るという意識を醸成する。
- **学校における自主防災組織の設置**
町内会のみならず、学校においても教員が自主防災組織メンバーとして被災時に学校や周囲の地域社会に貢献することを通じ、児童・生徒に対して社会貢献の意義について教育する。
- **「総合学習の時間」における防災教育の実施**
総合学習の時間等を活用して、副読本により最低限必要な知識は習得できるようにしたり、PTAや地元企業の協力を得ながら、福祉やコミュニティ活動等の日常活動に子ども達を参加させる。
- **授業の一環としてのハザードマップの作成**
授業において、地域の地形や想定される災害について理解を深め、実際にどの地域にどのような被害が生じ、それに対応するためにはどんな予防策、応急策をとるべきかについて議論を深める。

防災学習教材として、消防庁では平成 22 年 3 月に指導者用防災教材「チャレンジ！防災 48」を作成し、インターネット上でも公開している。また、インターネットを活用した防災学習教材である「防災・危機管理 e-カレッジ」（一般用）や「こどもぼうさい e-ランド」（子供用）を開設している。

これらのほかにも、子ども向け、地域住民向けの様々な防災教材が作成されている。こうした教材を活用しながら、学校や地域が協働して防災知識・意識を高める場を設けていくことも重要である。

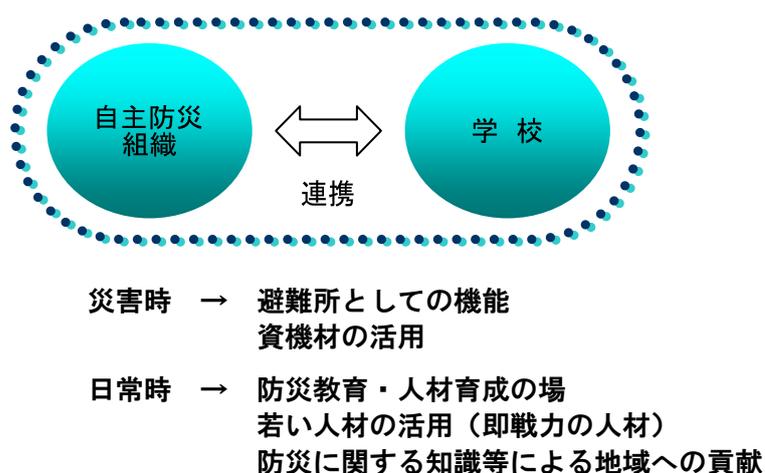
（２）学校との連携 ② → 若い世代の協力(即戦力)、防災知識、技術の支援

学校との連携では、前述のような避難所運営・防災教育、人材育成のほかにも、災害時の人的協力（マンパワー）や専門的な知識や技術を活かした連携方法も考えられる。

特に、高校生や大学生は体力的にも即戦力となりうる人材であり、阪神・淡路大震災以降、こうした「若い力」を地域の防災力として活用する動きが、各地でみられるようになってきている。

また、地元の大学と連携することにより地域の災害危険箇所等の防災調査活動を通じて地域の安全確保に貢献している例もみられ、こうした学校の人的・物的・知的資源による、地域の防災力の向上が期待される。

図 2-19 自主防災組織と学校との連携



関連項目 → 防災教材の活用 (P.30)
学校との連携による活動事例 (P.118 ~)

自分たちのまちの防災マップを作ろう

「防災マップづくり」は、子どもたちが楽しみながら、様々な人々とのふれあいを通じて、自分たちのまちについて知り、様々な知識を身につけてもらおうという実践的防災教育プログラムである。

子どもたちは、自分たちのまちを実際に歩き、そこで発見した防災に関連する施設などを地図に書き込んでいく。その際、自主防災組織や地域の方々がまち歩きに参加して、子どもたちに過去の災害の歴史や地域の防災体制などについてアドバイスすると、子どもたちの防災意識の一層の向上が期待できる。

なお、この「子どもたちによるまち歩き→マップづくり」という手法を利用して、災害ばかりではなく、日常的に気をつけなければならない交通安全や防犯の視点からのマップづくりも実施されている。

社団法人日本損害保険協会では、小学校の授業で防災マップづくりを行うためのマニュアル『「ぼうさい探検隊」授業実践の手引き』を発行し、小学生が作成したマップを対象とした「小学生のぼうさい探検隊マップコンクール」を毎年実施している。

また、消防庁が作成している指導者用防災教材「チャレンジ！防災48」でも、自分たちのまちを歩いて防災マップを作るメニューを紹介している。

写真 「ぼうさい探検隊」授業実践の手引きと活動の様子



- 「ぼうさい探検隊」は、子どもたちが楽しみながらフィールドワークを行い、マップに落とし込んでいく。
- 小学校の授業で「ぼうさい探検隊」を実施するための具体的な内容を記した手引きも発行されている。

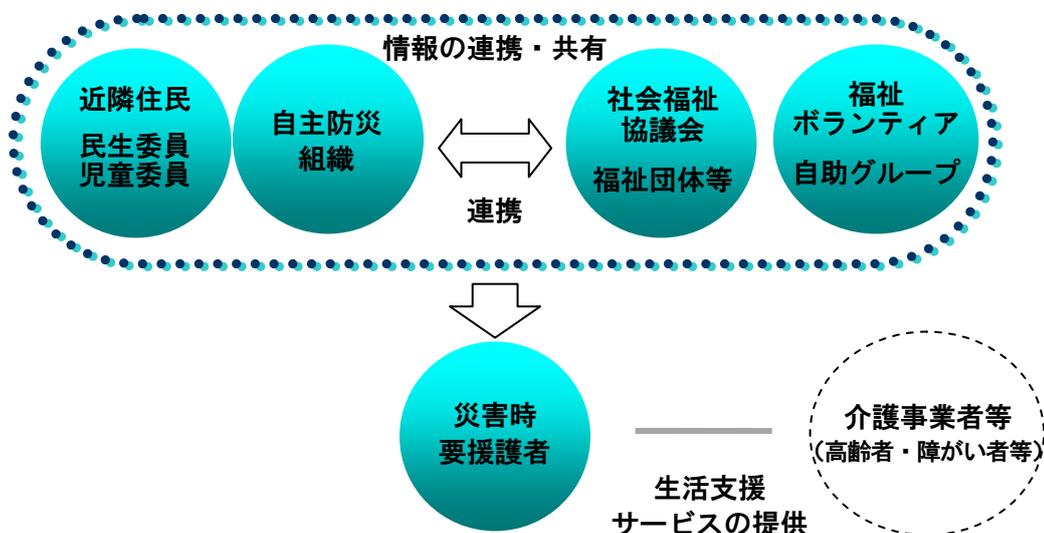
(3) 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉団体等との連携

→ 災害時要援護者対策

災害時要援護者対策は、自主防災組織と民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉団体等とが連携を図り実施することが効果的である。自主防災組織に求められる役割としては、平常時には、災害時要援護者の速やかな避難行動のために必要な情報を把握し、災害時にスムーズに避難支援を実施できるよう実践的な訓練を行うことなどが挙げられる。また災害時には、避難誘導や情報伝達等の実動部隊として活動することなどが挙げられる。

地域内の災害時要援護者がどこに住んでいて、災害時に避難する際にどのような支援が必要であるか、事前に把握しておくことが重要であり、そのためには、災害時要援護者と普段から接する機会の多い民生委員・児童委員や福祉ボランティア、自助グループ※、社会福祉協議会等の福祉関係団体等の信頼関係を生かした情報把握が有効である。

図 2-20 自主防災組織と社会福祉協議会、福祉団体等との連携



(日常時)

- 災害時要援護者情報の把握
- 近隣住民への協力依頼・専門的な人材の把握
- 地域福祉・福祉ボランティア活動

(災害時)

- 災害時における避難誘導や情報伝達 等
- 避難所等での生活支援・心身のケア

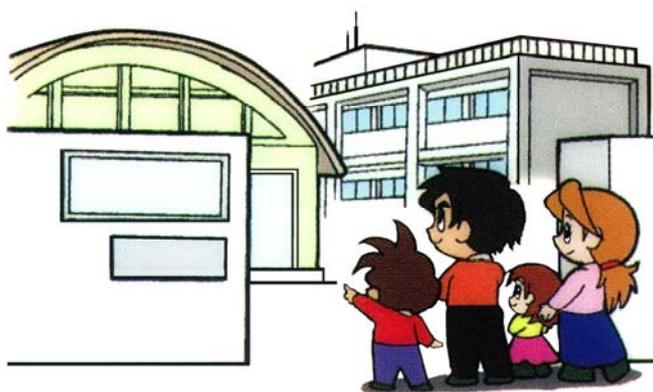
※ 自助グループとは「同じような困難を抱えた人同士が、お互いに支え合い、励まし合うなかから、課題の解決や克服を図る」ことを目的に集う活動をいう。

なお、把握した災害時要援護者の情報については、必要に応じて更新し、地域の災害時要援護者を支援する団体と共有しておくことが重要である。その際、個人情報の取り扱いには十分配慮する必要がある。

また、地域活動を通じて、災害時要援護者の近隣住民等への災害時の協力を求めることも重要である。同時に、看護師、介護福祉士等の保健・医療・福祉の専門職や経験者といった専門的な知識・技能を持った住民を把握しておくことも、災害時の支援活動を円滑に行うために必要と考えられる。

阪神・淡路大震災を経験した神戸市においては、住民、事業所、行政が連携し、日々の福祉活動等を通じて育まれた助け合いの絆を活かして非常時に備える「防災福祉コミュニティ」といった取組みが行われている。

こうした「防災」と「福祉」が連携することによって、防災意識の啓発をはじめ、災害時要援護者の情報共有、実践的な訓練の実施といった、災害時要援護者対策についても有効な対策を講じることが可能となる。



先進事例にみる災害時要援護者の避難支援対策

消防庁では、全国の市町村や、自主防災組織など防災活動を行う地域住民の参考となるよう、災害時要援護者の避難対策の具体的な 88 の事例を掲載した「災害時要援護者の避難支援対策事例集」を作成している。

この中では、災害時要援護者台帳の作成事例、災害時要援護者の避難支援体制を整備した事例、避難支援訓練の事例、実際の災害における支援の事例などを掲載している。こうした事例は、災害時要援護者の避難支援に関する現場での課題を一つひとつ解決していく際の参考になると考えられる。

また、消防庁では、災害時要援護者の避難支援プランの作成の手引き「災害時要援護者避難支援プラン作成に向けて」～ 災害時要援護者の避難支援アクションプログラム ～を作成している。この中では、次のような点を避難支援のポイントとして挙げている。

表 2-9 災害時要援護者避難支援プランの項目と策定のポイント

避難支援プランの項目	策定のポイント
避難支援プラン策定の体制づくり	協議会等の結成、活動計画の策定
要援護者の特定	対象者の基準
要援護者情報の把握	情報収集方法、情報共有方法、要援護者情報の管理
情報伝達体制の整備	要援護者への情報伝達、支援者への情報伝達、関係機関の情報伝達
避難支援者の決定	避難支援者の決定・周知、具体的な避難支援の実施
要援護者支援に係る訓練	避難支援プランの周知、啓発訓練

(災害時要援護者の避難対策事例集 :

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2203/220330_15houdou/01_houdoushiryou.pdf)

(「災害時要援護者避難支援プラン作成に向けて」～ 災害時要援護者の避難支援アクションプログラム ～ :

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/180412-3/180412-3puran.pdf>)

関連項目 → 災害時要援護者対策 (P.48 ～)
 災害時要援護者対策の活動事例 (P.138 ～)

(4) 災害ボランティア、社会福祉協議会との連携

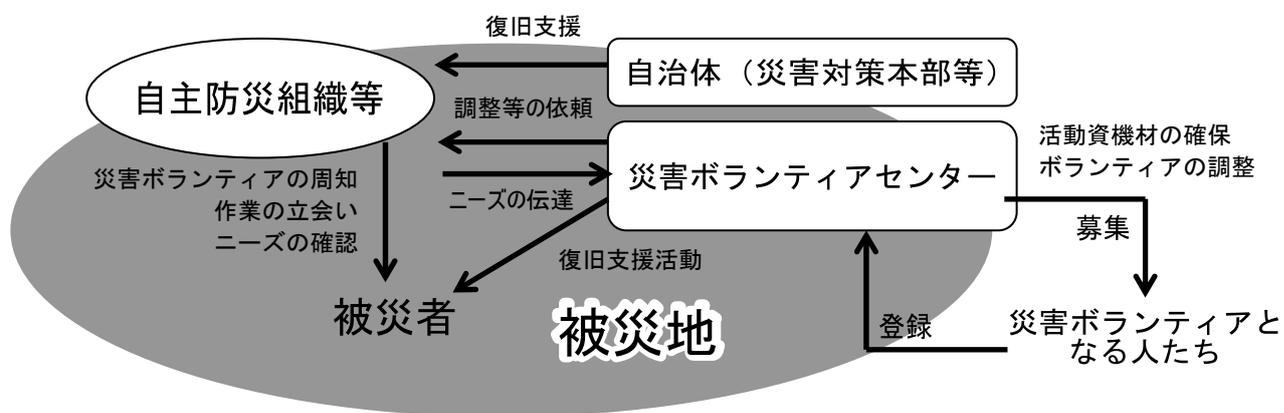
→災害ボランティア活動の受入れ・サポート

災害ボランティアの活動は、他の公的な活動では実現しにくいきめ細かな対応ができるところにその持ち味があり、災害発生後の被災地の状況にあった活動が期待されている。また受入れ側となる被災地としては、土地勘のない災害ボランティアに対して、的確に作業等を依頼・指示を行う必要がある。

こうした災害ボランティアが気持ちよく活動し、また被災地が気持ち良く災害ボランティアを受入れるためには、どの様にお互いの意思疎通を図るかがポイントとなるが、その解決策の一つとして、地域の被害状況やどのような活動が求められているか等の情報を、地域事情に詳しい自主防災組織等が災害ボランティアや社会福祉協議会に伝えるなど、緊密に連携をとることが挙げられる。

また、大規模で長期化するような災害では、被災者の個人的なニーズが増大し、救援活動全体の中でも質・量ともに重要な部分を占めるようになることから、地域住民に災害ボランティアの情報を周知し、ニーズの把握や作業への立会いを通じて、何が問題となり、どのように対応するかを自主防災組織が把握する必要がある。

図 2-21 一般的な災害ボランティアと自主防災組織の関係



なお、自主防災組織の災害対応と災害ボランティアの連携のポイントについて時系列で整理すると、次のようにまとめることができる。

表 2-10 自主防災組織の災害対応と災害ボランティアの連携のポイント

状 況	連携のポイント
災害直前 災害直後	(1) 災害情報の収集 (2) 地域住民の助け合いによる自主避難・避難 (3) 被害状況の把握
災害復旧	(4) 災害ボランティアの復旧支援活動の受け入れ <input type="checkbox"/> 災害状況を説明し、災害ボランティアの受け入れ内容を協議する <input type="checkbox"/> 災害ボランティアのリーダーに相談する <input type="checkbox"/> 複数の住民に相談、もしくは試しに作業してもらう <input type="checkbox"/> 通行可能な道路を確保する (5) 災害ボランティア活動への対応、サポート <input type="checkbox"/> 地域内の救護ニーズを取りまとめる <input type="checkbox"/> 災害ボランティア活動に立ち会う <input type="checkbox"/> できるだけ具体的に作業を依頼する <input type="checkbox"/> 無理にボランティアを受け入れる必要はない <input type="checkbox"/> 復旧状況を確認する <input type="checkbox"/> ニーズの掘り起こしが必要な場合がある <input type="checkbox"/> 関係機関のキーパーソンと協議する (6) 住民相互の助け合い
災害復興	(7) 地域が中心になった復興の取組みに向けて <input type="checkbox"/> 地域主体の復興活動 <input type="checkbox"/> 新たな防災活動への取組み

そのほか、災害ボランティアを受け入れる際、どのようなニーズが地域に見込まれるか、どのようにして地域に求められる人材（マンパワー）に関する情報を収集するか等について日頃から検討し、地域の災害ボランティアコーディネーターや社会福祉協議会と災害時の連携について、事前に確認、調整を図っておくことも重要であると考えられる。

災害ボランティアのスムーズな受け入れのために

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、全国から延べ約138万人の災害ボランティアが被災地で活動し、「ボランティア元年」と呼ばれるようになった。

平成7年12月に改正された災害対策基本法では、ボランティアの活動環境の整備が防災上の配慮事項として位置づけられた。また消防機関をはじめ、広く国民が、災害時におけるボランティア活動や自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として、「防災とボランティアの日」（1月17日）、「防災とボランティア週間」（1月15日から21日）が創設されている。

被災地における多様なニーズに対応したきめ細かな防災対策を講じる上で、ボランティア活動は非常に重要な役割を担っており、近年発生した地震災害や風水害でも数多くのボランティアが被災地で活躍している。

一方で、過去の災害において、全国から集まる災害ボランティアが被災地の事情等に詳しくないことや、被災者が災害ボランティアの受け入れに慣れていないことから、災害ボランティアの活動が必ずしも円滑に行われていない場合もみられた。

そこで消防庁では、近年の災害において災害ボランティアと自主防災組織等の連携が図られた事例を紹介する「災害ボランティアと自主防災組織の連携に関する事例集」を作成・公開している。

また内閣府では、地域でボランティア活動をスムーズに受け入れる際の知恵をまとめたパンフレット「地域の『受援力』を高めるために」を作成している。

こうした事例やアドバイスを参考にしながら、災害時にどのようにボランティアの人たちを受け入れるかを平常時から検討しておくことが、地域防災力の向上につながる。

（災害ボランティアと自主防災組織の連携に関する事例集：

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/180516-1/180516-1houdou.pdf>）

（地域の『受援力』を高めるために：

<http://www.bousai-vol.go.jp/juenryoku/>）

(5) 婦人(女性)防火クラブとの連携 → 家庭における安心・安全活動 日中の防災活動の支援

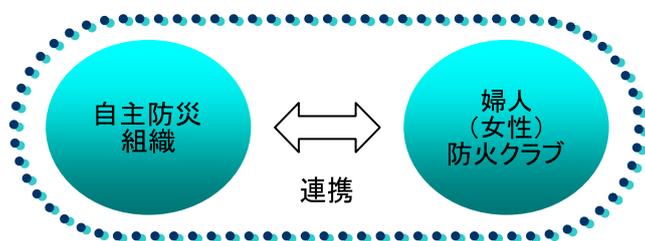
女性を中心にした防火・防災活動の組織化は、昼間男手の少ない地域という背景と、防火・防災に関心のある女性が集うという機会が組み合わさった場合が多いが、昼間の災害に備えるという視点からも、防災活動へ女性が参画し、こうした意識の高い地域の他団体との連携のもと、自主防災組織の活性化を進めることも検討するべきである。

家庭の主婦等を中心に組織された自主防災組織である婦人(女性)防火クラブは、家庭における防火の分野で、「家庭での防火」を合言葉に火災予防の知識を習得し、地域全体の防火意識の高揚を図るものである。

婦人防火クラブの活動は、一般的には、火災予防の知識の習得、地域住民に対する防火啓発、初期消火の訓練等家庭防火に役立つ活動が中心だが、現在では、「家庭防火」だけに留まらず、地域の実情や特性を生かした防火防災活動や高齢化社会の到来に伴う見守り、声かけといった福祉活動等、安全な地域社会を創るための活動を展開するところもあり、その活動形態は各地域クラブによって多様なものとなりつつある。

こうした婦人(女性)防火クラブと連携した活動では、各家庭の防火診断や住宅用火災警報器の普及啓発、家具の転倒防止、初期消火訓練、防災意識の啓発といった、家庭内での安心・安全活動を行うほか、災害時においては、阪神・淡路大震災の際に、婦人(女性)防火クラブにより初期消火活動や避難所での炊き出し等が活発に行われたことから、地域の活動要員として、また避難所での炊き出し支援等での連携が考えられる。

図2-22 婦人(女性)防火クラブと自主防災組織の連携



災害時 → 日中災害時の活動要員
避難所での炊き出し支援

日常時 → 防火診断や住宅用火災警報器の普及啓発、
家具の転倒防止、初期消火訓練、防災意識
の啓発等（家庭内での安心・安全活動）

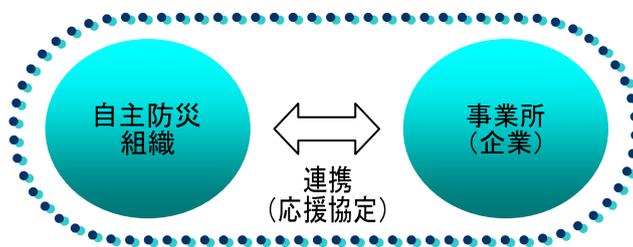
(6) 企業（事業所）との連携 → マンパワー(人的協力)

物資、資機材による協力(応援協定)

災害時に地域の一員として企業（事業所）の応援・協力が得られれば、救助・救出活動等をより効果的に行うことができるため、自主防災組織としても積極的に連携を図る必要がある。

なお、災害時における自主防災組織と企業（事業所）との連携としては、主に従業員の地域防災活動への参加や企業（事業所）の保有する物資や資機材による協力が考えられる。

図 2-23 企業（事業所）と自主防災組織の連携



災害時 → 事業所（企業）と協力した災害対応

- (人的支援・資機材貸し出し等の応援協定)
- 物資や資機材の周辺の自主防災組織への供与・貸与
- 救助・救出、避難活動等への従業員の協力
- 避難所としての用地活用
- 工具類の貸与や重機車両の活用

また、企業（事業所）によっては、事業所単位で自主防災組織を設けている場合もあることから、自主防災組織としては事業所が実施する防災訓練に協力する等、日頃から連携を図ることも必要である。

そのほか、災害時において企業（事業所）は、次のように業種ごとに様々な役割を果たすことが可能となる。次のように、地域の実情や想定される支援に応じて、あらかじめこうした企業（事業所）と協力体制を築いておくことも検討すべきである。

- 旅行滞在者の一時避難場所（ホテル・旅館）
- 無線を使った情報伝達機能（バス・タクシー会社）
- 災害ボランティアの現地案内（タクシー会社）
- 物資の輸送（運輸業）
- 物資の供給（小売業）

ただし連携については、個々の企業の考え方や取組みが異なるため、まずは地域内に連携可能な企業（事業所）があるかを把握したうえで、働きかけることが重要である。その際、企業（事業所）が協力できる防災活動の内容等について応援協定を締結する等、双方が事前に確認しておく必要がある。また応援協定については、非常時における対応を包括的に検討するために、市町村へも働きかけ、災害発生時の連携のあり方について自主防災組織、企業（事業所）、市町村で協議することも検討すべきである。

（7）医療機関との連携 → 救護・搬送への協力

災害時には多数の傷病者の発生が予想され、自主防災組織としては、次のような救護や搬送への協力が求められる。

- 明らかに軽傷と判断できる負傷者の応急手当
- 安全な場所への搬送

そのため、自主防災組織としては、応急手当の仕方や発災時に負傷者を搬送する救護所や救護病院の場所を事前に把握し、一度に多数の負傷者を抱えパニックにならないよう、事前に医療機関等との災害時における協力関係をつくるための検討も必要である。

そのほか、多数の負傷者が発生している災害現場においては、*トリアージ（治療の優先度判定）が行われることもあるため、負傷者の状況を把握のうえ、応急手当や搬送を実施する必要があると考えられる。

関連項目 → 様々な団体との連携活動事例（P.99 ～）

* トリアージ（治療の優先度判定）とは、フランス語で選り分けるという意味であり、医師等が、傷病者をケガや病気等の緊急度・重症度によって分類し、搬送や治療の優先順位を決めることである。重症者（赤）、中等症者（黄）、軽傷者（緑）、死亡または全く助かる見込みのない重篤な者（黒）に分類され、色で表示された識別札で判別される仕組みになっている。

第3章 地域コミュニティによる 安心・安全の構築に向けた取組み

第3章 地域コミュニティによる 安心・安全の構築に向けた取り組み

第1節 地域の安心・安全の確保に向けて

1. 地域の力を集結させた安心・安全なまち

身近な生活空間における安心・安全の確立が喫緊の課題となっている現代の地域社会において、「安心で安全なまちで暮らしたい」という思いは、地域住民の誰もが持っている願いである。こうした地域の意識を醸成し、防災をはじめとする地域の安心・安全について幅広く活動を進めていくことが重要となる。

また、地域防災力の向上のためには、こうした安心・安全への地域のコミュニティ意識とともに、自主防災組織による様々な活動のほか、他団体との相互の得意分野において、地域の防災力を補完し合う連携が重要であることは、前章までに述べたとおりである。

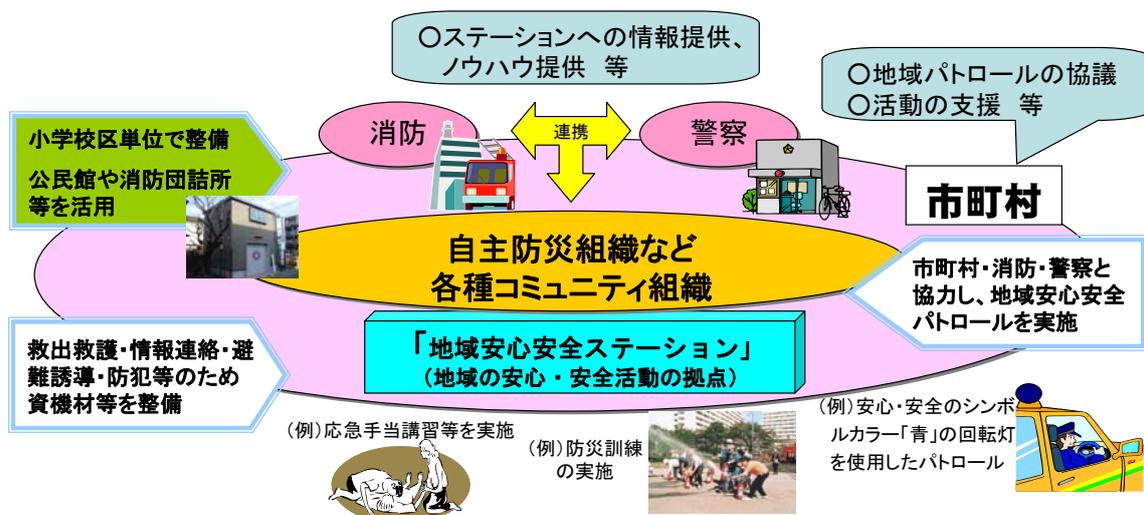
しかしながら、大規模な災害が発生した場合、地域コミュニティが持つあらゆる力が必要となることから、近隣の自主防災組織間の連絡を密にし、消防団、婦人（女性）防火クラブ等の他団体と総合的な連携を図ること、すなわち地域住民の力を集結させ、小学校区等のより広域な単位で災害の様々な状況に対応できる体制を構築することが重要である。

2. 「地域安心安全ステーション」の考え方

地域において、近隣の自主防災組織が連携し、また防災と防犯の連携を基本としたネットワークを構築することにより、地域防災力の一層の向上が期待される。

「地域安心安全ステーション」とは、地域コミュニティの住民パワーを生かし、自主防災組織を核に地域の様々な団体が広域に連携して地域の安心・安全を構築する取り組みであり、自主防災組織相互の連携、自主防災組織と関係団体との連携（ネットワーク化）というソフト面と、地域における防災活動拠点としてのハード面の位置づけを有した概念である。広域的な活動範囲とネットワークを効果的に活用することで、個々の自主防災組織の活性化、地域の各種団体との連携による幅広い人材の防災活動への取り込み、避難所運営への参画等を行うことが考えられる。

図3-1 「地域安心安全ステーション」の考え方



なお、このように地域で連携した活動を行う範囲としては、地域の実情にあった単位で行われることが必要であり、大規模災害への備えとして広域での活動が行える範囲が有効であることから、地域の避難所として活用される学校等を単位（小学校区等）とした連携、活動を実施していくことが望まれる。

また、防災活動では避難所運営への参画の面でまとまりやすいという点に加え、児童を守るための防犯活動の面で小学校やPTAと連携できるという観点から、小学校区単位での活動は有効とみられる。

コラム

地域安心安全ステーションに関するホームページ

消防庁では、地域の安心・安全を構築するための取組み「地域安心安全ステーション」を全国に普及することを目的として、平成16年度から平成20年度まで「地域安心安全ステーションモデル事業」を実施し、活動団体として計412団体を指定した。また、平成18年度から平成20年度にかけて、事業実施団体のリーダーや有識者による講演等により地域安心安全ステーションへの理解を深める出前講座やシンポジウムを開催した。

さらに、優れた取組みをしている団体の事例などを参考にし、消防庁では地域安心安全ステーションに関するホームページを作成し、平成19年4月から公開している。主な内容としては、モデル事業実施団体の活動概要や優良事例の紹介、シンポジウム等の消防庁の事業紹介である。

（地域安心安全ステーション：<http://www.fdma.go.jp/anshin/>）

第2節 具体的な連携の進め方

1. 自主防災組織の設立と充実が不可欠

地域において協力して安心・安全のための活動を進めるにあたっては、何よりも地域コミュニティが機能していることが必要であり、そのためにも地域防災活動の核となる地域コミュニティとしての自主防災組織が必要となる。

したがって、地域に自主防災組織が設立されていない場合は、早期設立へ向けて取組み、また既に自主防災組織が設立されている場合は、日常的な活動等を活発に行う等、地域に活動の見える団体として組織や活動の充実に努めることが不可欠である。

2. 地域における連携・ネットワーク化

地域で安心・安全のための活動を進める際に重要なことは、地域の結びつき（コミュニティ）の強化であり、「地域を守る」という目的に向かって、地域住民が一体となって取り組む環境づくりが求められる。またこうした地域における自主防災組織や他の活動団体が相互に連携し、ネットワークをつなげる必要がある。

地域における連携・ネットワークを構築する際は、連携する団体に対して目的・意義を説明して参加を呼びかけるとともに、活動におけるそれぞれの役割分担等について十分に説明・協議し、理解を得ることも重要である。

なお、地域における連携・ネットワークづくりのポイントとして、次のようなことが挙げられる。

（1）連携の中心となる団体

連携の中心となる団体としては、自主防災組織の中核を担っている自治会（町内会）や消防や警察、地域の防犯団体等が考えられる。また地域における消防防災の専門的知見を有する消防団の参画も望まれる。

また、地域特性や団体が取り組んでいる事業との関係から、次のような多様な団体の参画も考えられる。

- 児童・生徒を守る防犯活動に力を入れて取り組んでいる団体として、小中学校やPTA。
- 災害時要援護者対策に力を入れて取り組んでいる団体として、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等。
- 災害時を考慮した観光客対策を進める地元観光協会。
- 地域の小中学校のみならず、被災時の即戦力として高校や大学の一部を構成員とした幅広い活動の実施。

(2) 様々な連携団体

地域の安心・安全に向けては、構成団体以外にも様々な団体と連携が必要であり、防災及び防犯活動を実施する上でまず連携すべきなのは、消防署（団）及び警察署（交番等含）である。消防署（団）及び警察署（交番等含）は、災害や犯罪の発生時に現場で対応する機関であるため、災害や犯罪の現場に対しては最も詳しい専門家であることから、的確なアドバイス等により事業が効果的に実施できる。

そのほか、地域防災力の向上において連携を図るべき、学校や社会福祉協議会等の福祉関連団体、災害ボランティア、婦人（女性）防火クラブ、地元事業所等と共同で事業を実施することが必要である。

(3) 防災コーディネーター

組織内での意思疎通や他の団体との連携を図ることは、安心・安全のための活動を効果的に実施していく上で非常に重要な要因となる。このため、組織間の連携を担う人物（以下「防災コーディネーター」という。）の役割が必要不可欠となる。

また防災コーディネーターは、単に団体間の調整や連絡を図るだけでなく、参加する他団体の活動と防災意識を結びつけ、防災意識の醸成を図り、地域住民の参加を促す役割も担っている。

地域においては、消防団員や防災を担当した市町村職員（OB含む）等専門的な知見を有する人材も多く、また、こういった方々はこれまでも地域における防災活動に参画し地域住民や地域の各種団体との関わり合いが深いことから、防災コーディネーターとして適任と考えられる。

(4) 定期的な会合の機会づくり

地域ぐるみで安心・安全のための活動を実施していくうえで、防災コーディネーターという調整役が欠かせないのは前述したとおりであるが、防災コーディネーターがいるだけで団体間における意思の疎通が円滑になりネットワークが強化されるというわけではない。各団体間で共通認識を持つことが必要であり、そのためには連携団体で構成する協議会等を設置して定期的に会合を持つことが効果的である。

3. 地域の活動の場（活動拠点）づくり

自主防災組織の活動上の課題の一つとして、活動拠点の不足が挙げられている。地域で安心・安全のための活動を効果的に進めるにあたっては、活動拠点（＝ステーション）を確保することが重要である。

ステーションの具体的な選び方としては、例えば公民館や学校、その他の公的施設等、災害時の避難場所としても指定されており、平常時のみならず、災害時にも活動の拠点となる場所が考えられる。

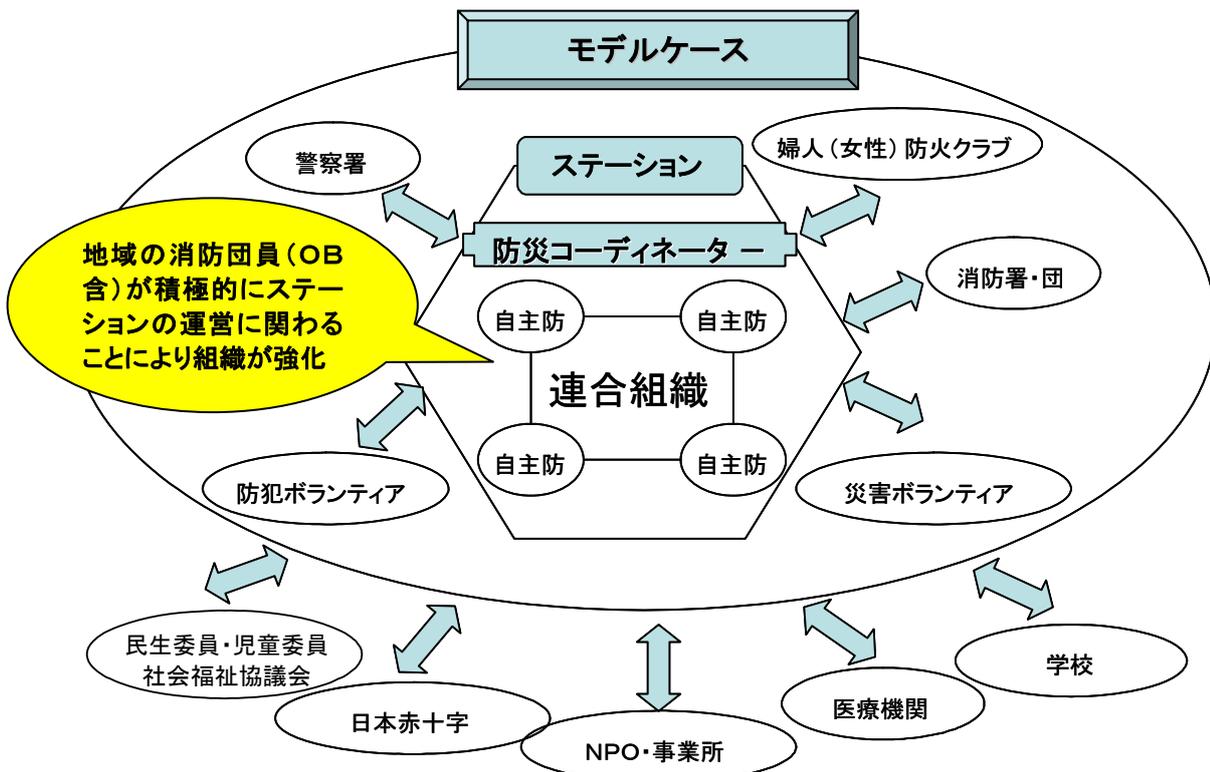
また、ステーションは活動の拠点、連携の拠点となる場所であると同時に、地域のコミュニティを育む場として、広く地域の住民に利用されるような場所である必要があることから、設置位置は、比較的地域のどこからもアクセスしやすい場所が望ましく、公民館や小学校等の公共施設、地域の防災センター、集会所といった誰もが気軽に利用出来る施設をステーションとして選定することが望ましい。さらに、ステーションを地域で1箇所設置するだけでなく、広域的な活動をサポートする意味から複数箇所設置することが有効な場合もある。



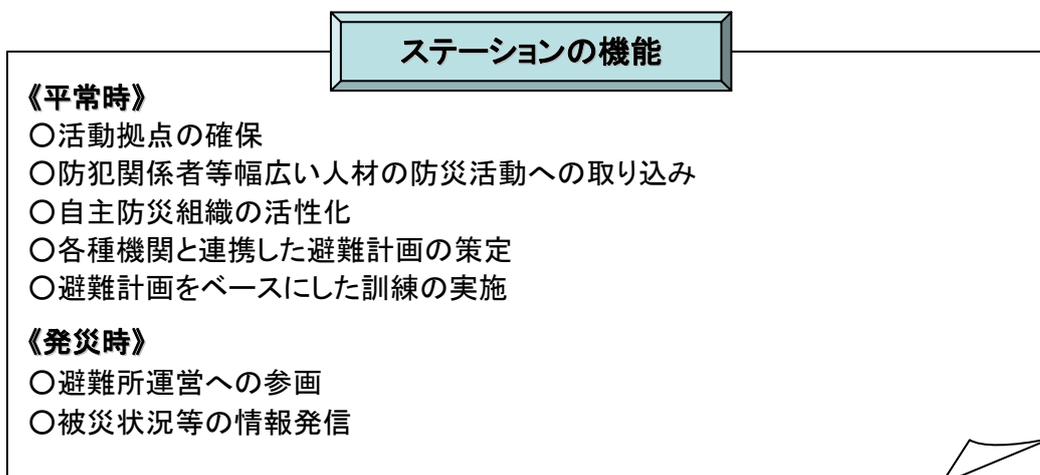
4. モデルケースとステーションの機能

地域ぐるみで安心・安全のための活動を実施する際の連携のモデルケースを下図に示す。複数の自主防災組織を中心に組織された団体を核に、地域の関係団体と幅広い連携（ネットワーク）を構築することで、防災・防犯活動をより効果的に進めることができる。

図3-2 地域での連携のモデルケースとステーションの機能



※ 地域防災力を向上させる観点から、自主防災組織の連合体がステーションの中核を担うことが効果的であり、モデルケースとした。



5. 地域安心安全ステーションモデル事業の実施と成果

消防庁では、平成 16 年度から平成 20 年度まで地域安心安全ステーション整備のモデル事業を実施し、モデル事業の実施団体として 412 団体を指定した。

表 3-1 地域安心安全ステーション事業指定団体数（平成 16～20 年度）

年 度	モデル事業実施団体数
平成 16 年度	15 団体
平成 17 年度	100 団体
平成 18 年度	103 団体
平成 19 年度	103 団体
平成 20 年度	91 団体

事業の成果として、地域内での連携が密になることによる「コミュニティの強化」といった内容が多く報告されている。コミュニティの強化は一言で言うと、地域に住む住民が一体となるということであり、防災や防犯等の地域の安心・安全の確保という目的に地域ぐるみで取り組む環境が出来てきたということである。

これまでのモデル事業では、自主防災組織が抱える課題への取組みとして次のような活動成果が報告されている。

① 会議や訓練の準備活動に使う活動拠点の確保のために

これまでの町内会単位での自主防災活動としては、公民館等を活動拠点として活用することは難しかったが、より広域な範囲で様々な団体と連携した活動を行うことにより「防災活動はコミュニティ活動の一環」との認識が深まり、活動拠点としての活用が認められたといった事例や防犯との連携により小学校等の活用につながった事例がある。

② 防災活動の要員確保のために

小中学校や P T A と連携し登下校時のパトロール等に取り組むことにより、これまでは防犯活動のみに参加していた子どもをもつ世代が、地域の安心・安全活動の一環として防災訓練にも参加するようになり、防災活動への理解が深まった事例が多くある。

具体的な取組みとしては、登下校時のパトロール隊員の募集用紙に防災会への入会についての欄も設けることによって防災会入会者の増加につながった事例がある。

また、新たに関心を持っていただいた方々が継続して活動に参加するように、防災や防犯という堅苦しい行事ばかりだけでなく、レクリエーションや地域のコミュニティを深める意味での遊びの要素をうまく取り入れている団体が多くみられる。

③ 防災活動に対する住民の意識啓発のために

小学校区単位等の広域で、様々な団体と連携して活動することにより、地元新聞等の報道機関に取り上げられ、地域住民に活動内容をPRしやすくなったという団体が多くみられる。

また、消防だけでなく警察からの支援も受けやすくなったため、地域イベント等に消防・警察が参加し防災・防犯について説明を聞く機会が増えたといった事例がある。

さらに、小学校区等の単位で自主防災組織相互の連携が図れたことにより、地域にどのような防災資機材があるのか、地域の他の自主防災組織がどのような活動をしているのかが分かった、地域のなかで自主防災組織が結成されていない町内会の住民の意識が変化し自主防災組織結成の気運が高まった事例もある。

④ 防災活動を行うリーダーの育成に向けて

自主防災組織がこれまで抱えてきた役員の高齢化やそれに伴う後継者やリーダーの不足等の問題はすぐに解決できる問題ではないことから、今後の課題としている団体が多い。

ただし、こうした問題に対しては、今後、積極的に防災に関する講習会等の受講を促し、リーダーの育成を図っていくことにより解決していくとしている団体が多くみられた。

⑤ 防災活動のマンネリ化の解消に向けて

事業に工夫を凝らしている例としては、地域の学校で行われている運動会の競技種目に防災の要素を盛り込んでもらうといった事例や地域のイベントで簡単な防災訓練を実施したり、防災講話を盛り込む等の事例がある。

また、年に数回の防災訓練等の防災活動だけでなく、毎日の登下校時のパトロール等の防犯活動を行うことで活動が継続しやすくなったとしている団体が多くみられた。

そのほかでは、防犯との連携による成果として、防犯パトロール等の日常活動を通じて顔を合わせる機会が増え共通認識の形成がよりしやすくなったといった事例や周辺地域に影響が及んだ例として、近隣の町内会で新たに自主防災組織を立ち上げる動きがみられた事例もある。

第4章 よりよい防災活動に向けた事例集

第4章 よりよい防災活動へ向けた事例集

～ 防災活動事例 掲載一覧 ～

第1節 連携による自主防災組織の活性化	(掲載ページ)
1. 連絡協議会の設置で広がる自主防災の輪 (三郷市自主防災組織連絡協議会：埼玉県 三郷市)	P. 99
2. つながる自主防災組織、広がる防災 (那智勝浦町自主防災組織連絡協議会：和歌山県 那智勝浦町)	P. 101
3. 6つの自治会が一つになって防犯・防災に取り組む (西大和6自治会連絡会：奈良県 上牧町)	P. 103
4. 様々な団体が連携し、まちづくり協議会として幅広い活動を行う (岩根まちづくり協議会：滋賀県 湖南市)	P. 105
5. 消防団OBや福祉連絡協議会・民生委員の協力で防災力を向上 (あずま自主防災会：滋賀県 甲賀市)	P. 107
第2節 地域に根付いた防災活動	
1. 27年目の「災害に強い、安全・安心なまちづくり」 (泉町三丁目地区連合自治防災会：東京都 国分寺市)	P. 109
2. 層の厚い自衛消防隊が減災に挑む (若葉台南六丁目防災会：鳥取県 鳥取市)	P. 111
3. 地域の力で進める防災まちづくり (松美町内会：新潟県 柏崎市)	P. 113
4. 地域のつながりを通じて防災レベルを高めよう！ (狩生自主防災会：大分県 佐伯市)	P. 116
第3節 人材の育成や掘り起こしによるひとづくり	
1. 地域に根付いた高等学校の防災活動 (和歌山県立田辺工業高等学校：和歌山県 田辺市)	P. 118
2. 「中学生防災隊」と「発災対応型防災訓練」で災害に備える (榎前町自主防災会：愛知県 安城市)	P. 120
3. 小学生から大人まで幅広い世代が参加する自主防災活動 (川西地区自主防災会：香川県 丸亀市)	P. 122

第4節 地域の特性に応じた防災活動	(掲載ページ)
1. 大学との協力でレベルアップする防災活動 (中野町甲和会：東京都 八王子市)	P. 124
2. ビジネス街での事業所と協力した防災活動 (愛宕一之部防災会：東京都 港区)	P. 126
3. 地域の協力で豪雪に負けない湯原地区 (湯原地区雪害防止対策本部：宮城県 七ヶ宿町)	P. 128
第5節 様々なアイデア活動	
1. 日常生活の中にある「防災」を楽しもう (加古川グリーンシティ防災会：兵庫県 加古川市)	P. 131
2. 消防防災運動会「まもりんピック姫路」 (姫路市消防防災運動会実行委員会：兵庫県 姫路市)	P. 134
3. 「出さない君」死傷者を出さない、崩壊建物を出さない、火災を出さない (鉤取ニュータウン町内会自主防災組織：宮城県 仙台市)	P. 136
第6節 災害時要援護者対策	
1. 「黄色いリボン」と「災害時救出救助台帳」で安心なまちづくり (西学区自主防災協議会：広島県 福山市)	P. 138
2. 要援護者を支援するシステムの広がり (鶴舞自治会・鶴舞自主防災委員会：埼玉県 坂戸市)	P. 140
3. 特別養護老人ホームがある地区の取り組み (向町地区自主防災会：山形県 最上町)	P. 142
第7節 被災経験を活かした活動の一層の向上	
1. 2つの大地震を乗り越えレベルアップする防災活動 (北条地区コミュニティ振興協議会：新潟県 柏崎市)	P. 144
2. 普段からの活動が災害時に役立った (水俣市3区自治会防災・防犯委員会：熊本県 水俣市)	P. 147
3. 普段の訓練の成果で、竜巻災害に素早く対応 (別府町自主防災組織：宮崎県 延岡市)	P. 149
4. 功を奏した早期避難呼びかけの徹底 (市木地区自主防災組織：鹿児島県 垂水市)	P. 151

第1節 連携による自主防災組織の活性化

1. 連絡協議会の設置で広がる自主防災の輪

(三郷市自主防災組織連絡協議会：埼玉県 三郷市)

(1) 連絡協議会の誕生の背景

埼玉県三郷市は、昔から存在する集落に加えて、東京都心に近いことから新興の大規模団地が立ち並ぶ地域である。江戸川と中川に挟まれた場所に立地しており、過去にはカスリーン台風による大規模な浸水を経験している。元々防災に積極的な土地柄で平成6年には61の自主防災組織があったが、平成7年の阪神・淡路大震災を契機に次々と新たな自主防災組織が誕生し、平成8年11月までに72団体に増えた。

しかしながら、団体数が増えるに従ってそれぞれの自主防災組織への消防署の訓練指導に多大な労力を要するようになった。また、防災訓練や資機材に関する具体的な情報が少ないため、個々の自主防災組織が手探りで訓練の実施や資機材の購入を行っている状況であった。そこで、自主防災組織が相互に連携して活動の情報交換を行う連絡協議会の設置が望まれるようになった。

(2) 連絡協議会の現状

三郷市では、市役所の職員が各町内会に直接出向いて連絡協議会の重要性を粘り強く訴えた結果、平成9年3月に三郷市自主防災組織連絡協議会が誕生した。その際、三郷市は規約の作成や役員の募集などにおいて積極的な手助けを行った。

連絡協議会の設立当初は、主に行政側が活動を企画していた。その後、それぞれの活動の企画段階から連絡協議会のメンバーが参画することで「自分たちが」という意識が高まり、徐々に自主的な活動に移行・進展しており、行政側は支援に回る形になってきている。

平成22年12月現在、自主防災組織の数は123となっており、地域の特性を考慮して、7ブロックに分割し、ブロックごとの活動も盛んに行われている。



■倒壊家屋からの救出訓練

(3) 連絡協議会だからこそできる様々な活動

○ 指導者の養成（地域の防災リーダーは通算 300 人を突破）

指導者養成講座を平成 16 年から 1 年に 3 回実施しており、講座の内容は、応急手当、炊き出し訓練、救出訓練、初期消火などから構成されている。この講座を計 3 回受講すると「修了」となり、「訓練指導者証」が与えられる。



■午前中の指導に関する反省会

3 回受講する狙いは、1 回目は「体験」し、2 回目に「理解」し、3 回目で「教える技法を習得」という考えに基づくものである。修了者の多くは「指導者ネットワーク」の会員となり、この養成講座の指導者として活動しているほか、自分達の自主防災組織のメンバーに技術を伝えている。

○ 地域全体の防災レベル向上に貢献する活動

指導者の養成以外にも、連絡協議会のメリットを活かした様々な活動を行っている。

- ・総会を年 1 回開催し、地域の活動事例を発表している。また、ブロック毎の交流会を開催し、防災訓練の実施状況や資機材の使い勝手について情報交換する。
- ・地域連携を目的に、ブロック単位での合同訓練を実施している。
- ・視察研修と講演会を隔年で交互に実施し、災害に備える緊張感を保っている。
- ・地域住民の防災意識啓発のため、連絡協議会の会報「みさと自主防災報」を 1 年に 1 回発行し、市内の全世帯に配布している。
- ・連絡協議会として訓練用の資機材（煙体験ハウス、水消火器、訓練用人形など）を整備しており、個々の自主防災組織に適宜貸し出ししている。



■てんぷら鍋の消火訓練

(4) 連絡協議会の存在が個々の組織を盛り上げる

連絡協議会の設立により、自主防災組織同士の交流が活発になり、互いの活動内容や資機材の使い勝手などを情報交換しやすくなった。また、指導者養成講座の修了者が増えていくことで、地区ごとの組織の技術が向上していくなど、連絡協議会の存在が個々の自主防災組織の活動にも良い影響を及ぼしている。

○ 三郷市自主防災組織連絡協議会 ホームページ

<http://www.jishubousaikai.com/>

2. つながる自主防災組織、広がる防災

(那智勝浦町自主防災組織連絡協議会：和歌山県 那智勝浦町)

(1) 高まる住民の防災意識

那智勝浦町は、人口 17,602 人、8,451 世帯（平成 22 年 12 月末現在）の町で、65 歳以上の高齢者が人口の 33.8%を占めている。町は台風の常襲地帯であり、降水量も多く年間平均降水量が 4,000 mmに達する地域もある。さらにこの地域では近い将来に東南海・南海地震の発生が予測されており、大地震による津波に備える必要がある。

こうした背景から町内では自主防災への取組みの機運が高まり、平成 10 年に 5 つの自主防災組織が発足したのをきっかけに、現在では 33 組織が活動するまでに浸透した。自主防災組織数の増加に伴い組織間の連絡の場を求める声が高まってきたことから、平成 17 年 9 月に町が主導する形で「那智勝浦町自主防災組織連絡協議会」が設立された。

(2) 那智勝浦町自主防災組織連絡協議会の体制

連絡協議会は、会長 1 名、副会長 2 名を含む 65 名の委員と事務局（町の総務課防災係が担当）で構成されている。連絡協議会の会長は、自主防災組織の会長と兼務することを避け、自主防災組織の委員が会長を務めるようにしている。

那智勝浦町では、災害により地区が丸ごと孤立してしまう可能性がある。津波災害発生時には、沿岸部の住民へ内陸部や山間部から食料・飲料水等の支援が必要となる。一方、土砂災害もしくは洪水被害発生時には、山間部の住民へ沿岸部から救援・救助が必要となることが想定される。そこで連絡協議会では、万一いずれかの地域で災害が発生した場合に、簡易無線を通じて他地区へ救援・救助を要請し、町を通じて支援される体制を整備している。

このような災害時の連携体制は、連絡協議会が各自主防災組織のパイプ役となっていることから生み出されるものである。

(3) 普段の活動状況

○ 自主防災組織連絡協議会の活動

那智勝浦町自主防災組織連絡協議会は、自主防災組織間の話し合いや情報交換の場となっているほか、防災施設の見学や防災研修会を開催している。

年3回開催している協議会では、それぞれの自主防災組織の活動状況に関する意見交換や町からの伝達事項を共有しており、最近は主に災害時要援護者対策の進め方を検討している。



■防災視察研修(他市の自主防災組織との意見交換会)

最近は、年1回の頻度で和歌山県の防災施設を視察し、外部で開催される大学の先生による防災等に関する講義を受講している。そのほか、一般の住民を対象に外部講師を招いて防災研修会を年1回行っている。なお、これらのイベントは全て町の予算で運営されており、企画も町の事務局が行っているが、イベントの詳しい実施内容は連絡協議会内で協議して決めている。

○ 各自主防災組織の活動

各自主防災組織では、地区ごとに実情に応じた活動が実施されている。沿岸部では地域特性を踏まえた地震・津波防災訓練を実施している一方、山間部では平成13年に那智川、太田川付近で大きな被害を受けた経験から、水防、避難所開設、避難準備の方法等の訓練を実施している。また、平成16年の中越地震時に被災した山古志村(現長岡市)を想定し、孤立対応や防災への備えに関する対策も検討している。

さらに自主防災組織では、町からの助成金を活用しながら防災資機材の整備を進めている。

(4) 連絡協議会の効果

連絡協議会の設置により、自主防災組織をとりまとめ、自主防災組織間で密に連絡をとることができる体制を構築できたことで、防災情報が入手しやすくなり、各自主防災組織が行う防災活動の活性化に大きな効果をもたらしている。また、他の組織の取組みを参考に訓練等を実施する組織が増加し、各地域住民の防災意識の向上にもつながっている。

3. 6つの自治会が一つになって防犯・防災に取り組む

(西大和6自治会連絡会：奈良県 上牧町)

(1) 防犯から防災へ

奈良県の北西部に位置する西大和ニュータウンは、人口 7,600 人、3,250 世帯が暮らす団地である。大阪のベッドタウン的存在であるため、日中の人口が少なく、近隣の交流はあまり活発ではなかった。

平成 13 年頃、西大和ニュータウン内では空き巣が発生しており、住民の不安が高まっていたことから、平成 14 年 4 月に西大和ニュータウンの 6 つの自治会が協力し、空き巣防止に向け地域一体となった防犯活動を始めた。その後、自治会連絡会としての活動は防災活動にも広がっていった。

現在は、各自治会に災害時救出用資機材倉庫を整備して防災資機材の備蓄を図るとともに、様々な関係機関と連携しながら、防災研修や講演会の開催、防災訓練や初期消火訓練の実施、災害時要援護者対策、災害対策マニュアルの作成、防犯パトロールや防犯ポスターの作成など、多岐にわたる防災・防犯活動を実施している。

(2) 6自治会がまとまって活動するメリット

西大和 6 自治会連絡会の発足以前は、各自治会の役員が短期間で交代するため継続的な活動が困難な状態であった。また、各自治会の防災活動に対するノウハウが不十分だったため、住民の意識も低くなりがちであった。このような各自治会の様々な課題を克服すべく、同環境下にある 6 つの自治会が連携することにより、防災面に関しても地域が一体となって活動を行うことが可能となり、住民の安心・安全の向上に寄与している。

○ 活動を継続して実施できる体制

自治会連絡会に事務局制度を導入し、短期間で交代する各自治会の役員の意識を標準化するための引継ぎ（教育・指導）を実施することで、活動の衰退やマンネリ化を防止できている。



■震災対策実技講習会

○ 自治会間の協力体制の構築

各自治会の間一体感が生まれ、積極的な協力体制を構築することができている。

○ 戦略・対策・経費面のメリット

6 自治会間の積極的な意見交換により、活動計画の立案や防犯・防災に関連する対策を協同して実行できている。また、防災資機材の共同購入により、費用の節減効果にもつながっている。

(3) 子どもたちに防災を伝える ～子どもサバイバルキャンプ～

子どもたちに楽しみながら防災知識を身につけてもらうことを目的として、連合会に属する桜ヶ丘2丁目自治会では平成17年より、小学生を対象とした「子どもサバイバルキャンプ」を実施している。

子どもサバイバルキャンプは、大地震の発生を想定して、町指定する避難所にテントを設営し、水や電気、電話が使えないと仮定して一夜を過ごすというものである。消火器や災害時に使用する資機材を触ったり、バケツリレーや防災ビンゴ、箸やスプーン作り、ペットボトルを使ったランタン作りなど、イベントの中に様々な体験を織り交ぜている。学校（教育委員会）や消防署にも協力を頂いており、消防署員は資機材の取扱いや火の起こし方などを子供たちに指導し、子供たちに消防署を身近に感じてもらっている。



■子どもサバイバルキャンプ

サバイバルキャンプを通して子供たちに防災に親しんでもらうだけでなく、子供たちの協調性を養い、さらには自治会員にとっても良い実践訓練となっている。現在は桜ヶ丘2丁目自治会単独での実施となっているが、今後は連絡会全体への拡大を目指している。

(4) 地域の連携を通して、さらに広がる助け合いの輪

自治会が実施する様々な取組みには、関係機関の協力が欠かせない。連絡会では、消防署、消防団、警察、教育委員会、民生委員・児童委員、役場などと協力関係を築き、地域の連携体制を推進している。

地区では災害時要援護者対策にも力を入れている。桜ヶ丘2丁目自治会では、災害時要援護者台帳の作成にあたって各戸を訪問し、本人の意思を尊重する形で台帳への登録を行った。その際、「助ける人も必要ですね」という声が出たことをきっかけに支援の登録作業も行うことにしたところ、要援護者の3倍の支援者の登録を得ることができた。こうした台帳を活用して災害時要援護者避難訓練を実施しており、安否確認班が要援護者の被災状況を把握してシートに記入し救助班・救護班に手渡すなど、独自の工夫を取り入れた訓練を行っている。



■災害時要援護者避難訓練

こうした、普段からの多彩な活動を通じて「向こう三軒両隣、お互い助け合おう」という精神が地域全体に広がり、また、若い世代へと受け継がれている。

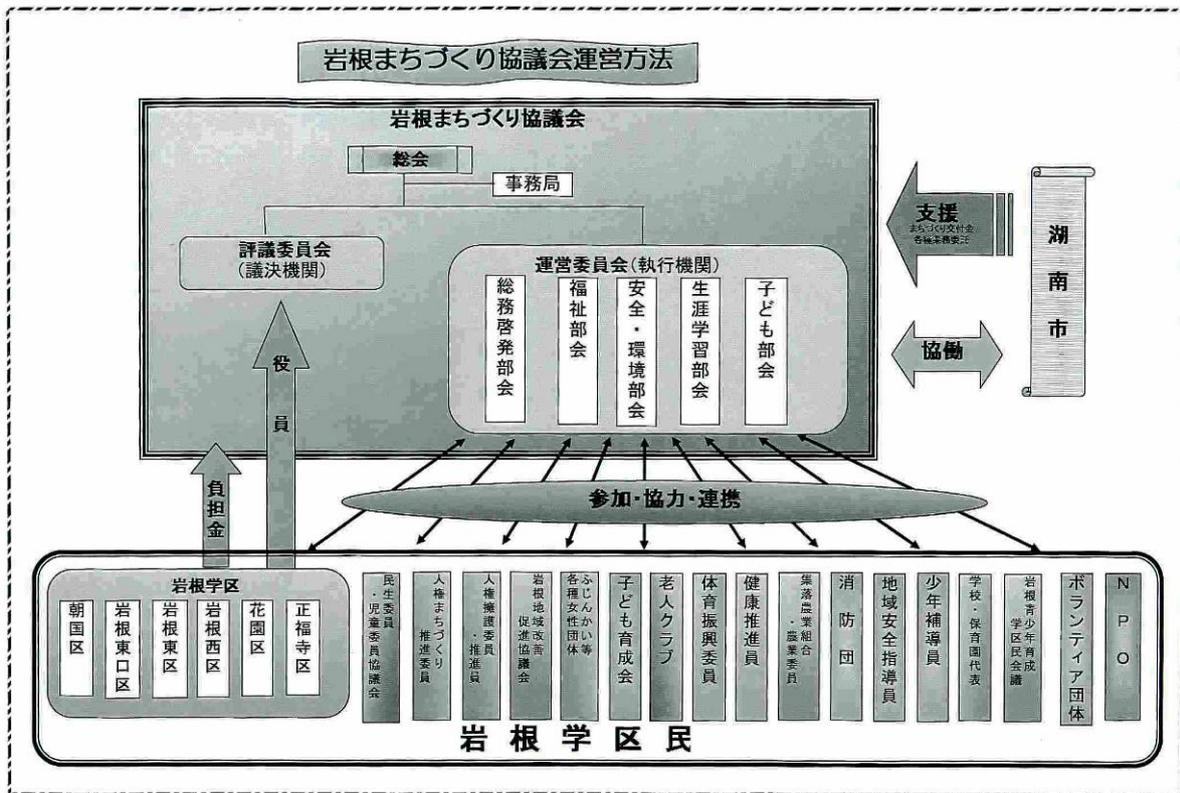
4. 様々な団体が連携し、まちづくり協議会として幅広い活動を行う (岩根まちづくり協議会：滋賀県 湖南市)

(1) 岩根まちづくり協議会の概要

滋賀県湖南市の岩根地区は、水と緑に囲まれた田園地帯であり、約 2,000 世帯、約 5,000 人が暮らしている。平成 16 年に市町村合併により湖南市が誕生し、行政が広域化したために以前にも増して住民自治の重要性が高まったこともあって、岩根地区の 6 つの区と関連する NPO、PTA、消防団、老人クラブ、婦人会、民生委員など、幅広い機関が参加する「岩根まちづくり協議会」が平成 19 年に結成された。

協議会には執行機関として、「総務啓発部会」、「福祉部会」、「安全・環境部会」、「生涯学習部会」、「子ども部会」の 5 つの部会がある。平成 7 年の阪神・淡路大震災で、災害の怖さと命の尊さを改めて認識したことから、地域として防災・防犯活動にも熱心に取り組んでおり、「安心して暮らせる安全なまち」を目標に掲げて、岩根小学校区内での総合防災訓練、登下校時の防犯パトロールなどの活動を行ってきた。現在は防災マップと災害時の要援護者リストの作成にも取り組んでいる。

様々な団体が構成される協議会という組織の力を活用して、子どもからお年寄りまで幅広い世代を取り込みながら、災害に強いまちづくりの推進に努めている。



■ 岩根まちづくり協議会運営図

(2) 安心・安全を高める様々な活動

○ 総合防災訓練

以前は各自治会が独自に防災活動を行っていたため、活動内容に差が生じてしまっており、各地区の自主防災組織の技能を向上し、地域住民に防災活動について統一した意識を持ってもらう必要があった。

そこで、まちづくり協議会では平成 20 年に消防、警察と連携し防災ヘリコプターも参加しての大規模な総合防災訓練を実施した。各区において防災無線で地震の発生を放送し、住民はまず一次避難場所に集合したのち、バスで岩根小学校に避難移動した。小学校ではテントの設営、救急救命、炊き出しなどの訓練を実施した。

当日は県の防災ヘリによる搬送訓練も行われるなど、単一の自治会では実施できないレベルの高い訓練となった。こうした訓練はまちづくり協議会の枠組みがあってこそ実現したものといえる。



■ヘリコプターを使用した訓練



■高所放水車を使用した訓練

○ 防災講習会の開催、防災倉庫の設置

総合防災訓練のほかにも、各自治会での防災訓練を実施しているほか、AEDの使用法、救急救命法、防災ビデオ研修、防災無線の講習会などを行っている。

また、各区に防災倉庫を設置し、非常食、スコップ、つるはし、ヘルメット、救急用品などを備蓄して災害発生に備えている。

○ 地域防犯活動

各区では以前から登下校時のパトロールなどの防犯活動を行ってきたが、まちづくり協議会では各地区のパトロール状況や危険箇所を把握し、警察および市との連携も進めている。また、地元消防団による夜間見回りなどとも情報を共有することで、地域の安全を高めている。小学生を対象としたこども安全教室も実施するなど、岩根地区全体で安心・安全の確保に向けた取組みを行っている。

5. 消防団OBや福祉連絡協議会・民生委員の協力で防災力を向上 (あずま自主防災会：滋賀県 甲賀市)

(1) 区長の呼びかけに立ち上がった消防団OB

甲賀市土山町の北東区・南東区（約200世帯）は、旧東海道を含む昔ながらの街道を包含する地域で、古来より住民同士の結び付きも比較的強い地域であった。しかし、昨今の社会情勢の変化により世代間の交流が希薄になるにつれて、防災に対する住民の意識が低下していることに、区長は危機感を感じていた。毎年行っている避難訓練は、プログラムが固定化し、住民の意識や防災技術の向上にあまりつながっていなかった。

阪神・淡路大震災のときに、震源に近い淡路島の南淡町（現 南あわじ市）の農村部で被害が比較的少なかったのは、地域コミュニティの強さにひとつの理由があると考えられた。土山町の北東区・南東区においても、地域コミュニティの充実を図り、全住民が密接に関わる防災活動を通じて、地域の防災力と団結力を高める必要がある。区長のこの強い思いを消防団経験者の親睦会に伝えたところ、多くの賛同者が得られ、区長の采配で活動するあずま自主防災会が平成17年に設立された。経験豊富で地元での信頼の厚い消防団OBが防災隊の班長・副班長を務め、防災訓練を防災会が自ら計画し毎年実施してきたことで、継続的な発展と技術水準の向上が図られるようになった。また、地域防災力の向上には地域コミュニティの団結力が不可欠であるという信念のもと、福祉連絡協議会および民生委員と連携しながら、主に災害時要援護者対策等のソフト面での充実を進めている。

(2) 継続的な活動による地域防災力の向上

○ 避難訓練

避難訓練は、避難経路の確認と住民同士のコミュニティの育成などを目的に実施している。消防団とも連携し、防災会にて毎年テーマを決めて訓練していることが、防災力の継続的な向上につながっている。避難訓練では、様々な世代の住民が集まる機会を設け、住民同士が顔見知りになることも目指している。



■ 旧東海道での避難訓練

○ 福祉連絡協議会と連携した災害時要援護者マップづくり

手挙げ方式で毎年作成されている甲賀市災害時要援護者名簿をもとに、福祉連絡協議会や民生委員と連携し、個々の要援護者の避難方法等を確認している。名簿は防災マップと組み合わせて保管し、これらの個人情報には事務局長と防災隊長のみが所持している。手挙げ方式ではすべての要援護者を把握できないため、更なる要援護者の洗い出しを進めている。例えば、福祉連絡協議会が主催する高齢者の「ふれあいサロン」で要援護者名簿を周知する活動などが、登録者の増加につながっている。



■福祉推進員、民生委員と協力した要援護者マップの作成

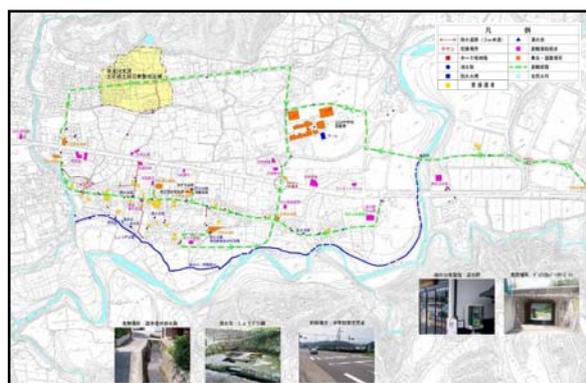
○ 地域コミュニティの窓口（広報誌「防災通信」の発行）

防災活動の紹介や啓発を目的に、住民を対象とした広報誌「防災通信」を年2回発行している。自主防災会からの一方的な発信とせず、自治会で配布する際に記事の内容や活動に対し住民から意見を出してもらえるように工夫している。地域住民への情報提供だけでなく、意見収集の窓口として、自主防災会と住民相互間の橋渡しとなっている。

（3）地域を知る防災活動から地域コミュニティの育成へ

防災会による活動は、一般的な防災論を学ぶだけではなく、実際に地域の抱えている防災上の問題を解決していくことに重点を置いている。高齢者や要援護者の把握、昼間人口の調査、水利調査・管理、湧水・井戸調査等、地域のハードやソフトの現状を知るところから始まり、これらの情報を防災会の広報誌を通じて住民に伝えることで、防災意識の啓発と向上につなげている。また、調べた情報をもとにして、避難訓練や図上訓練を消防団の助言を得ながら一緒に行っている。防災隊の班長と副班長をすべて消防団経験者で組織していることが、レベルの高い自主防災活動を実施する大きな力となっている。

他にも、要援護者についての防災対策を考え地域福祉を増進したり、子どもたちへの防災教育で世代間交流を促進したり、男女共同参画の視点から女性にも積極的に防災活動に取り組んでもらうなどの工夫をしている。このように、防災活動を進めることが地域コミュニティの強化にもつながっている。



■あずま防災マップ

第2節 地域に根付いた防災活動

1. 27年目の「災害に強い、安全・安心なまちづくり」

(泉町三丁目地区連合自治防災会：東京都 国分寺市)

(1) 「楽しく」をテーマに防災活動を実施

東京都国分寺市では、昭和53年から「市民防災まちづくり学校」を開校し、年間11回の講座を通じて防災に精通した市民を養成している。この学校の修了生は通算1,000名を超えており、うち700名が市民防災推進委員となって、地域の防災活動の牽引役となっている。

泉町三丁目地区連合自治防災会は、この地域に住む約1,700世帯のうち10の自治会・管理組合の932世帯で構成されている。「安全で住みよいまちづくり」を目的として昭和58年9月に設立され、昭和59年1月に国分寺市と「防災まちづくり推進協定」を締結した。「市民防災まちづくり学校」を修了した市民防災推進委員が中心となり、地域に根ざした防災活動を着実に実施している。また、「会則」に基づく運営と「地区防災計画書」を活動の原点としているため、会長が交替しても活動がぶれることなく継続できている。

(2) 地に足を付けた着実な活動

自治防災会では、「後世に誇れる安全で快適なまちづくり」を目指し、ソフト面では「泉町三丁目地区防災計画」、「災害時要救出者名簿」等を整備し、ハード面では防災倉庫、防災資器材の整備を自主的に推進している。特に「災害時要救出者名簿」は、毎年、名簿の記載内容の見直しを行っている。また、防災意識啓発を目的に「泉町三丁目防災ニュース」により防災情報を発信し、地域住民の防災意識啓発に努めている。会長が中心となってパソコンと格闘しながら作成されるこのニュースは、平成23年3月で通算286号を超える歴史があり、毎号多くの方々が楽しみにしている。

■ 泉町三丁目防災ニュース

ほかにも、危険箇所の点検、地域の環境改善、消火器等の防災用品の共同購入、応急手当講習会開催など様々な活動を通じて地域の防災力向上に寄与しており、中でもユニークなのは「親子防災映画・観劇会」と「防災コンクール」である。

(3) 地域に根付いた2つのイベント

○ 親子防災映画・観劇会の開催

毎年8月に実施される親子防災映画・観劇会は、小学生とその親を中心に約300名が参加する一大イベントである。防災に関するアニメ映画と観劇会から構成され、児童館と防災会が主催している。また、児童館前の広場では、消防署が煙体験コーナーや初期消火体験コーナーなどを用意している。

○ 防災コンクール（防災訓練、炊き出し訓練）

防災コンクールは、秋の火災予防運動に合わせて11月に開催される防災訓練兼運動会で、毎年約150名が参加して行われる。10月の防災会ニュースで訓練のルールを周知して、1チーム3名のタイムなどを競うコンクール形式で盛り上がる。6位までのチームには賞品が出ることもあり、地元の企業やPTA、自治会、管理組合など実に多様なチームが参加



■防災コンクールの様子

する。この防災訓練の終了後には、防災備品を使用した炊き出し訓練をしながら懇親を深めている。

(4) 地域に支えられて27年目の活動へ

泉町三丁目地区連合自治防災会が多様な防災活動を27年間にわたって続けることができている背景として、地域住民や地域の諸団体からの協力が得られていることが挙げられる。防災事業にとどまらず、防犯、お祭りなど地域行事との一体運営をしてきた結果、防災会の存在意義と活動が地域で広く認知されており、継続的に防災活動を行うための資金として、各世帯からの集金のほか、地元の商店、コンビニ、金融機関の支店や個人などからの賛助特別会費を得ることができている。また、親子防災映画・観劇会や防災コンクールなどのイベントの粗品として地元企業や団体よりポケットティッシュ、お菓子、ボールペンなどの提供がある。その一方で、電気保安協会と協力して電気の安全に関する講習会を開催したり、地元の金融機関、事業所、商店が防災コンクールに参加するなど、地域の人々が一体となって防災に取り組んでいる。

2. 層の厚い自衛消防隊が減災に挑む

(若葉台南六丁目防災会：鳥取県 鳥取市)

(1) 3つの消防隊の誕生

若葉台南六丁目は、平成元年から入居が始まった新興住宅地である。平日の昼間は、大半の男性は都市部に勤務に出ているため不在がちで、この点が防災上の大きな問題ではないかと心配されていた。町内の全家庭にアンケート調査を実施した結果、昼間も家庭や地域にいる機会が多い方々を中心とした防災組織を作ってはどうかという意見が多数寄せられた。

そこで、平成6年から11年にかけて、主婦からなる「婦人消防隊」、定年を迎えた男性を中心とした「シルバー消防隊」、成年男性を中心とする「レスキュー隊」を相次いで結成した。これらの自衛消防隊は、いずれも若葉台南六丁目防災会に属している。平日の昼間は婦人消防隊とシルバー消防隊で、平日の夜間と休日はレスキュー隊も加わり、非常時に備えている。

(2) 地域に根付いた防災訓練

基本方針として、大きな地震が発生した場合は、まず被害の広がりを防ぐために消火活動に注力し、消火を確認後、倒壊家屋からの人命救助活動に着手することとしている。こうした一連の活動をスムーズに行うことができるよう、日頃から地域住民が参加して様々な訓練を行っている。

○ 消火訓練

町内には、34箇所の消火栓と13箇所の消防器具格納箱（消火栓に接続するホースなど）、可搬式小型動力ポンプがある。実際に放水までを行う訓練は、1月の出初式を含めて、年間3回実施している。また、自衛消防隊は、消火栓および可搬式小型動力ポンプを毎月点検しているほか、夜間訓練を1年に2回実施している。

○ 救助訓練

防災資機材として、倒壊家屋からの救助活動に有効な油圧ジャッキ、エンジンチェーンソー、大型ハンマー、発電機等を整備しており、住民の誰もがこれらを使用できるように取扱訓練を実施している。また、負傷者や要援護者等の搬送訓練および救急・蘇生法講習会を実施している。



■水バケツリレーの訓練



■応急担架による搬送訓練

○ 炊き出し訓練

町内会の集会所に、炊き出し道具（釜など）、塩、保存水、薪等を保管しており、毎年春になると、実際にこれらの道具を使用してご飯と味噌汁を作る炊き出し訓練を実施している。

○ 避難生活に関する訓練

マンホールを利用した超簡易トイレやテントの設営、発電機による照明器具の取扱訓練を行っている。

また、ドラム缶を利用して風呂の湯を沸かすなど、避難生活に対応可能な体制を整えている。

（3）世代と地域を越えて広がる防災の輪

若葉台南六丁目防災会では、子どもから大人まで世代を越えて、また自分の地域を越えて周辺の地域とも連携した活動へと発展させている。

○ 子どもから大人まで参加するための工夫

若葉台南六丁目防災会では、新興住宅地の住民に幅広く行事に参加してもらおうと餅つき大会、花見会やレスキュー隊の協力も得て実施するきもだめし大会など、日頃から親睦を深める行事を行い、普段からコミュニケーションを取っている。また、町内会行事の納涼祭に各班対抗のバケツリレー競走を取り入れるなど、楽しみながら防災意識を高めることができるよう工夫をしている。

今では、住民の防災意識も高まり、例えば降雪時に、雪に埋もれている消火栓を近所の気付いた住民が自発的に掘り出してくれるようになった。

○ 若葉台地区自主防災会連絡協議会への展開

平成 11 年に若葉台南六丁目防災会が中心となって、周辺 8 地区の防災会から構成される連絡協議会を立ち上げた。規模は、約 1,700 世帯、約 5,000 人であり、連絡協議会では 1 年に 1 回、地区全体での大規模な総合防災訓練を実施している。この訓練では、自分たちの地域は自分たちで守ることを目指し、住民が主体となって初期消火、救助・救出、要援護者搬送などを行っている。住民主体の訓練により、大規模地震が発生した直後は消防等の公的機関を頼みとすることはできないという意識を浸透させている。

連絡協議会の設立により近隣の地区にまで防災の輪が広がり、まとまって活動することで予算規模が大きくなり充実した訓練ができるようになった。

○ 若葉台南六丁目防災会 ホームページ

<http://www.ncn-t.net/bousai-minami6/>

3. 地域の力で進める防災まちづくり

(松美町内会：新潟県 柏崎市)

(1) 町内行事で培った地域コミュニティ

松美町内会は、473世帯、人口1,116人のうち、高齢者が255人(22.4%)を占める地域である。町内会行事が盛んで、観桜会、七夕まつり、花いっぱい運動、敬老のお祝い、ボランティアへの感謝の集い、「災害に強いまちづくり」冊子の作成など様々な活動を通じて地域の結びつきを強めている。また、「松美町だより」を毎月発行して地域住民に身近な情報を提供しているほか、地元の企業と協働し、河川の環境整備、緑化推進活動などを行っている。

松美町内会では、新潟県中越地震をきっかけに自主防災会を立ち上げた。その後、新潟県中越沖地震の被災経験を活かしながら防災訓練、災害時要援護者対策などを実施している。

(2) 中越沖地震発生時の対応

○ 迅速な初期対応

松美町地区は、平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震により、全壊3棟、半壊25棟、一部損壊319棟という多大な被害を受けた。平成19年4月に自主防災会として本格的に始動し、市の防災訓練に向けて準備を進めていた矢先に起こった地震であり、自主防災会としての訓練を行う前に実際の災害対応を行うことになった。

地震発生後の主な災害対応は表のとおりで、様々な対応が行われていたことがわかる。特に、事前に災害時要援護者名簿を整備していたので高齢者等への避難の呼びかけを迅速に実施することができたほか、町内36名の班長が重要な情報を収集・発信する体制が機能し、迅速な情報のやりとりを行うことができた。

このような迅速な対応ができた理由の一つとして、松美町内会では日頃の町内行事によって地域コミュニティが培われ、災害時にも地域が協働して対応することができたことが挙げられる。



■ 防災避難訓練・安否確認状況



■ 防災避難訓練ポスター

時間軸	初期対応
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会部員が町内を一軒一軒回って安否確認、避難所へ避難誘導 ・高齢者、一人暮らし、障がい者へは、事前に準備していた災害時要援護者名簿を活用しながら、避難呼びかけ及び避難誘導支援
被災2日目	<ul style="list-style-type: none"> ・外部ボランティア受入れ・被災宅への案内 ・町内ボランティアの飲料・生活水及び食料支援物資の配給活動（高齢者、一人暮らし、障がい者の支援） ・外部からの支援物資受入れ及び配給 ・被災家屋（一人暮らしの高齢者等）の復旧に向けての助言
被災3日目	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回緊急被害調査を実施。住民の安否確認、避難先、必要とする手助けなどを把握 ・夜警巡視活動（役員・青年部）

■新潟県中越沖地震発生時の初期対応

○ 地域の本当の状況がわかる「緊急被害調査」

被災3日目には、町内会長から班長を通じて「中越沖地震緊急被害調査」を各戸に配布した。これは、それぞれの家庭が本当はどのような状況で、どのような手助けを必要としているのかを把握するのに役立ち、その後の復旧対応に大きな効果があった。

なお、緊急被害調査は被災から1か月後にも実施し、被害の状況や復旧の状況をより詳細に把握している。また、被害箇所の写真・被害箇所をマップにまとめる作業を行っており、こうした資料は復興に向けた行政への働きかけにも役立った。

平成19年7月18日

各位

松美町内会長 関矢 登

中越沖地震緊急被害調査（その1）

1. 大変な被害ですが頑張って下さい。
2. 飲み水、生活用水は避難所のコミセンにあります。
3. 食べ物も必要な方はコミセンでお渡しできます。
4. 手助けが必要な方は会長まで申し出てください、コミセンに居る事が多いので連絡はコミセンに電話 〇〇〇〇〇〇へ または、自宅 〇〇〇〇〇〇へ
5. 緊急ですが現時点の主な状況を聞かせて下さい。

中越沖地震緊急被害調査
班名() 氏名()

No	項目	該当は○印または簡潔に記入する	
1	安否の確認	元気か	
2	避難先または現在の居場所		
3	けがまたは身体の状況		
4	市の仮設住宅を希望するか	希望しない	希望する
5	手伝いを希望するか どんな内容ですか		
6	主な被害状況		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・ ・ 		

■中越沖地震緊急被害調査(その1)

(3) 被災経験を活かして、さらに「災害に強いまち」へ

○ 震災の経験から

松美町内会では、新潟県中越沖地震の経験を踏まえ、地域の災害対応力をより高めるために、被災経験を整理して教訓集「災害に強いまちづくり ～新潟県中越沖地震の教訓から～」としてまとめたほか、「松美町自主防災計画」の改定にも取り組んでいる。

新潟県中越沖地震では、町内の道路に名前がなかったことから、災害時に道路情報、防犯活動の情報を伝達することが容易ではなかった。この時の経験から、町内の道路1本1本に命名することにしており、現在作業中である。

また、防災会で備蓄している防災資機材の取扱いに困らないよう、日常の町内行事などでも防災資機材を頻繁に使用している。防災用具保管庫の鍵は、スペアキーを役員5人分作り、常時使用できる体制としている。



■松美町内の道路標識

○ 災害時にも頼りにできる地域コミュニティづくり

災害対応のためのハード対策のほか、災害時に頼りにできる地域コミュニティづくりも欠かせない。前述のとおり町内会では様々な行事を実施しているが、こうした町内行事の実行委員は地域住民から選出する決まりとなっている。これは、地域住民の誰もが町内行事に携わることで全員参加型の地域コミュニティを目指すためである。

また、高齢者のデイケアセンターである松美サロンは高齢者の交流の場となっており、松美町内会のメンバーが運営している。震災時の経験から、心のケアが大事であり、日頃から信頼関係を築く必要があると考えている。松美サロンでは、高齢者の方が町内の防災活動への取組みに積極的に参加したくなるように継続的に運営をしている。

他にも、ボランティア支援を受けた経験から「ささやかな助け合い運動」を展開し、高齢者や要援護者等に対する手助けを実施するなど、松美町内会では様々なアプローチで「災害に強いまちづくり」に取り組んでいる。

4. 地域のつながりを通じて防災レベルを高めよう！

(狩生自主防災会：大分県 佐伯市)

(1) 狩生地区を皆で守ろう

佐伯市狩生地区は、東側に佐伯湾が広がり、他方向には山が迫っている場所に立地しており、地震により津波が発生した場合には被害が予測される。また、集落を流れる狩生川は、台風や集中豪雨などにより氾濫する恐れもある。

狩生自主防災会は、平成7年に誕生したが、当時は活動が停滞気味であった。平成17年度大分県では、自治体広域化に伴う地域防災力の向上を目的とした「地域防災力強化育成事業」として講座を開いた。この講座に刺激を受けた狩生自主防災会の会長をはじめメンバーが立ち上がり、「地区を皆で守ろう」という機運が盛り上がった。

(2) 様々な活動を通じて防災への関心を高める

○ 子どもたちの防災意識を高める活動

地区の小学校に協力してもらい生徒に対して様々な防災教育を実施している。子ども達に防災について教えると、家に帰ってから家族にも話すことが期待できるので、大人に対する防災意識の啓発にもつながる。具体的には、小学校の協力を得て、子どもたちが考えた防災標語を紹介する「防災標語展」を3年に1回開催したり、毎年、夏休みに「防災について学ぶ親子の集い」を開催し、災害時の助け合いの精神と人命の大切さについて学んでいる。



■ 防災標語の掲示

このほか、地震体験車の試乗、簡易担架の作成訓練、防災まち歩き活動など小学生も楽しんで参加できるイベントを毎年実施している。

○ 9月1日は「防災デー」

9月1日を「防災デー」と定め、避難訓練、消火訓練等の住民総参加型の訓練を実施しているほか、この日には家庭で「防災会議」を開き、36項目からなる「わが家の防災対策」を使ってセルフチェックを実施してもらうように促している。

特に、一人暮らしの高齢者や病弱な方などのいる家庭には、自主防災会の役員が毎年訪問して、「わが家の防災対策」のチェック項目を一緒になって点検し、現状を確認するとともにコミュニケーションを取っている。

わが家の防災対策

(9月1日現在)

狛生自主防災会

《9月1日は「防災の日」です》

《わが家の防災についてチェックしましょう》

1. 家屋の危険箇所の点検 (○・×でチェックして下さい)

- | | | | |
|----------------------|-----|-----------------------|-----|
| (1) 外壁のヒビ割れは大丈夫 | () | (4) ベランダや塀・側溝の危険性は大丈夫 | () |
| (2) 屋根からの落下物の危険性は大丈夫 | () | (5) 家の周囲の危険箇所は大丈夫 | () |
| (3) 雨どりの固定性は大丈夫 | () | | |

2. 家内の点検 (○・×でチェックして下さい)

- | | | | |
|-------------------------|-----|----------------------|-----|
| (1) 家具は固定されているか | () | (4) 玄関に避難の際に妨げになるものは | () |
| (2) 天井からの照明等の落下の危険性は大丈夫 | () | (5) 窓ガラスに飛散防止策はしているか | () |
| (3) 棚からの落下物の危険性は大丈夫 | () | (6) テレビは安定した所に置いているか | () |
| | | (7) 住宅用火災警報器を設置しているか | () |

3. 非常持ち出し品の点検 (○・×でチェックして下さい)

- | | | | |
|-----------------------|-----|------------------------------|-----|
| (1) 貴重品及び最低3日分の非常食の確保 | () | (4) 携帯ラジオ・懐中電灯・ヘルメット・防災頭巾の準備 | () |
| (2) 応急医薬品と生活用品の確保 | () | | |
| (3) 使用乾電池の準備 | () | | |

4. その他の点検 (○・×でチェックして下さい)

- | | | | |
|-----------------------|-----|-------------------------------|-----|
| (1) 消火器の有効期限の確認 | () | (13) 避難経路の確認 | () |
| (2) 1人1日3?の飲料水を3日分確保 | () | (14) 消火用水の準備 | () |
| (3) 外出や就寝前のガス元栓の確認 | () | (15) 火気使用器具の点検整備 | () |
| (4) 就寝前にやかん及びポットに水を満杯 | () | (16) ガスボンベの転倒防止策 | () |
| (5) 入浴後の風呂水の確保 | () | (17) カセット式コンロ等の用意 | () |
| (6) 家具の上の重量物や危険物の撤去 | () | (18) 初期消火手順の認識 | () |
| (7) カーテンは防災加工ものに交換 | () | (19) 避難場所の位置の認識 | () |
| (8) ストープは耐震自動消火装置付きに | () | (20) 寝室・子供・高齢者の部屋には大きな家具は置かない | () |
| (9) 非常時の出口の確認 | () | | |
| (10) 組み立て式の簡易トイレの準備 | () | | |
| (11) 停電・断水時の用排便収納袋の準備 | () | | |
| (12) 災害時の連絡方法の確認 | () | | |

■防災デーにチェックする「わが家の防災対策」

(3) 災害弱者を見逃さない体制

自主防災会では、災害弱者台帳を整備し、防災デーに直接訪問して状況を確認し、情報の更新をしている。災害弱者の救出にリヤカーや「おんぶ」による対応ができるように2名の協力メンバー（1名は若い男性、もう1名は比較的外出の少ない近所の男性）を決めて、そのための訓練を実施するなど救出体制を整備している。

(4) 住民が自然に防災に関心を持つための工夫

1年に2回、「自主防災だより」を発行・配布し、住民の防災意識の向上を図っている。また、地区の体育祭では、必ず防災に関連する競技種目を1種目は入れるようにするなど住民が自然に防災に関心を持つための工夫を行っている。

さらに、高齢者の介護予防・生きがいのための「ふれあい、いきいきサロン」等、地区の諸行事でも防災に関するコーナーを設けている。

普段からの住民同士のつながりが、いざという時の助け合い、地域の防災力の向上にもつながっている。

第3節 人材の育成や掘り起こしによるひとづくり

1. 地域に根付いた高等学校の防災活動

(和歌山県立田辺工業高等学校：和歌山県 田辺市)

(1) 高等学校として町内会に加入

田辺工業高等学校がある田辺市あけぼの地区は、東南海・南海地震による津波被害が予測される地域である。この地区の居住者約2,000人のうち70歳以上の高齢者が300人であるなど、高齢者の割合が多いこともあり、平成15年当時の田辺工業高等学校長が「高校生ので地域に貢献できないか」と考え、学校として町内会に加入した。また、災害時の避難場所に高等学校が指定されていることから、学校と町内会が合同で防災訓練を実施するようになった。その後もこの活動は脈々と受け継がれ、地域防災の活性化に貢献している。

(2) 地域防災における役割

学校の寮がその町内に所在することから、町内会に寮生が加入したのが始まりである。毎月1回実施される町内会の班長会に教員、生徒会長及び寮の生徒などが中心となって出席するようになり、次第に町内会の行事の企画にもアイデアを出すようになった。

その結果、町内会主催の盆踊り大会や防犯パトロールなどのイベントに多くの生徒が参加するようになった。また、学園祭には地域住民が作った工芸作品などを展示し、父兄以外の方々も来校するようになった。

一方、学校での防災訓練は、以前は校内で行う避難訓練や消火訓練などが主であったが、平成16年に初めて地域の高齢者を避難所の高校まで誘導する訓練を実施した。平成18年からは、地域の方々が参加できるように訓練を土曜日に実施しており、町内会、自衛隊、消防、病院などの関係機関の協力も得て充実した訓練が実施できるようになった。



■ 地域住民、消防と実施する消火訓練

具体的には、自衛隊によるテント設営やロープワークの指導、消防署による消火訓練や煙体験、病院による応急手当や救急搬送訓練、高齢者を迎えに行き学校に避難誘導する訓練、婦人会と一緒にやる炊き出し訓練などを実施し、地域と生徒の双方にとって貴重な体験となっている。なお、高齢者には、敬老の日に生徒からお祝いの手紙を送っており、これは毎年実施している防災訓練への参加のお誘いも兼ねている。

(3) 地域に貢献する防災活動

平成 20 年から学校設定科目に防災を取り入れ、地域及び近隣高等学校との連携を深めた取り組みを実施した。高校生防災スクールの運営及び参加をはじめ、地域高等学校との協働による活動を積極的に実施した。平成 20 年度は、「防災クイズ」を実施し、近隣幼稚園に出向いて、園児に防災の出前授業も実施した。平成 22 年度は生徒が作詞、先生が作曲した「防災ソング：たいへんだ〜」のCD化も実施した。

その他、学校独自で実施している生徒会活動もある。ボランティア清掃活動は、学校が地域の中にあり共存しているということを生徒に自覚させるためのものであり、毎月、月末の金曜日に学校周辺の通学路や駅の周辺を清掃している。生徒会から全校生徒に声をかけ、毎回 100 名～150 名が参加している。



■震度5強以上の地震で点灯する避難誘導灯

また、工業高校らしく「ものづくり」でも地域の防災に貢献している。震度 5 強以上の揺れになると、校舎から高台にあるグラウンドまでの通路に設置されている避難誘導灯が自動点灯し、地震の発生および避難呼びかけのアナウンスが流れる仕組みになっている。この誘導灯は、普段は日没後 3 時間点灯し、帰宅する生徒を見守っている。

(4) 継続する活動を通じて

このように田辺工業高等学校では、高校が持っている人材と知識を活かして、防災面を含めた地域の活性化に貢献するとともに、高等学校にとっては良き伝統に、生徒達においても貴重な社会勉強の場となり続けることを目指している。

○ 和歌山県立田辺工業高等学校 ホームページ
<http://www.tanabe-th.wakayama-c.ed.jp/>

2. 「中学生防災隊」と「発災対応型防災訓練」で災害に備える (榎前町自主防災会：愛知県 安城市)

(1) 地域が一丸となって防災に取り組む

愛知県安城市の榎前町は、平日昼間は働きに出る人が多く、残っている人たちは高齢者や子供たちが中心となる地域である。

そのような中で、榎前町自主防災会では中学生に対する防災教育を進めており、技術を習得した中学生が地域の防災訓練にも参加している。

また、榎前町には町内会役員のOBが所属する「OB会」があり、2年間の町内会活動で得られた知識や経験を生かして町内会行事をサポートして、それまでは2年ごとに途切れていた町内会活動につながりを与える役割を果たしているが、そのOB会と地域のボランティア団体のボランティアふれあい「えのき」が、防災訓練など様々な活動に協力してくれる。

さらに、防災訓練を「発災対応型」で行うなど、様々な工夫を通じて地域の人々に「防災」を浸透させることに成功している。

(2) 頼りにしてます！中学生

榎前町自主防災会では、平日の昼間に災害が発生した場合にも対応できる人材として、地元中学校に通う中学生に注目している。中学生はある程度の体力があり、しっかりとした活動もできるため、地域を守る大きな力になる可能性を秘めている。

そこで、毎年8月に中学1年生を対象に防災学習会を実施し、普通救命講習、非常食作り、避難所での活動体験、ロープワークなどを教えたり、榎前町の地図を使って災害図上訓練(DIG)を行い、自分たちの町の災害危険性などを再発見したりしている。防災学習会の企画は、ボランティアふれあい「えのき」の協力も得て行っている。

防災学習会に参加した生徒は、同じ年の12月に実施する榎前町の防災訓練に「中学生防災隊」として参加し、頼もしい姿を地域住民に披露している。



■ 中学生への防災研修



■ 中学生の消火訓練

(3) 事前準備なしの発災対応型防災訓練

榎前町では、12月に実施する防災訓練を「発災対応型」で行っているのも大きな特徴である。参加者は詳細な訓練計画を事前に知らされず、起こった状況に応じて行動する必要がある。

○ 避難

訓練が始まると、町内の班長が班内の各世帯へ電話等で安否確認を行い、班ごとに避難場所へ集合する。この際、要援護者の避難支援もあわせて行う。要援護者の一覧は、社会福祉協議会、ボランティアと協力しながら町内会で作成している。また、避難経路の状況を連絡表に記入することで、現地本部に地域の情報が集まるように工夫している。現地本部との連絡係は中学生が担っている。

○ 救出・救護

避難経路には倒壊家屋、火災現場、負傷者などを事前に用意しているので、例えば家屋の下敷きになっている人を見かけた住民は、救援を要請するか、瓦礫の下から負傷者を自ら救出するかの判断に迫られる。火災現場では、初期消火が出来そうであれば消火する必要がある。

○ 現地本部の設営、炊き出しなど

テントなどの必要資機材を事前に準備しないため、訓練開始後に町内の防災倉庫から、個人の軽トラックで運搬し設営する必要がある。

また、炊き出しは事前に食材を用意せず、近所の一般の民家から調達して行う。

事前に方法を定めていないので、当日は様々な事態が発生して手間取ってしまう。しかし、訓練でうまくいかなかったことは災害時にもうまくいくことはないし、訓練で得られた経験を生かして実際の災害に備えることができる。

榎前町では、防災だけでなく福祉活動、環境活動にも力を入れており、魚道観察会や稲作体験などに参加した子どもたちが「中学生防災隊」の中心となっている。榎前町の地域社会は、町会だけでなく住民みんなで支えられている。

平成22年度 榎前町後期防災訓練

主催：榎前町自主防災会・榎前町福祉委員会
共催：安城市消防団榎前分団
榎前町内会各種団体・榎前町中学生防災隊
協力：安城市防災危機管理課
西部地区社会福祉協議会
安城防災ネット
安城・暮らしと耐震協議会
ウッドビタ工法協会



プログラム

8時30分：東海地震 警戒宣言発令＝緊急集合訓練開始
9時00分：大地震発生！井杭山地区 避難訓練開始
防災訓練会場：井杭山集荷場・井杭山地区

- 1、安否確認・避難誘導訓練（要援護者誘導訓練）⇒ 避難誘導部
- 2、井杭山 現地支援本部立ち上げ訓練 ⇒ 総務部 資器材管理部
- 3、情報収集・伝達訓練 ⇒ 広報部
・西部地区基幹避難所（西部公民館）
・福祉避難所（西部福祉センター）
・指定避難所（安城西中学校）
- 4、救出・救護訓練（応急手当・搬送）⇒ 救護部 資器材管理部
- 5、一時避難所の開設・運営訓練 ⇒ 総務部 避難誘導部 広報部
①避難者受付 ②避難者・被災情報掲示 ③要援護者支援
- 6、初期消火訓練 ⇒ 防火部 安城市消防団榎前分団
- 7、非常食炊き出し訓練 ⇒ 給食給水部 資器材管理部

◆ 訓練終了 講評 ⇒ 11時40分頃 児童公園にお集まり下さい

■平成22年度防災訓練案内



■テントの設営



■訓練での炊き出し

3. 小学生から大人まで幅広い世代が参加する自主防災活動

(川西地区自主防災会：香川県 丸亀市)

(1) 自主防災活動活性化へのあゆみ

川西地区は、一級河川土器川の左岸に位置し、昭和 50 年代まで数年に一度の割合で河川の氾濫に見舞われていた。その後、自然災害は少なくなったが、平成 12 年から平成 13 年にかけて、阪神・淡路大震災で被災した神戸や北淡町に視察を重ね、防災機運が高まったことにより平成 14 年 2 月に川西地区自主防災会を設立した。

川西地区では、様々な工夫を凝らした防災活動を実施しており、小学生からお年寄りまで幅広い世代が防災活動に熱心に参加しているだけでなく、その取組みは県内全体、さらには県外へも広がりを見せている。

(2) 将来の防災を担う「人づくり」

川西地区自主防災会では、将来の人材育成と、平日昼間に災害が発生した場合への対応という観点から、児童・生徒に対する防災教育にも力を入れている。

小学生に対しては、小学 5 年生から 6 年生にかけて、合計 4 回の防災研修を行い避難所の設営訓練や土嚢の作り方訓練を実施している。これは、日中は大人が不在の家庭も多いため、小学校の高学年の生徒にも避難所の設営などの力仕事を手伝ってもらおうという考えである。小学校と共同で防災教育を実施することで、両親、祖父母世代や P T A 組織の方々なども見に来るようになり、参加人数が増えることで活性化するという効果もある。

中学生に対しては、応急手当訓練や要援護者の搬送訓練など人の命にかかわる訓練を実施している。さらに高校生には 1 年に 1 回、ロープ結束訓練やロープを用いた救助訓練など、より高度な技術の習得を目的とした訓練を実施している。

このような学校と共同で実施する活動のほか、世代を超えて 1 年に 6 回の河川清掃などの環境活動を実施することで、人材の育成および掘り起こしを行っている。



■土嚢の作成訓練



■要援護者搬送訓練

(3) 様々な工夫で経費節減を達成

防災資機材の整備・更新には経費がかかるが、工夫により経費節減が可能である。

例えば、選挙広報に使用されるベニヤ板（避難所の床の上に敷くと暖かい）を回収したり、家庭で不要になった毛布をコミュニティセンター内で保管し、災害時に備えている。また、防災備品庫の建物は、廃材を利用し、木工技術を持つ住民の協力を得て建築しているため、ほとんどコストはかかっていない。

地域には、主に衛生用・清掃用に合計 20 本の井戸水を確保している。また、地元のショッピングセンター、食料品、ベビー用品、衛生用品などと災害時の備蓄について協定を結んでいるほか、各家庭にも 3 日分の食料と飲料水の保管を推進している。

(4) 防災は地域のつながりから

川西地区では、防災訓練だけでなく、夏祭り、芋炊き大会など様々な地域活動を実施して住民同士の関係づくりを進めており、さらにはこうした活動の中に防災の要素を取り入れて（芋炊き大会が炊き出し訓練を兼ねる、ウォーキング大会と連動して防災フェアを実施する、など）住民の防災意識の啓発に努めている。

地域の要援護者対策にも力を入れており、「1 人暮らしの高齢者」、「体が弱い人」、「高齢者世帯」の 3 段階の「お世話レベル」に分けてデータベース化している。これらの情報は、パスワードを設定して厳重に管理している。また、地元の企業で勤務する外国人に対しては、その企業に出向いて帰宅マップ等の作成を手伝っている。さらに、避難所に要援護者の優先スペースを設けるなどの工夫を行っている。



■ロープの結束訓練の様子

(5) 防災の輪を広げる活動へ展開

防災会では広報誌「防災だより共助・防災を楽しくやろう」を毎月発行しており、会の活動を積極的に情報発信している。また、防災会のメンバーは、香川県のリーダー研修会に出席しているほか、消防本部で 5 回以上も救命訓練や応急手当訓練を受け、防災に習熟した「防災伝道師」として一層のレベルアップを図っている。

以上の活動は川西地区にとどまることなく、平成 19 年には川西地区自主防災会が事務局となって「かがわ自主ぼう連絡協議会」を立上げ、防災伝道師が他地域に出向いて技術を伝えたり、川西地区の防災の取組みを紹介するなど、香川県全体における自主防災活動の輪の拡大に大きく貢献している。

第4節 地域の特性に応じた防災活動

1. 大学との協力でレベルアップする防災活動

(中野町甲和会：東京都 八王子市)

(1) 中野町甲和会の取組み

中野町甲和会は、東京都八王子市中心部から北西約5kmに位置する人口3,000人あまりの住宅街の町会で、昭和35年に結成された。自主防災組織は町会を母体として結成されており、以前から防災活動の盛んな地域である。

平成20年には地域の防災力を一層高めるため、町内にある工学院大学八王子キャンパスの建築学科と連携し、学生の協力を仰ぎながら地域防災マップと冊子「防災への備え」を作成した。また、災害発生時の要援護者支援のため、ボランティア組織「さくらんぼの会」を結成し、民生委員と協力して要援護者の救護・救援を行う体制づくりを進めている。町会、大学、行政と協力し、地道に楽しみながら長期的な視野で活動を続けている。

(2) 地域と大学がつながったきっかけ

中野町甲和会と大学が連携して活動を行うきっかけとなったのは、平成16年の新潟県中越地震と平成19年の新潟県中越沖地震であった。報道を通じて大きな被害を知り、関東では首都直下地震の危険性が伝えられていることから、大きな地震が自分たちの街を襲ったときに、今の地域防災力で対応できるのかと不安を感じていた。

そこで八王子市役所や消防署に相談したところ、工学院大学八王子キャンパスの建築学科の紹介を受けた。工学院大学建築学科は地域防災に関する研究が行われており、社会貢献活動にも熱心に取り組んでいることから、両者の思惑が一致して地域と大学の連携した活動が具体的に進められることとなった。

なお、同じく近隣にある創価大学とも、パトロールなど防犯をテーマにした活動を協力して進めている。



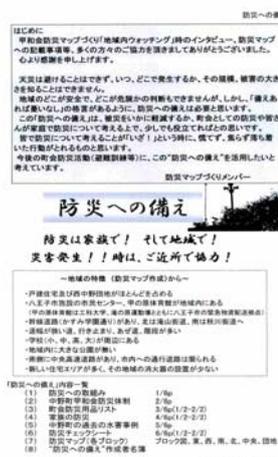
■地域の危険性の点検

(3) 大学と協力した防災活動

まずは甲和会と工学院大学との交流を深めるため、平成 20 年度の新入生オリエンテーションに甲和会の住民が参加し、大学の学生とともに構内サバイバルマップを作成しオリエンテーションにて発表した。

平成 20 年 7 月には工学院大学建築学科の教員・学生と甲和会の住民で実際に町内を歩き、災害発生時における地域の危険性（狭い道路、電柱、階段、少ない消火器など）や有効に活用できる資源（幹線道路、広い空き地、食料品店、医薬品店など）を点検した。その後、大学にて学生とともに地域を歩いて見つかった危険性などの課題を整理し、避難経路と避難場所の検討、災害時に活用できる店舗の抽出を行って、それらを表示した地域防災マップを大学研究室の持つ知識と技術を生かして作成した。さらに、甲和会の防災体制、町会防災用品リスト、家庭での防災の知識、防災マップをまとめた冊子「防災への備え」を作成し、地域住民に配布した。

また例年、広域避難場所となっている工学院大学八王子キャンパスで避難訓練、炊き出し、救急救命、ロープワークなどの各種訓練を実施している。多くの町会住民が参加し、大学の教員と学生に混じって応急救護や資機材の操作方法を実際に体験する。学生が作った非常食の試食体験もあり、大学と住民との交流の場にもなっている。



■「防災への備え」表紙



■地域防災マップ「南ブロック」

(4) 大学は地域にとって頼りになる存在

専門的な知識を持つ大学が近隣に位置するという地の利を活かして、何でも吸収するつもりで共同での防災活動を始めた。柔軟な発想をする学生の協力を得られたことが、町内会の自主防災活動のレベルアップにつながった。今後は、大学と協力して災害時要援護者の支援などについても考えていく予定である。

学生とはバーベキューパーティーなどの交流会の場を継続的に持つなど、防災面での協力にとどまらない良好な関係を維持している。毎年新入生として町会内に新たに居住する学生を巻き込みながら、地域力の向上を目指して活動を続けている。

2. ビジネス街での事業所と協力した防災活動

(愛宕一之部防災会：東京都 港区)

(1) 活動のきっかけ

東京の都心部に位置する新橋駅周辺は、事業所と飲食店街からなる繁華街である。昔からの小さな店舗や住居が密集している地域も残っており、大規模な地震や火災が発生した場合は人命に危険の及ぶ可能性が高くなっている。

また、新橋駅を含む一帯は典型的なビジネス街であり、昼間の就業人口に比べて夜間人口が著しく減少する。愛宕一之部防災会を構成する新橋駅周辺の 17 町会・自治会では、人口約 3,500 名に占める高齢者の割合が高く、少子化の進展が著しいため、災害時には昼間この地区で働いている人々の協力に期待するところが大きくなっている。

そこで愛宕一之部防災会では、地区の住民だけでなく、多くの事業者とも連携しながら「災害に強いまちづくり」を目指して活動している。

(2) 多くの住民と事業者が参加する防災訓練

愛宕一之部防災会では毎年、発災対応から初期消火、AED (30 台) による心肺蘇生法、救助資機材の取り扱いに至る訓練を実施して、防災行動力の向上に努めている。多くの住民と事業所が参加し、800 名を超える大規模な訓練となっている。

防災訓練の実施にあたっては、区役所・警察署・消防署・消防団・町会・自治会などの関係者と綿密な打ち合わせを重ね、訓練内容の工夫に努めている。



■簡易担架による搬送訓練



■警察犬による被害者の搜索

(3) 福祉施設と災害時応援協定を締結

広域的で密接な協力体制づくりを進めるため、近隣の福祉施設と防災会内の3町会とで災害時応援協定を締結している。具体的には、災害発生時に福祉施設利用者が避難する必要がある場合は町会が支援し、反対に町会住民に避難の必要が生じた場合は、施設を避難場所として提供してもらうなど、状況に応じて相互に支援しあう協定となっている。

(4) 防災会で行っている様々な活動

○ 防災研修

毎年、過去の災害現場や防災関連施設を研修で訪問しており、会員は災害対策の必要性について認識を新たにしている。これまでに訪問した場所は、神戸震災記念センター及び淡路島北淡町の震源地、雲仙普賢岳火砕流災害現場、長岡市山古志地域、福島第二原子力発電所などである。

○ 「新橋こいちまつり」への参加

地元最大のお祭りである「新橋こいちまつり」は、新橋で働く人も気軽に参加できるように、平日の2日間を使って開かれる。このお祭りで、地元の消防署・消防団と連携しながら、町会員と事業所が一体となって、防災パンフレットの配布、防災グッズや写真の展示、なんでも相談などの防災PR活動を行っている。

○ 大型スクリーン広告

JR新橋駅西口駅前広場にある大型スクリーンで、毎日9時から18時まで毎時1回、消防署・消防団とともに広報活動を行い、火災予防、住宅用火災警報器設置促進、家具類の転倒・落下防止、救急車の適正利用、消防団員募集などを呼びかけている。

○ 防災設備の充実

震災発生時の水利を確保するために、港区と連携し、近隣事業者にも場所の協力を頂いて、60tの雨水貯留槽を設置した。また、災害発生時に消防団と密接に連携して効果的な活動が行えるよう、消防団に3台の可搬ポンプ積載車を寄贈した。

(5) 事業者との協力で活発化する地域の防災活動

愛宕一之部防災会は、地域に所在する多くの事業者の協力を得て、積極的な防災活動を行っている。近年は活動が認知され、事業所の防災意識がますます高まっており、地域の消防団員の過半数が事業所の従業員によって構成されるまでになっている。住民と事業者とが力をあわせて、日本有数の繁華街である新橋駅周辺の安全と安心を守っている。

3. 地域の協力で豪雪に負けない湯原地区

(湯原地区雪害防止対策本部：宮城県 七ヶ宿町)

(1) 住民が連携し、豪雪から地域を守る

○ 冬の雪下ろしは重労働

湯原地区は宮城県と山形県との県境にあり、冬季は豪雪となる地域である。約 300 人が暮らす町内では 2 番目に大きい地域であるが、人口の約半数が高齢者 (65 歳以上) で、そのうち約半数が 75 歳以上である。

湯原地区は、住宅が密集した地域で建物間の距離が狭いことに加え、母屋と小屋の屋根部を連結している住宅もある。特に、屋根を連結した家は雪が自然に地面へ落ちることがないため、雪下ろしには多大な労力を必要とする。

一方でこの地区では従来から隣近所とのつながりが深く、日常的なお茶飲み交流、消防団、若者による神輿などが賑やかに行われてきた地域である。このような日常的な交流をベースに除雪作業も近隣もしくは親戚同士が助け合ってきた。しかし、高齢化率は年々上昇しており、自力での除雪作業が困難な世帯が増加傾向にある。また、除雪を頼める相手が限られているため、結果的に除雪を頼みにくい状況にあった。

○ 湯原地区雪害防止対策本部発足

平成 17 年から 18 年にかけての冬は全国的に雪が多かった (平成 18 年豪雪)。湯原地区では、平成 17 年 12 月から短期間で相当量の積雪があったことを機に、自治会が中心となって消防団、除雪ボランティア (役場職員や会社員など) と「湯原地区雪害防止対策本部」(以下、対策本部) を立ち上げた。対策本部は地区住民の除雪依頼の窓口として機能して



■ 除雪の様子

おり、自力での除雪が困難な住民は、少額の負担で除雪を依頼することができる。

12 名の自治会員がそれぞれ 8~10 世帯を担当し、除雪の依頼情報を除雪車のオペレーターへ伝達する仕組みとなっている。除雪依頼の申し込みやお金の流れが全て一本化されたことにより、地区全体で連携して対応することが可能となった。

(2) 対策本部の運用の仕組み

平成 18 年の冬は積雪が多かったため多くの作業依頼があり、対策本部では地域内の各地に重機オペレーターとスコップ作業員を派遣した。主な除雪作業の内容は、屋根の雪下ろし、軒下の雪片付け、幹線道路までの除排雪である。特に湯原地区にはホイールローダーや油圧ショベルなどの重機があるため、人力とは比べものにならない効率性を発揮している。



■重機を利用した除雪の様子

こうして、除雪作業が困難な高齢者の肉体的・精神的な負担を軽減し、住み慣れた土地で生活できる安心感を与えている。

対策本部の運営経費は、自治会特別会計などから基金を賄っている。住民が除雪作業を依頼する際は、作業内容を問わず依頼者が除雪作業員 1 人 30 分あたり 500 円を負担する。また、除雪作業員に対策本部より 1 人 30 分あたり 500 円の謝礼が支払われる。全くのボランティアではなく、依頼者が少しのお金を負担することで、遠慮せずに作業を依頼しやすいという効果がある。

除雪作業に使用する重機等の燃料費は、全て対策本部の基金により支払われる。なお、平成 22 年度は除雪作業が増加したため、除雪作業員に対して従来の倍の価格が支払われた。

(3) 除雪だけではない「元気なまちづくり」

地域で助け合って除雪作業を行う仕組みができて背景には、湯原地区で普段から様々な地域活動が実施されていることが挙げられる。湯原地区では「元気なまちづくり」をスローガンに、お盆の時期などに提灯を各世帯に配布し、昔ながらの風情を帰省者も楽しめるようにするなどの工夫をしている。また、毎年運動会の開催や冬の町の写真を公民館に展示して町をアピールするなど、人が交流する場を設けている。

湯原地区雪害防止対策本部は、自治会長を本部長、自治会副会長と消防団分団長を副本部長とし、消防団、スノーボランティア、重機オペレーター、地区組合など、地域内の各団体の協力により構成されている。また、湯原地区では、民生委員などの協力を得て災害に備えた災害時要救出者名簿の作成・更新も行われている。これらは、普段からの様々な地域活動を通じて、地域全体でまちを守ろうという考え方が共有されていることも大きな理由である。

(4) 課題を乗り越えて雪に立ち向かう

平成 22 年から平成 23 年にかけて、湯原地区は再び豪雪に見舞われた。特に平成 23 年の 1 月は、気温が低く断続的に雪が降ったため、屋根に積もった雪が溶けずに堆積し、雪下ろしの回数が圧倒的に増加した。除雪依頼の件数も近年になく多く、平成 18 年豪雪時にかかった経費の約 2 倍を 1 ヶ月で費やすという状況であるため、町の対策本部による支援のほか、地元出身者に湯原地区の冬季における現状を理解してもらい寄付金を募集して賄った。

一方、湯原地区では現在も高齢化が進展しており、今後、自力で除雪ができなくなるだけでなく、弱者を支えてくれる人が年々減少してしまうことが想定される。例えば、重機オペレーターは現在、自営業の方が担っているが、これからも毎年活動して頂くことが保証されているわけではない。



■屋根からの雪下ろし

また、除雪作業を担うオペレーターや作業員も地域の住民であり、自宅の雪下ろしを 1 時間半ほど行ってから地域の除雪作業に就くという状況にある。そこで対策本部では、町の除雪作業に従事していた定年者にオペレーターとして加入して頂くなど、取組みを継続させるための工夫を行っている。

第5節 様々なアイデア活動

1. 日常生活の中にある「防災」を楽しもう

(加古川グリーンシティ防災会：兵庫県 加古川市)

(1) 「楽しく」をテーマに防災活動を実施

加古川グリーンシティは、7棟のマンションからなり、約600世帯（約2,000人）が暮らす団地である。当初は防火を担当する自衛消防隊と迷惑駐車取締りや夜回りを担当する防犯防災委員会が別々に活動していたが、平成7年に発生した阪神・淡路大震災で、人間関係が希薄になりがちなマンションの災害対策に注目が集まったこともあり、加古川市の呼びかけにより加古川グリーンシティ防災会が誕生した。マンションの全住民が防災会に参加している。

加古川グリーンシティ防災会では、「楽しく防災活動をやろう」のテーマどおり、住民が楽しみながら日常生活の中にある「防災」を実践し、「仲間づくり」「強いまちづくり」を実現している。

(2) 防災は日常の「あいさつ」と「小さな親切」から始まる

「防災とは、自分の大切なものを守ること」であり、その輪がマンション全体に広がれば、グリーンシティ全体の安心・安全につながる。グリーンシティでは、会った人がお互いに率先してあいさつする「あいさつ運動」や、どんな小さなことでもいいので親切なことをした人に「小さな親切実行章」（シール）を贈呈する「小さな親切運動」など、人と人とのつながりを生み出す様々な工夫を行っている。

皆が楽しみにしている夏祭りで登場する「イカ焼き機」には、イカ焼きやその他いろいろな食材をわずかな時間で焼くことができるというメリットがあり、夏祭りが実は炊き出し訓練を兼ねている。同じく「ふれあい餅つき大会」も、マンションの住民がふれ合う機会であるだけでなく、災害時の炊き出しの訓練を兼ねており、さらには防災会の活動をアピールする広報活動の場になっている。



■ 炊き出し訓練で活躍するイカ焼き機

また、子どもたちにも防災会のメンバーの顔を覚えてもらうため、サッカーワールドカップの「パブリックビューイング」を開催したり、子どもたちと合同で「防災パトロール隊」としてグリーンシティの夜回りを行ったりして、楽しみながら防災会のことを知ってもらえるよう工夫している。



■DIG(災害図上)訓練の案内

(3) 災害時、一人ひとりができること

マンションには、医師や看護師の資格者、資機材の操作、応急救護、力仕事、子守り、炊き出し、情報整理等々、様々な職種や技能を持った人々が住んでいる。一人ひとりが持っている技能を緊急時にうまく活かすことができれば、大きな災害でも効果的に対応できると考えられる。

グリーンシティでは、自分が持っている特技を「町内チャンピオンマップ」に登録するという仕組みを作っており、このマップが災害時の支えとなるだけでなく、「災害に遭ってもみんなのためにできることがある」という共助の意識付けにもなっている。逆に、高齢者や病気、けが、障がいを持つ方がいる家庭には、災害時に少しでも早く声を掛けられるよう、「災害時にひと声かけてください登録」を呼び掛けている。

防災に関する実技については、応急手当の普及に力を入れているほか、防災訓練にも工夫を凝らしており、災害が実際に発生したと仮定して、次々と起こる事態を体験しながら対処する「リアル災害図上訓練」、マンションのフロア間の昇降訓練など、あらゆる方向から災害対応力の向上を図っている。

さらに、地震発生からの3日間に必要な、初期消火から応急救護、避難、災害伝言ダイヤルの使い方などに至るまでの一連の流れを落ち着いて行い安全に過ごすために、カードサイズに折りたためる「命のライセンス」を作成し配布している。小学校や中学校の防災学習資料に使われているほか、小さな字では読みにくいという方のために大型サイズも作成している。

(4) ハード面でも様々な工夫

加古川グリーンシティでは、マンションの防災会という特性を生かしながら、ハード面でも様々なツールを整備している。

マンションのコミュニティ情報や緊急情報を各家庭で受信できるように、各家庭のテレビの空きチャンネルを利用して防災情報の放送配信を行っている。配信される防災情報は、緊急時にも対応できるよう担当役員が自宅や出先からでも書きこむことができるようになっている。



■資機材を保管している防災倉庫



■ボールとジャッキを内蔵した防災ベンチ

また、グリーンシティではイントラネット（マンション内でのインターネットのようなシステム）を整備し、これまでは1階の掲示板でしか確認できなかったマンションの運営情報や緊急情報などを家庭で見ることができるようにした。駐輪場に設置されている防犯用のネットワークカメラも家庭で映像を確認することができる。

さらに、救助工具などの各種資機材を4か所の防災倉庫に分散して保管しているほか、防災井戸、AED、組立式トイレやマンホールトイレ、防災ベンチ、階段昇降機なども配備している。

加古川グリーンシティ防災会では、インターネットによる外部への情報発信も積極的に行っている。ここで紹介したものにとどまらない様々な取組みを幅広く詳細に紹介しており、他の地域においても非常に参考になる内容となっている。

○ 加古川グリーンシティ防災会 ホームページ

http://www.greencity.sakura.ne.jp/greencity_bousaikai/

2. 消防防災運動会「まもりんピック姫路」

(姫路市消防防災運動会実行委員会：兵庫県 姫路市)

(1) 「まもりんピック姫路」誕生の経緯

姫路市では、地域の消防防災の取組みとして、災害を想定した競技やゲームを運動会形式で行う「まもりんピック姫路」を平成20年度から開催している。

それまでは毎年、自主防災会や消防団などの防災関係者の表彰と講演会からなる「姫路市市民防災のつどい」を行っていた。平成18年度、市長自らが「もっと市民が楽しみながら消防・防災の技術を身に付けられるイベントがないか」と発案し、姫路市消防局が中心となって、競技形式で初めて開催した。これが好評だったことから、さらに改良を重ねたうえで、「まもりんピック姫路」として2年に1回実施することになった。



■担架作成・搬送ゲームの競技風景

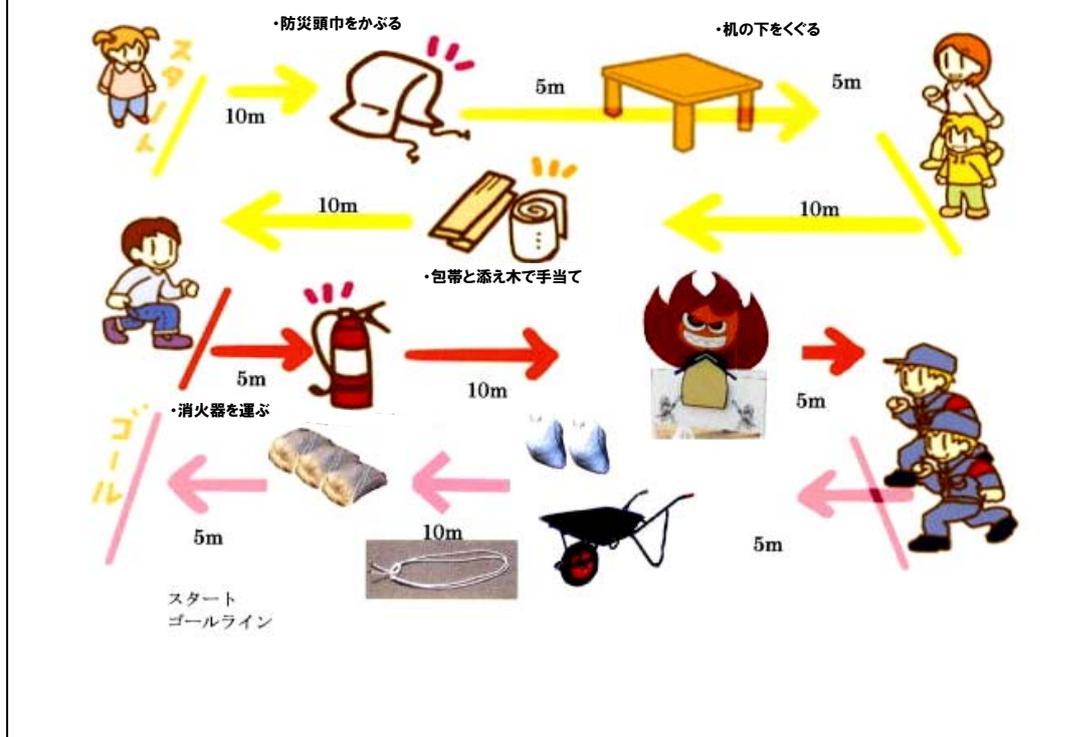
(2) バリエティに富んだ6種目の競技

平成20年度大会では、参加希望者が多かったため、5つの地区に分けて予選を実施した。平成21年3月の本大会では、予選を勝ち抜いたチームが様々な競技に挑戦して汗を流した。予選を含め、参加した市民は約4,500人にのぼる。

本大会の競技は、「担架作成・搬送ゲーム」、「防災障害物リレーゲーム」、「水バケツリレーゲーム」、「災害救助ゲーム」、「防災装備品創作ゲーム」、「防災クイズ」の6種目と全員参加の「じゃんけんゲーム」である。チームの一員として競技に参加することで地域防災に必須な連帯感、地域コミュニティの活性化が図れるよう、チーム競技としているのが特徴である。

<防災障害物リレー>

大人と子どもの合計6名でチームを構成し、救命措置や初期消火の訓練を実施しながらタイムを競う。



■消防防災運動会の競技の例(防災障害物リレー)

(3) さらに楽しいイベントを目指して

平成 20 年度の経験を生かし、平成 22 年度は、事前に詳細な競技内容や規制事項等の内容を盛り込んだDVDを作成し、参加チームに配布することにより、未経験者のチームでもゲームを楽しめるように配慮している。また、5ブロックそれぞれの地区で別々の日程で予選を実施することで、可能な限り参加者、主催者とも負担を軽減し、参加しやすいイベントにした。

平成 23 年 3 月の本大会は、雨天でも実施できるように会場を姫路市立中央体育館に移した。その際、水バケツリレーでは水の代わりにボールを使用するなどの工夫をして、緊張感が薄れないようにした。

姫路市では、「安全安心都市・姫路」の実現に向けて「まもりんピック姫路」を定着させるため、ホームページなどにより積極的な広報を行っている。

○ まもりんピック姫路 ホームページ

<http://www.city.himeji.lg.jp/syoubou/plaza/undoukai/>

3. 「出さない君」死傷者を出さない、崩壊建物を出さない、火災を出さない

(鉤取ニュータウン町内会自主防災組織：宮城県 仙台市)

(1) 活動のきっかけ

仙台市の郊外に位置する鉤取ニュータウン町内会では、平成 16 年 4 月より町内会全員で自主防災活動を行っている。きっかけは平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災で、美しい神戸の街を一瞬にして襲った地震の恐ろしさに改めて震撼させられたことである。

鉤取ニュータウン町内会自主防災組織では、地震による被害を少なくするために、地震の知識や家具の固定法などを学ぶ勉強会を開催しているほか、地域住民が日ごろから防災意識を高く持ち、大災害発生時に機敏に動けるように、防災訓練を継続的に開催している。また、防災訓練を行う中で、町内には要援護者や 70 歳以上の高齢者が多く地震後の助け合い行動が重要であることに気づき、災害弱者居住マップの作成へと発展していった。

(2) 3つの「出さない」が町を守る

町内会全員に日ごろから防災意識を高く持ってもらうために、「死傷者を出さない、崩壊建物を出さない、火災を出さない」を合い言葉に様々な活動を進めている。町内会会長が一級建築士であることもあり、地震災害から家を守る活動には特に力を入れている。

「崩壊建物を出さない」ために、大学教授を講師に招いて、模型を使いながら住宅の地震対策の必要性や耐震診断の方法などについて勉強会を開催している。参考事例をパネル展示して家具の固定方法などを知らせるとともに、高齢者宅には若手の町内会役員が赴いて、実際の固定作業を手伝っている。また、中学生や高校生に対しても、耐震診断を学ぶ特別授業を行っている。

「火災を出さない」では、消防法の改正以前から住宅用火災報知器の必要性を町内会会員に説明しており、全世帯に取り付けを完了している。



■キャラクター「出さない君」

(3) 5年かけて完成した「災害弱者居住マップ」

鉤取ニュータウン防災会では、「自主防災具庫・救急具庫」を設置し、年に1、2回の昼間および夜間の避難・消火訓練を実施している。訓練では災害時要援護者にも配慮しており、高齢者の安否確認では、玄関先にハンカチやタオルを出して無事を知らせてもらうようにしている。

要援護者や70歳以上の一人暮らし世帯の居住地を透明シートに印刷して、町内会の地図に重ねるとどこにどのような人が暮らしているか、災害発生時にすぐに確認できる「災害弱者居住マップ」を作成し、毎年更新している。プライバシーの問題を克服するために、要援護者に時間をかけて直接説明するとともに、隣近所の人たちで「お茶飲み訪問」と呼んで気軽に家庭訪問を行ったり、毎月の公園清掃の際に各班で会話したりすることで互いの信頼関係を築いた。防災訓練や講習会を重ねて徐々に意識を高め、5年ほどかけてマップが完成した。現在は町内会会員の家族調書を作成して、マップへの要援護者登録を100%達成している。



■戸別訪問による安否確認



■タオル等による無事の表示

(4) 世代を超えた助け合いの広がり

鉤取ニュータウン防災会では、マージャンクラブ、カラオケクラブ、グランドゴルフ、お茶会、囲碁・将棋クラブなどを毎週開いており、住民同士の交流を深めることが助け合いの精神の醸成につながっている。

また、10代の若者も一人前の地域住民の一員であり、次世代への活動継続の必要性からも、防災組織への参加と役割分担を積極的に呼びかけている。その甲斐もあって、町内会設立時に小中学生だった住民が大人となり、今では防災活動の中心を担っている。コミュニティーセンターでの集会やお祭りの場で、防災活動についての発表をしてもらうことで、個人のやる気を引き出している。

こうして、地元消防署の協力を得ながら活動を長く継続してきたことが、地域の人たちが世代を超えて助け合う「共助」の精神の浸透につながっている。

第6節 災害時要援護者対策

1. 「黄色いリボン」と「災害時救出救助台帳」で安心なまちづくり (西学区自主防災協議会：広島県 福山市)

(1) 大切なのは「向こう三軒両隣り」の助け合い

広島県福山市西学区は、世帯数約 4,150、約 9,000 名からなる住宅地である。平成 14 年 2 月に 16 町内会及び女性会・老人会などで構成される自主防災協議会を結成した。

自主防災協議会では、「向こう三軒両隣り」の助け合いが災害時に力を発揮すると考えて、近所づきあいをベースとした「災害時救出救助台帳」を作成している。また、災害時に居住者の無事を知らせる「黄色いリボン掲出運動」を実施するなど、複合的な災害時要援護者対策を行っている。

(2) 災害時要援護者を守るさまざまな取組み

○ 黄色いリボン掲出運動

「黄色いリボン掲出運動」は、空のワンカップ容器などに「防災カードまたは居住票（家族への連絡先を含む個人情報）」と「黄色いリボン」を入れて冷蔵庫に保管しておき、災害が発生した場合に、被害に遭わなかった世帯は、戸建住宅の場合は玄関に、マンションの場合はベランダにリボンを掲げ、遠くからでも確認できるようにするというものである。



■黄色いリボンと防災カード

黄色いリボンを掲出することで、被害のなかった家を瞬時に判断でき、災害時に効率的な救出・救護活動を実施することができる。

防災カード				作成 年 月 日	
名 前	性 別	血 液 型	生 年 月 日		
①名前	男 女		(歳)		
②名前	男 女		(歳)		
③名前	男 女		(歳)		
緊急連絡先(家族など)					
1 名前	続柄()		電話	住所	
2 名前	続柄()		電話	住所	
3 名前	続柄()		電話	住所	
かかりつけの医療機関など					
名前番号	名 称	電 話		住 所	
		電話	住所		
		電話	住所		
		電話	住所		
メモ欄					

■防災カード

災害時救出救助台帳に記載することに抵抗感を持っている方や、台帳に記載の必要がない健常者を含めて、災害時に救助が必要な方をより早く発見・救出することが期待できる。



■マンションのバルコニーに掲げられる黄色いリボン

○ 災害時救出救助台帳の作成・管理

いつ発生するかわからない災害に対して、一番頼りになるのは向こう三軒両隣の近所付き合いから生まれる横のつながりである。西学区自主防災協議会では近所づきあいをベースとした「災害時救出救助台帳」を作成している。これは、本人の情報のほか、連絡先家族の情報、災害時に助けてくれる人の情報などが記載された台帳であり、全体の情報は、町内会長が金庫で厳重に保管している。

(3) 助け合いの精神を育む

西学区では年度ごとに総合的な防災訓練と救命講習会・防災講演会を交互に実施し、住民の危機対応意識を維持している。また、これとは別に、学区を構成する町内会単位での防災訓練も実施している。

このように、様々な取組みを通じて隣近所の住民と平常時から信頼関係と助け合いの精神が生まれ、地域住民同士の井戸端会議やコミュニケーションの復活につながっている。



■災害時要援護者避難訓練

2. 要援護者を支援するシステムの広がり

(鶴舞自治会・鶴舞自主防災委員会：埼玉県 坂戸市)

(1) 独自の要援護者支援システム

災害が発生すると、障がいのある人やひとり暮らしの高齢者などが避難できずに孤立し、被害の拡大につながる場合がある。そのため、地域における災害時要援護者を平常時より把握する必要性が増している。

埼玉県坂戸市鶴舞自治会・鶴舞自主防災委員会では、普段から地域の要援護者を把握しており、「要援護者支援情報カード」(台帳)、「緊急時救急救命情報カード」、「SOSカード」という3種類のカードを使って日頃から緊急事態の発生に備えている。鶴舞自治会では約10年前からこうした「緊急時要援護者支援システム」を構築しており、地域の要援護者世帯からも感謝されている。

要援護者支援情報カード A		鶴舞自治会・鶴舞自主防災委員会			
要援護者世帯の世帯主名				記入20	年 月 日
要援護者本人の氏名				新規	更新
世帯主との続き柄				高 齢	その他
性別・年齢・身体状況		性別・男 女	才	身体不自由	
要援護者世帯の住所および連絡先	住 所	鶴舞 丁目 番 号		ブロック	班
	電 話			携 帯	
掛かり付けの病院	FAX			e-mail	
	名 称			電 話	
緊急時の連絡先	所在地			主治医	
	氏 名			電 話	
緊急時支援が必要な程度 (災害など緊急事態が発生したとき避難などに必要な支援の程度)					
該当項目に○印を付ける	<input type="checkbox"/> 家族が揃っているときは、避難時の支援は必要としない。				
	<input type="checkbox"/> 家族だけでは、避難は難しい。				
	<input type="checkbox"/> 避難するときは、家族の同伴が必要。				
	<input type="checkbox"/> その他				
緊急避難のとき、どんな補助具や何人を必要としますか。		希望の項目に○印をつける			
同伴歩行	おんぶ	担 架	車椅子	自家保有	一般車輛
			要 否	有 無	要 否
援助に必要な人数		女性なら	人	男性なら	人
要援護者が一人になることがありますか		昼間 夜間 休日 その他()			
要援護者に特別食が必要ですか		必要()			必要なし
確認事項	緊急事態が発生したとき、鶴舞自主防災委員・近所の支援協力者・民生児童委員等が安全確認等を行うこととなります。これらの支援協力者に、この情報カードに記載の情報を知らせておく必要があります。緊急事態発生時に備え、下記の支援協力者に本カード記載の内容を開示しても宜しいですか。 () 情報開示しても良い。 その他 ()				
緊急事態発生時の支援協力者	氏 名	住 所	ブロック・班	電 話	携 帯
	民生児童委員				
	鶴舞自主防災委員				
	近隣居住支援協力者				
	協力者				

■要援護者支援情報カード

(2) 三種類のカードで進める要援護者対策

○ 要援護者支援情報カード

「要援護者支援情報カード」は、要援護者と支援者の同意の上で作成し、記入した内容は民生委員・児童委員や自治会長・自主防災委員長などに限定開示している。

地区では「防災調査」を毎年実施して、氏名、年齢や家族構成のほか、要援護者の支援をする意思があるかなどの情報も把握している。近所に親しい知り合いがいない要援護者に対してもあらかじめ支援者との組み合わせを決めており、その際は要援護者と支援者との間で相互に了解を取るようになっている。現在、要援護者世帯を支援しても良いと回答している世帯は、全世帯数の30～40%となっている。

○ 緊急時救急救命情報カード

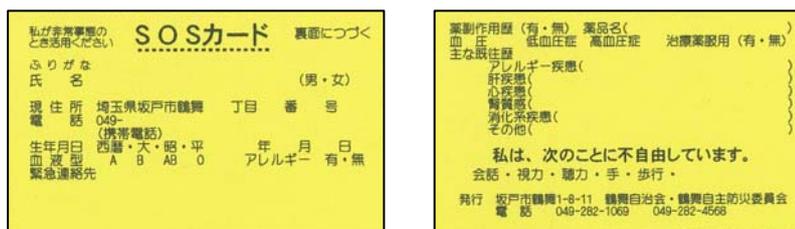
全世帯を対象に「緊急時救急救命情報カード」の配布を進め、自宅の所定場所（冷蔵庫の扉や電話の受話器など、地区で決めておいた場所）に貼り付けておき、緊急時には救急隊員などが確認できるようにしている。高齢者や障がいのある人だけでなく、子どもが一人にいるときに緊急事態に巻き込まれた場合に、カードに記載の緊急連絡先により保護者と連絡を取るなど、地域独自で幅を持たせた運用を行っている。



■緊急時救急救命情報カード

○ SOSカード

赤ちゃんからお年寄りまで一人ひとりに対して、「SOSカード」を作成の上、各自で身分証明書代わりに身に付けておくように勧めている。



■SOSカード

なお、坂戸市では、鶴舞自主防災委員会の要援護者支援情報カードを活用した要援護者支援システムの先進的な取組みを参考として、市全体に要援護者支援を広めるための活動を開始している。

(3) いつ災害が発生しても対応できる情報伝達体制

坂戸市には市内を15に分割したそれぞれの区域で「地域防災拠点」（公民館や学校などの公共施設）を設定し、市役所～地域防災拠点～自治会という情報伝達体制を整備している。自治会の連絡責任者には、24時間いつ緊急事態が発生しても対応できるよう、平日昼間に在宅している方を含めた4名を指定しているのも大きな特徴である。

3. 特別養護老人ホームがある地区の取組み

(向町地区自主防災会：山形県 最上町)

(1) 向町地区自主防災会誕生の経緯

向町地区は山形県最上町の中心地域で、1万人余りの町人口の約2割を占めている。地区内には町役場のほかに、町立病院、特別養護老人ホーム、ショートステイ施設などがあり、災害時には避難に支援を要する方が多く発生すると予想される。

向町地区では以前から、町立病院や特別養護老人ホームが被災した場合に備えて、近隣住民が施設災害協力会を結成して避難訓練などの協力を行ってきた。その後、町立病院などが入る総合施設「ウェルネスプラザ」が完成し、施設の規模が大きくなったことや、平成12年の三宅島の噴火、鳥取県西部地震などの自然災害の被害を報道を通じて目の当たりにしたことで、地区では自主防災会の設立に向けて動き出した。地域住民の防災への関心・理解を徐々に深めて、平成15年、向町地区の8つの行政区からなる自主防災会が誕生した。

(2) 特別養護老人ホームと合同で避難訓練を実施

向町地区にある特別養護老人ホームでは、寝たきりや車いすで生活している方などが多く、火災などの緊急事態が発生した場合には入所者が自力で避難することは極めて困難である。特に夜間は、施設の夜勤者と宿直者だけの体制となるため、どのようにすれば安全に入所者を避難させることができるかが極めて大きなポイントとなる。

こうしたことから特別養護老人ホームでは、施設職員、家族会及び向町地区自主防災会が主催して合同避難訓練を実施しており、いざという時に近隣住民が協力して入所者を避難誘導することが期待されている。

合同防災訓練には、消防本部、消防団、警察署、交通安全協会、JA職員なども参加している。

訓練実施前には、施設職員、家族会、自主防災会が事前に打ち合わせを行い、訓練では、施設の職員が入所者をベッドから車いすにませ換え、自主防災会等の協力者に避難場所まで誘導搬送してもらうという救援体制を再確認する。居室から避難させたあと、施設の外に出るためにはスロープを後向きに降りる必要があり、慎重に手順を確認していく。訓練終了後には反省会を行い、災害対応能力を一層高めるために検討を進めている。

年1回の訓練だけでなく、施設のお祭りや地域住民が踊りを披露するなど、地区と施設が相互に交流活動を実施している。こうした顔の見える関係を日頃から築いていることが、緊急時の円滑な活動にも役立つと考えられる。

(3) 自分たちのまちを守るために

向町地区自主防災会では、最上町の防災訓練にも参加して、地域の防災力アップに貢献している。また、人工呼吸法やAEDの使い方などを確認する救急実技訓練を実施したり、自主防災活動の先進地域を訪れて研修を実施するなど、自主防災体制の充実強化に努めている。

また、冬季には公民館周辺の除雪も兼ねて、雪の下敷きになった人を救出する訓練を、地元の小学生も交えて行っている。訓練終了後には公民館で炊き出し訓練（昼食）を行うなど、地域住民が楽しんで参加できるように工夫されており、幅広い年齢層の住民交流の場となっている。

このように、向町地区自主防災会は、地域住民や地区の災害時要援護者を含めた「共助」の仕組みで安心・安全なまちづくりを進めている。

第7節 被災経験を活かした活動の一層の向上

1. 2つの大地震を乗り越えレベルアップする防災活動

(北条地区コミュニティ振興協議会：新潟県 柏崎市)

(1) コミュニティを核とした災害に強い地域づくり

北条地区は、新潟県柏崎市の東北端に位置する人口約 3,700 人、世帯数は約 1,100 の農・山村地であり、人口の 35%以上が 65 歳以上の高齢者である。

北条地区は、大きな被害に見舞われた平成 16 年の新潟県中越地震で組織的な災害対応ができなかったことが課題となった。そこで、全町内会で自主防災組織を整備するなど災害にすぐに対応できる体制を整えるとともに、コミュニティセンターの機能強化や地域住民が気軽に集まることができる惣菜店の開設など、地域コミュニティの強化にも取り組んだ。

柏崎市は平成 19 年に再び新潟県中越沖地震に見舞われたが、北条地区では前回の被災の経験を活かした様々な取組みが功を奏し、迅速な対応を取ることができた。

(2) 新潟県中越地震を経験してわかったこと

○ 新潟県中越地震の反省

北条地区は、平成 16 年 10 月 23 日に発生した新潟県中越地震で大きな被害を受けた。当時は地域を統括する防災組織がなかったこともあり、災害対応に多くの課題を残した。

一例を挙げると、当時は地区内での情報伝達体制が整備されておらず、地域の被災状況の全体像を把握することができなかった。また、コミュニティセンターには遠方の親戚などから安否確認の電話がひっきりなしにかかってきたが、地区の住民がそれぞれどこに避難しているかを把握していなかったため、確認に多大な労力を要した。

さらに、当時被災者が必要としていたブルーシートをコミュニティセンターで備蓄していたものの、こうした備蓄品の情報が住民に伝わっていなかったため、結果的に保有資材が十分に活用されなかった。

○ 被災経験を踏まえた取組み

新潟県中越地震の経験を踏まえ、全 21 町内会で自主防災組織を整備し、災害時にはコミュニティ振興協議会が対策本部となって全町内会を統括する体制を構築した。また、突然の災害にも対応できるよう、全町内会および小・中学校が参加する防災訓練を行ったほか、災害時要援護者台帳を整備した。

さらに、新潟県中越地震の影響で地元のスーパーが閉店に追い込まれ、高齢者を中心とした地元住民から「食材を買える店が欲しい」との要請がコミュニティセンターに寄せられたことを受けて、地元住民のボランティア約 10 数名が中心となり、被災した空き家を利用して惣菜店「暖暖（だんだん）」を1週間に3日間のサイクルでオープンした。「暖暖」は多くの住民が集まるコミュニケーションの場となっている。



■北条ふるさと市場「暖暖」

(3) 新潟県中越沖地震で経験が活かされた

柏崎市は平成19年に再び新潟県中越沖地震に見舞われたが、新潟県中越地震以降取り組んできた様々な対策が功を奏して、スムーズな対応を取ることができた。

具体的には、地震発生から約1時間後にコミュニティ振興協議会に北条地区災害対策本部を設置した。さらにその約1時間後には、各町内会の自主防災組織が地震発生後の被害状況を確認し、災害対策本部への状況報告を完了させた。また、当日中に、各町内会の自主防災組織が、災害時要援護者名簿に登録された要援護者全員の安否を確認した。



■小中学生が参加する避難訓練

さらに、「地域のことは自分たちの手で」という考えから、コミュニティ振興協議会では市と協力して、食べ物や支援物質の配布や炊き出し、避難所の清掃や避難者の悩み相談などを行った。

避難所での生活は、通常の暮らしと全く異なる環境であり被災者の負担が非常に大きいが、このように地域の方がスタッフとして入ることによって精神的な支えとなった。



■生徒を学校から地域に引き渡す訓練

(4) 地域連携を深める様々な活動

北条地区では新潟県中越沖地震以降も、一層のレベルアップを求め様々な活動に取り組んでいる。

- ・コミュニティ（基地局）と全町内会に防災携帯無線を設置した。

- ・豪雪のため家に閉じこもりがちな住民に顔を出してもらうことも狙いとして、「絆」と銘打った震災復興イベントを毎年、冬に開催している。平成 22 年度は、防災ラジオドラマコンテストで優秀賞を受賞した作品の発表を行った。この作品は、小学校や中学校の生徒が授業を受けている時に大地震に見舞われると想定し、帰宅困難にどう対処するかという作品である。



■「スノーフェスタ in 北条」で点灯したイルミネーション「絆」

- ・2回の地震で得られた経験を活かし、更に災害に強いコミュニティづくりを推進するため、北条地区災害対策本部の役割、平時及び災害時における地域内外の連携の方法について検討を進めている。
- ・惣菜店「暖暖（だんだん）」では、自分で車を運転できない遠方の高齢者などの要望に応じて、惣菜の宅配を開始した。また、店内にレストラン兼地域交流サロンを設けて地域の連携を一層深めている。

(5) 活動のさらなるレベルアップに向けて

北条地区では、2つの大震災を乗り越えて様々な活動を実施し、地域内のコミュニケーションが深まっている。町内会長が不在の時に地震が発生しても本当に問題なく動けるかどうか、情報連絡をスムーズに行えるかどうかといった不安は、平時の訓練を継続していくことにより克服しつつある。住民の防災や減災への意識を保つためには、繰り返し活動することが重要である。

平成 22 年度は、日中に地震が発生したと想定し、学校が児童を保護者や地域コミュニティに引き渡す訓練を実施した。児童と町内会長がお互いの顔がわからないという場面もあったことから、一段とコミュニケーションを深めるために日々取組中である。

- 北条ネット ホームページ

<http://kitajo.net/>

2. 普段からの活動が災害時に役立った

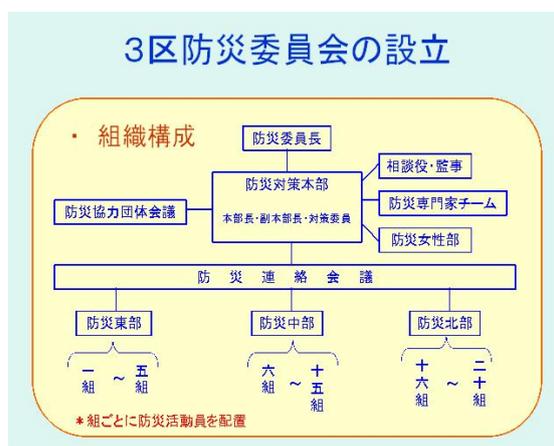
(水俣市3区自治会防災・防犯委員会：熊本県 水俣市)

(1) 防災活動に取り組むきっかけ

水俣市3区自治会がある地域は、河川増水による浸水被害や高潮災害の危険性があり、また住宅密集地でもあるためひとたび火災が発生すれば燃え広がる可能性がある。

平成6年、当時地震が頻発していたことを心配した自治会長が「水俣市3区の生命・財産を守るため、防災活動が必要である」と地区住民に呼びかけた。これに応じて消防団0B等が中心となり、高齢者世帯の防災点検を自主的に実施したことをきっかけに、地域での自主防災活動がスタートした。

平成9年には、大規模な自然災害が発生した場合に行政や消防の対応には時間がかかることを考慮し、初動対応を迅速に実施するための防災組織として水俣市3区自治会防災・防犯委員会を結成した。その後も防災活動の拡充・強化に努め、自治会長自身の「防災活動は大事だ」という考えのもと、毎年積極的かつ確実な活動を実施している。その結果、平成15年の豪雨災害でも日頃の活動を活かして迅速に対応することができた。



■水俣市3区防災委員会組織構成

(2) 地域密着型の防災・防犯活動

水俣市3区自治会防災・防犯委員会の特徴は、地域密着型の活動を着実に実施していることである。防災訓練や救急講習会の実施に加えて、地域に密着した取組みとして高齢者の独居世帯などを対象とした火の元点検、一人暮らしの高齢者へ近況の聞き取り、3区内の危険箇所や夜間巡回調査などに基づく防災・防犯マップ作成、町内に設置された消火栓ホース格納箱の整備、転落危険箇所等へのガードレール設置要請、緊急連絡カードの作成、防災備品の整備など、多岐にわたる活動を実施している。

また、自治会内の防災・防犯に関する情報を回覧板によって地域住民の間で共有しており、地域全体の防災意識の向上を図っている。

(3) 経験が実際の災害で活かされた

平成 15 年には、水俣市内で土石流により 19 名の方が亡くなるという甚大な豪雨災害が発生したが、このとき水俣市 3 区では、防災・防犯委員会の連携が機能し、迅速に避難の呼びかけを行うことができた。また、避難所でも高齢者の介添、湯茶や弁当の配布などを実施したほか、連絡員を配置し避難者の名簿を作成するなど、平常時のつながりを活かした活動ができた。

土石流災害の経験を活かし、災害時要援護者への迅速かつ確実な対応をとることができるよう「要援護者台帳」を作成した。平常時から民生委員と協力して高齢者、障がい者などの要援護者を対象に既往歴や近隣に住む家族の状況などについてアンケート調査を実施し、要援護者台帳の作成・更新を行っている。

(4) 災害の経験を生かし、さらに前へ進む

○ 生きたマニュアルの策定

水俣市 3 区自主防災・防犯委員会では、平成 15 年の豪雨災害の対応を参考に、風水害を対象とした水俣市 3 区独自の防災マニュアルを策定した。水俣市 3 区では、災害の状況に応じて最も安全に避難できる方法を独自に判断する体制を整えており（川が増水している時には、川を渡らずに行くことができる避難場所へ誘導するなど）、防災マニュアルには、避難誘導の方法を中心に、初動対応についてまとめられている。

○ 地域に根差した防災活動

地域住民が防災まち歩きを実施し、防災マップを作成するなど、地域住民が楽しみながら参加できる防災活動を実施している。子どもを対象とした防災キャンプなどを通じて人材育成にも力を入れている。

また、消防署や消防団、警察などとの連携だけでなく、災害時には地元の事業所との連携も重要となるので、炊き出し訓練時に地元の事業所から調理器具を借りるなど、平常時から協力関係を築いている。

こうした水俣市 3 区の活動は、過去の災害の経験が活かされていることや、活動内容が多様であることから、水俣市内の他の組織にとっても大いに参考となっている。



■ 消火器による消火訓練

3. 普段の訓練の成果で、竜巻災害に素早く対応

(別府町自主防災組織：宮崎県 延岡市)

(1) 大火災で防災の重要性を改めて認識

延岡市別府町は約 270 世帯、約 800 人が暮らす住宅地で、近隣には大きな化学工場が立地している。

平成 14 年 3 月に化学工場で火災が発生し、別府町を含む 3,698 世帯、9,407 人が避難する事態となった。別府町自主防災組織は平成 13 年に結成されていたが、組織として活動するための準備がほとんどできておらず、住民の避難・集合場所が徹底されていなかったうえ、地区の情報伝達体制が整っていなかったため、隊員が住民を円滑に誘導することができなかった。

この火災の体験と教訓により、防災に対する住民の意識が高まったことが、実践的な防災訓練を毎年実施し、災害に強いまちづくりを進めるきっかけとなった。

(2) 訓練していることは実践できる

平成 18 年 9 月、延岡市内で大規模な竜巻災害が発生した。別府町では、住民が参加しやすいように工夫しながら毎年防災訓練を実施し、避難経路や避難場所が住民に周知徹底されていたため、区民全員が自主的に避難場所に集合し安否確認を迅速に行うことができた。そして、集合しなかった住民は重傷者であるとの判断から消防団と救護班が自宅に向かい、倒壊家屋から 7 名の負傷者を病院に搬送した。さらに、軽易な負傷者に対して応急手当を実施するなど、突然の大災害に対して地域全体で対応し、被害軽減につなげることができた。

一方で、自主防災組織の隊員が救護処置にあまり精通していないという課題が見つかった。また、一部の被災地が通行不能となったことから、交通統制を行わなければならなかったが、隊員が人や車両の誘導をうまく行えない場面も見られるなど、この災害を通じて見えてきた課題もあった。

(3) 災害に強いまちを作るために

過去の災害経験を踏まえ、別府町自主防災組織では、市防災推進員や消防団との連携、消防署・消防団との防災勉強会を通じて、さらに充実した活動を推進している。



■担架による搬送訓練

○ 避難誘導と安否確認（特に災害時要援護者）

訓練では、避難にあたって手助けが必要な高齢者等の世帯に対して、3世帯が1つのグループとなり住民自ら安否確認を行い、組ごとに集合場所に集まったのち、隊員の避難誘導に従い集団で地区全体の避難場所に集合する。集合場所では、各組ごとに人員報告を行い、救護の必要がある人は、速やかに救護班が対応する。

要援護者のリストは区長・民生委員が責任をもって保管し、訓練時や災害時には自主防災組織の情報班と避難誘導班で情報を共有することで、地区全体で要援護者を守るしくみを作り上げている。

○ 新興住宅地の住民に対する呼びかけ

アパートや新興住宅地の住民に対して自主防災組織への加入と訓練参加を勧めているが、まずは地域社会に取り込むため、子ども会・高齢者会を通じて、祭りなど地域の伝統行事への参加を呼びかけている。気軽に参加できる雰囲気を作ったうえで、防災訓練にも参加を呼びかけることで、新興住宅地の住民にも防災の重要性が浸透してきている。

○ 訓練メニュー選定の工夫

訓練では、過去の被災経験を踏まえて、避難誘導、応急手当、心肺蘇生法、誘導員配置による交通統制、工場から区長への電話報告などの実践的なメニューを取り入れ、消防機関だけでなく自衛隊や地元事業所にも参加を呼び掛けている。

訓練メニューを作る際には、消防本部なども参加して綿密な訓練計画づくりを行うとともに、地区住民から訓練メニューを募るなど（発表会、表彰式も実施）、住民が楽しみながら訓練に参加できるよう工夫している。

（４）災害経験が防災力向上につながる

災害は無いほうがいいのは言うまでもないが、起きてしまった災害の経験は貴重で、様々な教訓を得ることができる。地区住民には防災に対する意識の高まりを促し、自主防災組織には円滑な活動を行ううえでの課題や組織体制の強化を図る契機となった。防災訓練を継続して実施したことが、竜巻災害のときの速やかな活動開始と避難誘導、負傷者の救出と病院搬送につながった。地区全体で災害に対応し被害を軽減できたことは、それまでの活動が非常に有効であることを確認でき地区の自信となった。活動により住民たちの絆はますます強くなり、別府町の防災力は向上し続けている。

4. 功を奏した早期避難呼びかけの徹底 (市木地区自主防災組織：鹿児島県 垂水市)

(1) 活動の背景と概要

市木地区自主防災組織は、下市木1区～3区、中市木、上市木の5つの振興会（町内会）の約200世帯（約500名）で構成されている。

市木地区は、ほとんどの住宅が背後に急斜面を抱えた山際に立地していることもあり、平成元年7月の台風11号により、下市木地区全域の至る所で山腹崩壊や土砂災害が発生し、当時1歳の男の子が犠牲になるなど大きな被害を受けた。この災害をきっかけに、住民の防災意識が高まり、平成11年9月1日に下市木地区で自主防災組織が結成された。

平成18年7月の豪雨災害では、土石流が地区内の家屋に達したが、事前の避難呼びかけにより人的被害を未然に防ぐことができた。その後、中市木、上市木地区が合併し、現在の市木地区自主防災組織となっている。

(2) 防災訓練を核に災害に備える

自主防災組織では、毎年、梅雨末期の豪雨や長雨に備えて7月の第1日曜日に防災訓練を実施している。

○ 防災訓練の実施

防災訓練では、避難訓練、初期消火訓練、担架作り訓練、救護訓練および心肺蘇生などの救命訓練を実施し、多くの地域住民が参加している。災害の発生が心配される時期の直前に訓練を実施することで、地域住民の災害対応能力をできるだけ高めようという考えがある。

訓練終了後、時間に余裕があれば地域の防災マップを地域住民共同で作成している。防災マップには、斜面崩壊危険箇所、避難経路、高齢者宅などをわかりやすく目印を付ける。防災マップの情報自体は、毎年そう大きく変わるものではないが、毎年取り組むことにより住民の災害に備える意識を維持している。



■ハザードマップづくり

○ 災害危険箇所の把握

自主防災組織では、平常時から定期的に地区内の見回りや清掃等を行い、擁壁にひび割れがある場所などの災害危険箇所の情報を把握している。これらの情報を独自に作成しているハザードマップに反映させることにより情報共有を図り、大雨の際の対策に役立てている。



■資機材による宅地内の土砂除去

(3) 早めの避難が命を救った



■避難誘導訓練

平成18年7月5日夜間に発生した豪雨災害では、土砂崩れや土石流が数箇所が発生し、民家4棟が全壊する被害となった。垂水市からの避難勧告は、土石流発生の際か1時間前であったが、夜間であるにもかかわらず自主防災組織の判断でこの避難勧告の発令前に自発的に早期避難を呼びかけ、避難路の安全確保・避難時の介助を行ったことで、人的被害を未然に防ぐことができた。

(4) 住民の理解に支えられた防災活動

市木地区はたびたび土砂災害による被害を受けてきたことから、地域の住民は土砂災害の恐ろしさや早期避難の重要性を理解している。また、自主防災組織や住民同士が普段から顔の見える関係にあり、災害が発生した場合であっても、自主防災組織を中心に地域住民がボランティア活動を展開し、後片付けを手伝うことで被災者に感謝されている。

資料編

資料編1 組織づくりと運営のポイント

1-1 自主防災組織の運営と活動計画

1. 規約（例）

〇〇町自主防災組織 規約

（名称）

第1条 この会は、〇〇町自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

（活動の拠点）

第2条 本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は〇〇とする。
- (2) 災害時は〇〇とする。

（目的）

第3条 本組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の整備等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本組織は、〇〇町内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 若干名
- (5) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員 の 責務)

第7条 会長は、本組織を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第12条 本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、○年○月○日から実施する。

2. 防災計画（例）

〇〇町自主防災組織 防災計画

1 目的

この計画は、〇〇町自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害時要援護者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

(※ 班編成に関しては、本編 P. 16 または P. 163 参照)

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、風水害等についての知識（初動対応含む）に関すること。
- ③ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ④ 家庭における食糧等の備蓄に関すること。
- ⑤ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、インターネット、パンフレット、ポスター等の配布
- ② 座談会、講演会、映画会等の開催
- ③ パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ① 市町村地域防災計画
- ② 座談会、講演会、研修会等の開催
- ③ 災害記録の編纂

6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いえるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 救出・救護訓練
- ④ 避難訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ その他の訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練として

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

- ① 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。
- ② 訓練は、総合訓練にあつては年〇回以上、個別訓練等にあつては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関および報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

8 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等消火用資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火用資機材を配備する。

- ① 可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備
- ② 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ① ○○町○○病院
- ② ○○町○○診療所
- ③ ○○町○○保健所

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

10 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

○○市区町村長の避難指示がでたとき又は、自主防災会会長が必要であると認めるときは、自主防災会会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を市（町村）防災計画に定められた避難場所に誘導する。

(3) 避難経路及び避難場所

- ① ○通り、ただし○通りが通行不能の場合は△通り
- ② ○○公園又は○○学校

(4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、〇〇市区町村役場の要請により協力するものとする。

1.1 給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配布された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

1.2 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

1.3 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

1.4 防災資機材等

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

(※ 配備計画例一本編 P. 46 図参照)

(2) 定期点検

毎年〇月第〇 〇曜日を全資機材の点検日とする。

3. 班編成（例）

編成班名	→	日常の役割	災害時の役割
総務班	→	全体調整 災害時要援護者の把握	全体調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	→	情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班	→	器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	→	資機材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	→	避難路（所）・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	→	器具の点検	水、食糧等の配分 炊き出し等の給食・給水活動
連絡調整班	→	近隣の自主防火組織、 他機関団体との事前調整	他機関団体との調整
物資配分班	→	個人備蓄の啓発活動	物資配分 物資需要の把握
清掃班	→	ごみ処理対策の検討	ごみ処理の指示
衛生班	→	仮設トイレの対策検討	防疫対策、し尿処理
安全点検班	→	危険箇所の巡回・点検	二次災害軽減のための広報
防犯・巡回班	→	警察との連絡体制の検討	防犯巡回活動
応急修繕班	→	資機材、技術者との連携検討	応急修理の支援

1-2 自主防災組織連絡協議会

1. 自主防災組織連絡協議会規約（例）

〇〇地区〔市〕自主防災組織連絡協議会規約

（名称）

第1条 この会は、〇〇地区〔市〕自主防災組織連絡協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本協議会の事務局を〇〇に置く。

（目的）

第3条 本協議会は、自主防災組織間の連携を高め、相互の連絡調整を図ることにより、地域の防災体制の充実強化に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 自主防災活動の充実強化に関すること。
- (4) 自主防災組織相互の連絡調整に関すること。
- (5) その他地域防災力向上に資する事項。

（会員）

第5条 本協議会は、〇〇地区〔〇〇市内〕にある自主防災組織の代表者をもって構成する。

（役員）

第6条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

（役員の本務）

第7条 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 会計は、本協議会の会計事務をつかさどる。

5 監査役は、本協議会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本協議会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、各自主防災組織の代表者をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、幹事及び会計によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出すべきこと。

(2) 総会により委任されたこと。

(3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(会費)

第11条 本協議会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第12条 本協議会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、○年○月○日から実施する。

資料編 2 実践に向けた活動のポイント

2-1 知っておきたい日常的な活動のポイント

1. 防災訓練実施計画例

個別訓練 ①（救出・救護訓練）

日 時	○月○日 ○時から○時まで
場 所	○○コミュニティ防災センター
指 導 者	○○消防署員 ○名
参 加 者	○○自主防災組織 ○名
目 的	防災資機材を活用した要救出者の救出方法等についての知識の習得
訓練内容	消防署員指導のもと、建物などの下敷きとなった要救助者の救出・救護方法を習得する。

1 倒壊建物からの救出・救護

準備として廃材やベニヤを利用して、倒壊した建物の屋根の部分をつくる。

- (1) 中に要救出者を模して人形等を入れておく。
- (2) 救出にあたっては、要救出者に対して声を掛け安心感を与える。
- (3) 倒壊建物に進入する場合は、余震の有無や足場の安全などを確かめ、二次災害の発生に注意する。
- (4) 要救出者の状況を確認し、救出作業の妨げとなる部分を破壊し取り除く。
- (5) ジャッキがある場合は、ジャッキで持ち上げる（ない場合は、斧やバールで屋根を壊す）。
- (6) 隙間が崩れないように角材（長さ 40～50cm）で補強する。

2 転倒家具やロッカーに挟まれている人の救出・救護

準備として廃材等を利用して倒壊した建物をつくる。

- (1) 中に要救出者を模して人形等を入れておく。
- (2) 救出にあたっては、要救出者に対して声を掛け安心感を与える。
- (3) 木材・バール（木材の太さは 10cm 以上）をテコに、あるいはジャッキで倒壊物に隙間をつくる。場合によっては、転倒物の一部を破壊し、中の物を取り出すなどして重量を軽くする。

(4) 隙間が崩れないように角材（長さ 40～50cm）で補強する。

3 高所から降りられなくなった人の救出・救護

- (1) はしごを使って救出可能な時は、はしごを使う。
- (2) 高齢者などの場合は、救出者が上にあがり要救出者の腰にロープを結び転落防止に努める。その際、結んだロープが締まらないように、もやい結びを使う。
- (3) 降りる人の速度にあわせて少しずつロープを緩め、転落しないように注意しながら降ろす。

個別訓練 ②（普通救命講習）

日 時	○月○日 ○時から○時まで
場 所	○○コミュニティ防災センター
指 導 者	○○消防署員 ○名
参 加 者	○○自主防災組織 ○名
目 的	3 時間の講習で、一人法の成人に対する心肺蘇生法を中心として、大出血時の処置方法を習得する
訓練内容	消防署員指導のもと以下を習得する。

1 座 学

- (1) 応急手当の目的
- (2) 応急手当の必要性
- (3) 応急手当の対象者とその必要性
- (4) 傷病状態の把握による応急手当
- (5) 応急手当の優先順位を決定するために必要な知識

2 実 技

- (1) 成人の心肺蘇生法
- (2) 止血法
- (3) 自動体外式除細動器（AED）の使用法

総合訓練

日 時	○月○日 ○時から○時まで
場 所	○○コミュニティ防災センター
指 導 者	○○消防署員 ○名
参 加 者	○○自主防災組織 ○名
目 的	1 組織内各班相互間の連携及び効果的な自主防災活動の実施 2 各種防災資機材についての知識及び取扱要領の習得
想 定	○○地方は震度6強の大地震におそわれ、道路、電話等各種公共施設に大きな被害が生じ、また、倒壊したビルや家屋から火災が多発するとともに負傷者が続出した。さらに多発した火災は延焼拡大の恐れがあり、地域住民の避難が必要となったものとする。
訓練内容	以下の訓練を行う。

1 各戸訓練

地震発生（花火合図）とともに火気使用中の各家庭では、火の始末をするとともに丈夫な家具の下にもぐる等身体保護を行う。

2 通報訓練

町内に発生した火災を発見した者は、大声で付近住民に知らせるとともに119番に通報する。

3 消火訓練

○○コミュニティ防災センター周辺に発生した火災を消火器、水バケツ及びコミュニティ防災センターの資機材を活用し消火班が指導者の合図により交代して行う。

4 避難訓練

自主防災組織の初期消火活動にもかかわらず、火災が拡大したため、避難誘導班の指導のもとに○○コミュニティ防災センターまで避難する。

5 救出・救護訓練

○○コミュニティ防災センターに避難中、落下物等により負傷した者を救護所（○○コミュニティ防災センター内設置）に担架搬送するとともに応急手当を施し、近隣の病院、診療所へ搬送する。

6 給食・給水訓練

ろ水機を利用して飲料水を確保するとともに非常用備蓄食糧の試食を行う。

体験イベント型訓練

日 時	○月○日 ○時から○時まで
場 所	○○青少年育成センター
指 導 者	○○市役所職員 ○名、○○消防署員 ○名
参 加 者	○○自主防災組織 ○名
目 的	チーム対抗で消火リレー・救急法リレーなどを競いあうなどして、楽しみながら消防防災の知識を体得する。
訓練内容	以下の訓練を行う。

1 運動会形式

- (1) 消火リレー
 - ・ペットボトルなどを火にみたてて、訓練用消火器を使用して目標物を倒す。
 - ・水バケツを使用して水槽から水槽へ水を移す。
- (2) 煙体験迷路ハウス脱出タイムトライアル
 - ・迷路状になった煙体験ハウスを消防署員指導のもと、素早く通り抜ける。

2 体験形式

- (1) 心肺蘇生法マスターへの道
 - ・消防職員等の指導のもと普通救命講習を実践した後に、復習を兼ねて個別にチェックポイントを設けてチーム対抗で競う。
- (2) 避難生活アイデア工作
 - ・牛乳パックのろうそくやペットボトルと砂、木炭を使った即席のろ水器を製作する。
- (3) 非常用備蓄食糧
 - ・昼食を兼ねて、炊き出し、非常食の試食を行う。
- (4) 防災歩け歩け大会
 - ・地域の災害危険箇所の把握を行うとともに過去の被災地等を巡りながら当時の資料写真を見て、地域の防災について考える。ゴールを防災センター等として、上記イベントと組み合わせて実施する。

2-2 自分たちのまちを知る活動

「防災まち歩き」「防災マップ作り」「災害図上訓練（DIG）」などを行うことで、自分たちのまちについてより詳しく知ることができる。地域の現状を正確に把握することは、地域住民の防災意識を向上させるきっかけになるほか、防災活動の指針を策定したり、非常時の対応を考えたりする際の重要な手がかりとなる。

これらの活動は、個別に実施することもできるが、組み合わせて実施するとより効果的である。

期待できる効果

- 災害の様相をより具体的に認識できる
- わがまちの災害に対する強さ弱さがより具体的に認識できる
- みんなでワイワイ楽しく実施でき、仲間の輪がひろがる

1. 自分たちのまちを知るためのポイント

防災巡視・点検、防災まち歩き、防災マップ作り、災害図上訓練（DIG）などにおいて、地域の状況を把握する際のポイントとしては次のようなものがある。

（1）地域の状況把握のポイント

- 自然やまちのこと
 - ・ 大きな川、小川、用水路など
 - ・ 池、沼、湖、海岸線など
 - ・ 鉄道
 - ・ 道路
 - ・ 低地と山地・丘陵地の境界部分
 - ・ 田畑
 - ・ 広場、公園
- まちの施設や人のこと
 - ・ 役場や医療機関など防災活動を行う機関や施設
 - ・ 避難所や集合場所など、地域防災のために役に立つ施設
 - ・ 自主防災組織役員など、頼りになる人がいる場所
 - ・ 災害の時に手助けが必要な人がいる場所、手助けをしてくれる人がいる場所
 - ・ 落下したり倒れた時に危険となる施設
 - ・ 人が集まる施設

○ 災害時に危険なところ（地震）

- ・地震発生時に通行止になりそうな場所
- ・がけ崩れなどが起こりそうな場所
- ・建物が倒れたり、橋が壊れるなどの被害が想定される場所
- ・火災が発生したら燃え広がりそうな場所
- ・津波が来た場合に、被害を受けそうな場所
- ・その他、被害が想定される場所

○ 災害時に危険なところ（風水害）

- ・浸水しそうな地域
- ・親水設備のある小川、用水路
- ・建物や橋が流されるなどの被害が想定される場所
- ・地下鉄、地下のガレージ、アンダーパスなどの水に浸かりやすい場所
- ・土砂崩れが起こりそうな場所

（２）細部の点検ポイント

○ 危険物点検

- ・灯油、塗料、ガス、ベンジンなど各家庭にある危険物の保管状況
- ・ガソリンスタンドやガスを詰める施設などは消防法などで厳しく規制されているが、地域住民の目でも確認。
- ・危険物の流れ出しそうなところ

○ 道路点検

- ・地域主要道路の車両渋滞の程度
- ・違法駐車や放置自転車の状況

○ 倒壊物・落下物点検

- ・ブロック塀や石塀
- ・地域の集会所などの建物の倒壊の危険
- ・商店の棚や自動販売機
- ・地域内の看板
- ・２階建て以上の建物の窓ガラス
- ・バルコニーなどの植木鉢や洗濯機など

○ 建物点検

- ・建物や堤防などのひび割れや欠け落ちなど
- ・建物やアーケードなどのネジやボルトの緩み
- ・建物や水槽の水漏れや腐食

2. 防災まち歩き

(1) 防災まち歩きとは

自分たちの住むまちを歩き、「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」などを記録する。災害への備えや身近な危険について気付きを得ることができるほか、地域の自主防災組織、消防署、消防団、学校などが協力して行うことにより、それぞれの団体が持つ認識を共有でき、地域防災力の強化が期待できる。

また、地域をよく知る世代の方が、子供たちに過去に起こった災害や過去の自然の様子を教えたり、小学校低学年と高学年、中学生が協力して実施することにより、世代間のコミュニケーション・ツールとしても活用できる。

(2) 実施までの準備

- ・まち歩きのコース、エリアを決める。
- ・当日持ち歩いて記入できる街区地図を準備する。
- ・消防署、消防団、地域をよく知る方など、一緒にまち歩きを行う人の協力を得る。

(3) 当日の流れ

- ・まち歩きは10人程度までのグループで行う。
- ・「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」などを持ち歩き用の街区地図に書き込む。また、気づいたことや聞き取った内容をメモに取る。
- ・写真を撮影する時には、撮影場所をメモする。

※ まち歩きは、交通等に十分注意して行う。夏場は熱射病などに注意し、帽子の着用や水分補給を心がけること。

(4) まち歩き後に行うこと

まち歩きで記録した「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」を使って、防災マップ作りや災害図上訓練(D I G)を実施することができる。

防災マップ作りや災害図上訓練(D I G)を実施しない場合も、まち歩きで分かったことを発表し合い、災害時にまちがどのような状況になることが想定され、いざという時にどのような避難行動をとればよいか、などについて話し合うと効果的である。

3. 防災マップ作り

(1) 防災マップ作りとは

防災まち歩きなどで把握した「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」をペンやシールで大きな地図にマークし、気付いたことや感想を模造紙に書き込む。

(2) 準備するもの

- ・街区地図（A1～A2サイズ程度）
- ・模造紙
- ・マジックペン、丸型カラーシール、ふせん、のり、はさみ、筆記用具
- ・まち歩きで取ったメモ、まち歩きで撮影した写真等

図 防災マップの例



(3) 防災マップ作りの流れ

- 模造紙に街区地図を貼るか、地図を直接書き込む。
- 地図に「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」をペンやシールでマークする。
- 地図や模造紙に、まち歩きで撮影した写真、聞き取った内容、まちの問題点、メンバーの感想などを自由に書いたり貼ったりする。
- 災害が発生した時に、どのような行動をとるとよいか話し合う。
 - ・ 天気予報で台風が来ることが予想されている場合、事前にどの場所に、どのようなルートを通して避難すればよいか
 - ・ 急な大雨等、時間的に避難する余裕のない場合に、どのような行動をとるべきか（避難所まで避難するか、応急的な対応として建物の2階などに避難するか、など）
 - ・ 地震が発生した後、津波からの避難
 - ・ 地震が起きた後に、地域でできる活動
 - ・ 避難所の生活の中で自分たちができること
- 完成した安全マップについて、各グループで発表する。まち歩きや防災マップ作りを通じて気付いたこと、質問や疑問、感想などを自由に出し合い、議論する。



4. 災害図上訓練(D I G)

(1) 災害図上訓練(D I G)とは

参加者が地図を囲んで、自分たちのまちの自然のつくりや防災関連施設、危険箇所等の情報を書き込み、災害時の対応策について議論する訓練である。

D I GとはDisaster(災害) Imagination(想像力) Game(ゲーム)の略で、住民やボランティアを含んだ地域防災のあり方を探っていた三重県消防防災課(当時)の平野昌氏と、防衛研究所で災害救援を研究していた小村隆史氏(現富士常葉大学准教授)の2人が中心となり、自衛隊の指揮所演習で使う地図と透明シートの方式を活用して編み出したものである。

(2) 準備するもの

- ・街区地図(A1サイズ程度、1/2,500～1/5,000程度)
- ・地図を覆うことができる透明シート
- ・マジックペン、丸型カラーシール、ふせん、セロハンテープ
- ・まち歩きで取ったメモ、まち歩きで撮影した写真等
- ・洪水ハザードマップ、津波ハザードマップ等

(3) 災害図上訓練(D I G)の流れ

- ・「地震」「風水害」などの災害をテーマに設定する。
- ・参加者は「地方公共団体職員」「応援に駆けつけた支援者」「被災地住人」などになりきって演じ、立場に応じた意見を出す(役柄のゼッケンを付ける)。
- ・過去の災害をある程度教訓として反映した被害想定を各々に配布する(その際、映像資料などを活用して雰囲気づくりを行う)。
- ・「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」などを書き込み地域の状況把握を行う。
- ・被害想定に従い地図上の地域がどうなるかを地図に書き込むとともに、被害を未然に防ぐためには何が必要なのかを話し合う。
- ・次に、時間経過とともに変化した災害状況を新たに提示し、変化した被災地での対応策について新たに話し合う。
- ・最後に、自治体の防災担当部局職員など、防災の知識を有する人の講評を受ける。

資料編3 防災豆知識

3-1 わが国の自然災害の特徴と対策

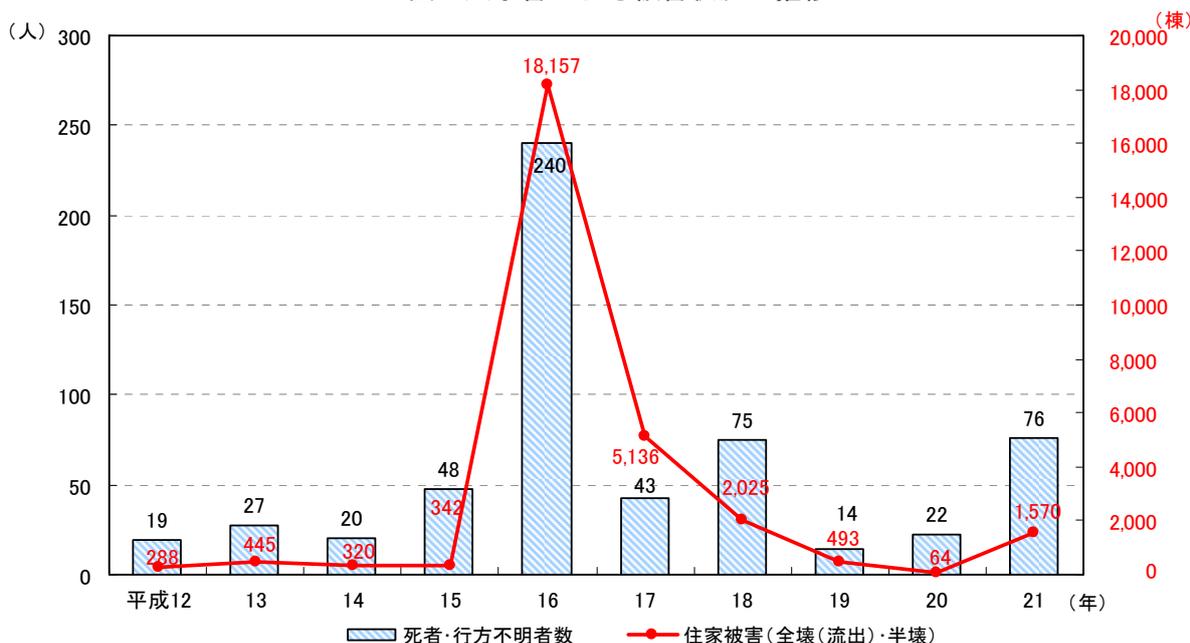
1. 風水害

我が国では、春から夏への季節の変わり目には、梅雨前線が日本付近に停滞し、活動が活発となって多量の降雨をもたらす。

また、夏から秋にかけて、熱帯域から北上してくる台風は、日本付近の天気大きな影響を及ぼしており、毎年数個の台風が接近（平成22年までの30年平均11.4個）、上陸（同年平均2.7個）し、暴風雨をもたらしたり、前線の活動が活発となって大雨を降らせたりする。こうした台風や低気圧、前線などの集中豪雨等により、広い地域で河川の急激な増水・氾濫や土砂災害などの大きな被害をもたらされている。

さらに近年、局地的に激しく降る雨（局地的大雨、俗にゲリラ豪雨と呼ばれることもある）による災害にも注目が集まっている。総雨量は集中豪雨ほど多くないが、短時間に多くの雨が降るため、中小河川が一気に氾濫したり、地下のガレージやアンダーパスなどの周囲より低い場所に急激に水が流れ込み、被害が生じることがある。

図 風水害による被害状況の推移



資料：消防庁

資料編 4 統計データ・法令・情報

4-1 自主防災組織の状況

1. 地域の自主防災組織の結成状況（表その1・2）

消防庁では、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の育成強化を推進するよう、都道府県、市区町村等に要請しており、平成22年4月1日現在、全国1,750市区町村のうち、1,621団体（92.6%）で自主防災組織が設置されている。

なお、全国の自主防災組織数は14万2,759組織、活動カバー率（総世帯数に対する、自主防災組織が活動範囲としている地域の世帯数）は74.4%である。東海・甲信地方や兵庫県、大分県で活動カバー率が90%を超えており、過去に大きな地震災害を経験した地域や、大規模地震の切迫性が指摘されている地域で高い傾向がある。

地域の自主防災組織のうち、町内会単位で結成されているものが13万4,265組織（94.1%）と多く、その他、小学校区単位等で結成されている組織がある。

2. 地域の自主防災組織の位置づけ（表その3）

全国市区町村における自主防災組織の位置づけについては、表その3のとおりである。平成22年4月1日現在、地域防災計画において、自主防災組織に関する事項を規定している市区町村は、1,389団体（79.4%）である。また、自主防災組織の設置に関する条例又は規則を定めている市区町村は、全国で47団体（2.7%）、同じく要綱を定めている市区町村は396団体（22.6%）である。

自主防災組織連合体（連絡協議会）を有する市町村は327団体（18.7%）である。

3. 地域の自主防災組織の育成状況（表その4）

自主防災組織の育成指導状況は、表その4のとおりであるが、平成22年4月1日現在、育成・指導研修は、主として消防本部・消防署、消防団及び市町村の防災担当課等が主体となり行われており、その方法としては防災訓練、パンフレット・手引書等の活用等となっている。

4. 地域の自主防災組織の任務および活動状況（表その5・6）

自主防災組織は、規約等により平常時又は災害時の活動内容を定めており、その状況は、表その5・6のとおりである。

平成22年4月1日現在、平常時の任務とされている活動項目は、主として防災訓練、防災知識の啓発、災害時の任務とされている活動項目は、主として初期消火、情報の収集・伝達、住民の避難誘導等となっており、それぞれの活動延べ回数についても同様の傾向となっている。

5. 地域の自主防災組織の資機材等保有状況（表その7）

自主防災組織の資機材保有状況は表その7のとおりである。

平成22年4月1日現在、ヘルメット・防火衣等の個人装備品は47.7%、消火器・バケツ等の初期消火用資機材は46.3%、情報連絡用のハンドマイクは43.9%の組織で整備されており、その他、救出・救助用資機材、救護用資機材等が整備されている。

また、消火活動を行うための可搬式動力ポンプは、12.2%の組織で整備されている。

表 地域の自主防災組織の状況（その1）

（平成22年4月1日現在）

都道府県	市区町村数	管内世帯数 (A)	自主防災組織を 有する市区町村数	自主防災組織がその 活動範囲としている 地域の世帯数 (B)	自主防災組 織カバー率 (B/A)%
北海道	179	2,654,310	120	1,284,498	48.4%
青森県	40	571,091	38	162,710	28.5%
岩手県	34	503,139	34	364,655	72.5%
宮城県	35	906,925	35	770,537	85.0%
秋田県	25	419,270	25	279,547	66.7%
山形県	35	397,683	35	286,347	72.0%
福島県	59	749,760	59	621,597	82.9%
茨城県	44	1,121,039	44	656,916	58.6%
栃木県	27	753,759	27	638,852	84.8%
群馬県	35	766,784	32	565,935	73.8%
埼玉県	64	2,910,960	64	2,318,190	79.6%
千葉県	54	2,573,718	53	1,470,778	57.1%
東京都	62	6,296,239	54	4,844,789	76.9%
神奈川県	33	3,928,288	33	2,989,965	76.1%
新潟県	30	849,247	29	610,238	71.9%
富山県	15	388,425	15	249,027	64.1%
石川県	19	444,565	19	325,502	73.2%
福井県	17	272,292	17	211,543	77.7%
山梨県	27	335,689	27	310,308	92.4%
長野県	77	814,404	72	743,468	91.3%
岐阜県	42	745,569	42	691,935	92.8%
静岡県	35	1,440,680	35	1,372,270	95.3%
愛知県	57	2,891,553	57	2,842,169	98.3%
三重県	29	724,893	29	674,628	93.1%
滋賀県	19	510,070	19	439,666	86.2%
京都府	26	1,116,543	26	987,320	88.4%
大阪府	43	3,901,462	43	3,135,117	80.4%
兵庫県	41	2,345,254	41	2,249,022	95.9%
奈良県	39	555,909	39	409,319	73.6%
和歌山県	30	428,389	30	332,970	77.7%
鳥取県	19	226,434	19	145,740	64.4%
島根県	21	276,298	21	137,515	49.8%
岡山県	27	780,663	27	396,673	50.8%
広島県	23	1,226,633	23	910,839	74.3%
山口県	19	643,004	19	445,488	69.3%
徳島県	24	320,344	24	268,072	83.7%
香川県	17	410,801	17	285,110	69.4%
愛媛県	20	630,260	20	542,993	86.2%
高知県	34	349,612	34	226,925	64.9%
福岡県	60	2,175,227	36	1,348,735	62.0%
佐賀県	20	309,659	20	184,618	59.6%
長崎県	21	611,343	21	251,061	41.1%
熊本県	45	729,603	45	388,521	53.3%
大分県	18	508,207	18	458,130	90.1%
宮崎県	26	500,694	26	318,186	63.5%
鹿児島県	43	786,259	43	535,594	68.1%
沖縄県	41	559,851	15	36,686	6.6%
合計	1,750	53,362,801	1,621	39,720,704	74.4%

表 地域の自主防災組織の状況（その2）

（平成22年4月1日現在）

都道府県	自主防災 組織数	自主防災組織数内訳			隊員数	規約等を 定めている 組織数
		町内会 単位	小学校区 単位	その他		
北海道	3,595	3,424	32	139	339,950	1,113
青森県	464	316		148	37,979	327
岩手県	1,711	1,342	18	351	363,214	1,445
宮城県	4,465	3,396	2	1,067	1,038,609	4,098
秋田県	2,704	2,548	2	154	173,086	1,274
山形県	2,937	2,845	25	67	500,787	1,867
福島県	2,461	2,261		200	471,288	1,367
茨城県	2,497	2,338	72	87	1,077,904	1,890
栃木県	2,428	2,266	18	144	462,399	885
群馬県	1,391	1,243	8	140	356,977	706
埼玉県	4,654	4,622	1	31	1,323,458	4,299
千葉県	4,720	4,693	14	13	1,726,210	3,920
東京都	6,655	6,122	113	420	4,256,617	5,288
神奈川県	7,249	6,707	452	90	3,649,670	3,628
新潟県	4,265	4,206	41	18	943,251	3,937
富山県	1,695	1,532	41	122	195,583	1,431
石川県	1,387	1,229	75	83	185,810	913
福井県	2,653	2,533	11	109	113,691	1,991
山梨県	2,276	2,276			558,541	1,292
長野県	3,725	3,698	1	26	621,938	2,503
岐阜県	4,950	4,827	60	63	672,687	2,365
静岡県	5,111	5,108		3	2,005,085	4,453
愛知県	9,774	9,649	68	57	2,884,271	8,734
三重県	3,690	3,595	30	65	382,512	3,508
滋賀県	2,030	1,953	38	39	162,656	1,277
京都府	2,032	1,755	242	35	1,820,792	1,341
大阪府	2,058	1,742	265	51	679,417	1,405
兵庫県	5,791	5,396	247	148	2,467,276	4,377
奈良県	1,429	1,371	47	11	364,765	1,000
和歌山県	1,206	1,144	42	20	469,051	1,090
鳥取県	2,014	1,896	62	56	122,323	1,192
島根県	1,361	1,193	19	149	107,772	784
岡山県	2,644	2,206	24	414	238,897	593
広島県	2,709	2,569	90	50	478,306	2,668
山口県	3,805	3,562	41	202	540,340	1,312
徳島県	2,272	2,151	14	107	367,766	2,119
香川県	2,707	2,373	23	311	212,733	678
愛媛県	2,638	2,557	71	10	829,422	2,587
高知県	1,918	1,820	27	71	376,332	1,424
福岡県	3,768	3,311	402	55	285,700	3,409
佐賀県	1,216	1,183	12	21	131,610	427
長崎県	2,020	1,946	7	67	364,805	779
熊本県	2,446	2,291	22	133	738,833	1,578
大分県	3,498	3,485	10	3	799,051	2,272
宮崎県	2,065	1,988		77	260,478	1,237
鹿児島県	3,575	3,506	32	37	652,906	2,527
沖縄県	100	91		9	7,737	23
合計	142,759	134,265	2,821	5,673	36,820,485	99,333

表 地域の自主防災組織の状況（その3）

（平成22年4月1日現在）

都道府県	市区町村数	地域防災計画において自主防災組織について規定している市区町村数	自主防災組織の設置に関する条例等を有する市区町村数		自主防災組織連合体を有する市区町村数
			条例・規則	要綱	
北海道	179	98	2	16	13
青森県	40	36		3	1
岩手県	34	33		2	12
宮城県	35	29	1	8	17
秋田県	25	20		3	6
山形県	35	28		11	10
福島県	59	48	4	6	8
茨城県	44	38	1	12	5
栃木県	27	26		1	3
群馬県	35	28		6	7
埼玉県	64	62	1	12	18
千葉県	54	45	5	23	4
東京都	62	51	5	33	19
神奈川県	33	31	1	11	11
新潟県	30	27	1	8	5
富山県	15	15	1	4	4
石川県	19	18	2	5	4
福井県	17	16	1	7	4
山梨県	27	26	1	7	3
長野県	77	54	3	10	10
岐阜県	42	36		12	7
静岡県	35	31	3	5	16
愛知県	57	52	1	35	18
三重県	29	23	1	2	9
滋賀県	19	19	1	6	2
京都府	26	23	1	13	3
大阪府	43	38		24	20
兵庫県	41	35	2	17	9
奈良県	39	29	1	7	2
和歌山県	30	25	1	9	9
鳥取県	19	16		4	5
島根県	21	17		1	4
岡山県	27	20	1	7	5
広島県	23	21	1	9	2
山口県	19	17	2	5	1
徳島県	24	19		5	11
香川県	17	12		5	5
愛媛県	20	19		4	8
高知県	34	28	1	13	6
福岡県	60	29		5	6
佐賀県	20	16		2	
長崎県	21	17		6	2
熊本県	45	29		4	1
大分県	18	14		2	2
宮崎県	26	16		2	4
鹿児島県	43	38	2	3	5
沖縄県	41	21		1	1
合計	1,750	1,389	47	396	327

表 地域の自主防災組織の状況（その4）

（平成22年4月1日現在）

都道府県	消防署・消防団との関係 (市区町村数)			リーダーの育成・指導研修(市区町村数)									
	平常時 訓練指 導に当 たる	災害時には 消防署・団 の下部組織 として活動	災害時に は独自の 判断に よる活動	育成・指導研修の主体					育成・指導研修の方法				
				消 防 本 部 消防署	消防団	市町村 の防災 主管課	警 察	その他	訓練を 通じて	パンフレット 手引書等 の活用	講演会 映画会 懇談会	リーダー 研修会を 開催	その他
北海道	42	30	56	45	12	48	1	8	58	47	31	18	8
青森県	33	20	24	24	7	18		1	28	19	14	10	1
岩手県	26	20	16	27	21	20	1	3	27	16	16	14	7
宮城県	29	17	22	27	13	25		1	32	21	25	25	5
秋田県	17	15	17	16	13	20		2	18	16	12	12	
山形県	24	10	25	19	14	21	1	5	25	18	19	14	1
福島県	40	30	29	37	37	41	2	2	51	29	28	22	6
茨城県	32	14	31	20	8	27		5	28	19	7	8	4
栃木県	20	9	20	20	10	16		1	19	18	10	3	1
群馬県	14	9	18	12	9	15		1	15	16	11	2	1
埼玉県	51	18	46	26	12	41	1	8	38	29	29	17	4
千葉県	37	14	39	19	9	34		2	30	27	15	12	
東京都	50	6	41	36	22	46	6	4	50	34	37	29	3
神奈川県	28	4	22	13	7	28	3	3	22	20	22	27	4
新潟県	16	5	25	12	11	26		3	19	15	14	13	5
富山県	12	7	11	10	6	11	1	4	12	8	10	9	2
石川県	18	16	14	17	12	12		2	18	11	9	6	3
福井県	15	8	12	15	5	12		1	16	8	5	11	
山梨県	19	9	14	11	10	20	2	6	21	18	13	10	2
長野県	46	31	32	26	28	33		4	42	28	25	13	4
岐阜県	28	15	24	26	25	29	1	3	33	20	21	15	1
静岡県	27	8	20	19	15	34	1	1	32	33	29	26	3
愛知県	45	5	37	24	8	38		1	40	29	22	27	2
三重県	25	12	18	17	14	24		4	25	21	21	13	
滋賀県	17	11	15	13	13	17		1	17	12	14	9	1
京都府	20	10	15	14	12	14		2	19	13	11	10	3
大阪府	35	5	30	23	8	29		6	34	28	26	20	6
兵庫県	36	13	29	26	21	28		3	38	32	27	24	4
奈良県	23	10	16	11	10	19		6	16	18	11	7	5
和歌山県	17	5	20	10	9	18	1	2	17	11	13	5	1
鳥取県	14	10	9	8	9	14		1	13	8	9	7	
島根県	14	9	13	8	8	12	1		14	8	9	4	
岡山県	21	11	15	21	15	17	1	6	20	17	21	10	2
広島県	18	4	13	14	7	12		1	15	13	8	9	
山口県	12	5	16	12	6	17	2	3	16	10	9	8	2
徳島県	17	6	13	8	6	15		5	14	8	9	6	4
香川県	13	5	7	11	3	10		1	12	8	8	5	3
愛媛県	17	1	13	11	6	14		4	13	8	9	12	1
高知県	22	8	23	14	17	21		4	22	13	17	11	
福岡県	19	12	21	13	9	11	1	6	16	10	10	7	3
佐賀県	6	3	12	7	4	12		4	7	6	3	4	6
長崎県	11	8	14	9	11	10		3	14	7	4	1	1
熊本県	23	18	31	18	18	24			24	18	10	5	3
大分県	12	7	14	10	7	11			11	8	8	2	
宮崎県	13	8	12	8	14	19	1	1	17	17	7	4	1
鹿児島県	30	22	25	28	21	33	4	5	34	27	12	13	4
沖縄県	9	6	8	9	3	5	1	1	10		4		1
合計	1,113	529	997	824	565	1,021	32	140	1,112	820	704	539	118

表 地域の自主防災組織の状況（その5）

（平成22年4月1日現在）

都道府県	平常時の任務とされている活動項目別組織数					災害時の任務とされている活動項目別組織数						
	防災訓練	防災知識の啓発	活動範囲内の防災巡視	バケツ、消火器等の配布又は共同購入	その他	災害危険箇所等の巡視	情報の収集・伝達	初期消火	負傷者等の救出・救護	住民の避難誘導	給食給水	その他
北海道	3,016	3,070	2,722	282	2,342	2,579	3,277	3,026	2,982	3,168	2,896	2,249
青森県	449	367	196	40	23	67	332	361	286	333	381	26
岩手県	1,533	1,508	1,152	457	253	859	1,201	1,279	1,252	1,239	1,278	422
宮城県	4,291	4,145	3,693	956	851	3,192	3,581	4,036	3,621	3,433	3,632	500
秋田県	2,036	2,129	1,791	816	340	1,571	2,256	2,017	1,513	1,943	1,887	332
山形県	2,602	2,485	2,232	910	510	2,076	2,726	2,815	2,668	2,691	2,604	740
福島県	1,998	2,162	1,938	234	65	1,965	2,126	2,234	2,028	2,167	1,377	69
茨城県	2,268	2,103	1,246	665	293	1,307	2,004	1,986	1,934	1,924	2,010	261
栃木県	1,535	1,687	1,118	644	29	615	1,398	2,186	1,323	1,442	1,579	417
群馬県	905	1,040	823	265	390	706	1,145	1,291	866	965	1,025	388
埼玉県	4,507	4,419	2,743	2,382	732	2,451	4,371	4,576	4,419	4,420	3,832	283
千葉県	4,435	4,220	3,699	2,960	464	3,773	4,433	4,674	4,478	4,600	4,134	528
東京都	6,387	5,368	3,749	1,311	789	3,597	5,879	5,721	5,537	5,735	5,577	2,000
神奈川県	7,249	6,843	5,518	4,554	3,290	6,245	7,249	7,249	7,052	7,038	6,504	4,572
新潟県	4,027	3,915	2,578	1,425	482	2,369	3,990	3,339	3,582	3,628	3,109	1,137
富山県	1,478	1,379	1,362	581	662	1,397	1,657	1,625	1,528	1,565	1,390	329
石川県	1,034	872	880	278	149	571	855	1,248	984	1,027	534	201
福井県	2,546	2,071	2,161	1,540	275	725	2,178	2,578	2,019	2,080	1,886	
山梨県	2,276	1,537	1,231	683	331	1,368	2,265	2,238	2,118	2,276	1,803	422
長野県	3,480	3,008	1,961	1,216	191	2,244	3,300	3,458	3,356	3,350	2,553	720
岐阜県	4,892	4,005	2,233	1,217	273	2,951	4,584	4,893	4,480	4,863	4,076	2,068
静岡県	5,111	4,951	3,178	2,466	1,298	4,178	5,111	5,087	5,056	4,822	4,731	1,430
愛知県	9,743	9,400	3,535	7,071	2,114	3,041	9,351	9,704	9,531	9,545	9,235	7,336
三重県	3,618	3,255	2,313	1,505	372	1,558	3,441	3,458	3,432	3,521	2,280	290
滋賀県	1,725	1,490	1,465	877	394	1,083	1,557	1,808	1,562	1,634	1,482	304
京都府	1,194	1,268	816	714	689	884	1,088	1,342	1,005	1,266	943	713
大阪府	1,781	1,732	856	390	633	785	1,741	1,796	1,943	1,726	1,636	295
兵庫県	5,415	5,080	4,329	1,695	1,040	4,011	5,394	5,363	5,062	5,115	3,807	926
奈良県	1,159	990	1,034	610	72	803	1,083	1,280	1,025	1,094	872	51
和歌山県	1,117	1,107	581	315	255	422	960	1,025	1,018	1,090	726	59
鳥取県	1,802	1,248	1,347	803	710	1,651	1,525	1,535	1,298	1,435	958	
島根県	911	894	489	375	350	492	681	1,047	836	677	487	340
岡山県	1,423	1,126	774	392	279	478	1,393	1,985	1,022	1,428	1,455	82
広島県	2,639	2,633	2,564	383	2,158	2,472	2,620	2,631	2,581	2,659	2,500	2,127
山口県	1,896	2,319	1,655	897	63	1,691	3,395	2,101	1,774	1,549	1,367	32
徳島県	1,995	1,908	1,054	149	940	1,855	2,019	2,196	2,049	2,069	1,785	1,050
香川県	2,541	2,338	1,723	330	1,059	1,566	2,345	2,364	1,987	2,407	1,739	1,059
愛媛県	2,443	2,550	2,024	1,282	772	1,775	2,630	2,549	2,549	2,549	2,505	772
高知県	1,739	1,601	1,235	466	111	1,141	1,600	1,617	1,508	1,608	1,106	150
福岡県	3,529	3,471	3,473	115	163	3,485	3,515	3,587	3,472	3,525	3,404	3,148
佐賀県	509	509	863	58	70	477	554	403	235	739	222	2
長崎県	1,381	1,617	935	425	127	1,079	1,781	1,531	1,396	1,730	793	163
熊本県	2,003	1,693	1,725	879	103	1,764	2,023	1,900	1,724	1,913	1,155	102
大分県	2,865	2,794	1,955	457		2,298	2,757	2,940	2,565	2,770	1,857	216
宮崎県	1,534	1,268	1,405	627	229	1,697	1,649	1,777	1,590	1,628	1,111	16
鹿児島県	2,988	2,578	2,125	686	175	2,706	2,856	2,829	2,358	2,867	2,293	629
沖縄県	44	21	61	1	4	76	34	93	33	62	15	9
合計	126,049	118,174	88,540	47,384	26,914	86,096	123,910	126,778	116,637	121,315	104,531	38,965

表 地域の自主防災組織の状況（その6）

（平成22年4月1日現在）

都道府県	平常時の活動延べ回数					災害時の活動延べ回数						
	防災訓練	防災知識の啓発	活動範囲内の防災巡視	バケツ、消火器等の配布又は共同購入	その他	災害危険箇所等の巡視	情報の収集・伝達	初期消火	負傷者等の救出・救護	住民の避難誘導	給食給水	その他
北海道	2,694	2,511	2,300	29	2,247	1,941	1,982	1,998	2,003	1,992	1,983	1,961
青森県	255	362	395	6	99	4	5	5	2	6	6	
岩手県	768	817	566	90	193	83	86	69	19	64	53	28
宮城県	3,676	3,949	2,960	252	83	961	579	229	247	367	229	
秋田県	1,049	1,148	1,601	685	541	32	163	81	5	52	19	
山形県	1,029	1,032	711	119	48	50	205	257	220	218	216	8
福島県	783	884	954	48	51	135	142	99	4	44	43	
茨城県	1,626	1,203	867	55	411	129	341	336	314	313	212	
栃木県	468	1,176	3,151	115	8			21	1	2	18	
群馬県	335	244	239	50	84	38	23	80	10	9	35	
埼玉県	4,008	2,742	3,672	753	2,984	3	256	23	10	13	13	
千葉県	2,563	2,387	856	218	123	197	235	291	218	254	162	72
東京都	5,333	3,928	2,227	762	432	866	1,455	1,445	1,445	1,585	1,257	598
神奈川県	6,021	4,566	4,116	3,872	3,272	956	1,038	1,061	1,060	1,004	516	480
新潟県	2,540	1,084	666	171	82	1	1	11				13
富山県	508	411	1,047	23		160	165	11	4	9	10	
石川県	830	443	634	94	299	5	138	209	114	138	16	40
福井県	2,352	985	1,415	653	38	703	872	466	436	439	318	
山梨県	1,692	1,181	560	217	158	157	478	388	163	538	39	
長野県	2,761	2,091	839	378	22	556	1,200	1,435	1,081	1,199	683	336
岐阜県	2,377	1,596	1,162	151	51	39	521	855	512	759	160	5
静岡県	6,946	4,021	3,311	962	665	854	1,906	1,475	1,362	1,771	1,454	124
愛知県	10,822	9,730	1,087	1,171	545	455	695	1,095	735	579	495	49
三重県	2,745	2,291	1,392	932	159	121	1,148	1,165	1,091	1,229	253	
滋賀県	1,468	1,706	4,602	506	1,106	67	158	242	100	153	78	2
京都府	907	744	564	238	422	217	265	209	77	236	55	448
大阪府	1,309	770	195	52	321	82	89	36	8	13	24	
兵庫県	5,352	3,393	1,658	493	623	311	374	230	150	232	11	30
奈良県	868	738	970	349	29	114	218	238	224	215	69	
和歌山県	557	504	271	33	24	2,860	202	81	60	205	154	
鳥取県	1,545	660	1,342	214	581	244	170	186	171	172	170	
島根県	726	732	307	239	88	58	36	32	18	21	18	32
岡山県	533	658	410	65	182	40	35	343	16	18	31	
広島県	2,066	2,556	194	44	1,266	56	47	11	8	27	41	1
山口県	463	1,050	1,768	31	96	335	2,127	48	48	65	17	61
徳島県	825	746	176	10	86	67	83	158	154	160	13	
香川県	766	733	325	12	190	119	119	130	123	119	120	
愛媛県	1,989	1,105	661	168	341	23	99	76	65	103	59	
高知県	843	522	202	145	75	72	166	165	128	237	30	
福岡県	708	659	334	3	42	83	225	49	1	26	7	
佐賀県	272	296	298		59	318	155	28	76	86	76	2
長崎県	244	192	86	30	54	131	111	44	7	7	7	
熊本県	1,675	1,412	1,315	998	43	201	376	153	80	139	48	3
大分県	399	386	341	1		108	119	126	105	122	109	7
宮崎県	866	1,072	1,016	578	199	744	762	570	519	524	515	16
鹿児島県	923	1,170	907	131	63	180	445	81	69	136	72	31
沖縄県	34	16	40			29	3	13		4	1	
合計	89,519	72,602	54,710	16,146	18,485	14,905	20,018	16,354	13,263	15,604	9,915	4,347

表 地域の自主防災組織の状況（その7）

（平成22年4月1日現在）

都道府県	資 機 材 の 保 有 状 況（組織数）									
	消火器・バケツ等初期消火用資機材	情報連絡用資機材		ジャッキ・パール等救助用資機材	テント、担架等の避難・救出用資機材	土のう用袋、かけや等の水防用資機材	救急医療用セットろ水器等の救護用資機材	ヘルメット、防火衣等個人装備品	ビデオ装置等の防災知識普及用資機材	可・搬・式動力ポンプ
		携帯用無線	ハンドマイク							
北海道	2,171	80	313	2,313	2,233	95	2,311	469	11	191
青森県	123	23	118	112	117	21	118	126	14	105
岩手県	534	27	643	394	233	79	482	693	18	183
宮城県	2,353	92	2,610	764	1,448	1,166	1,756	1,029	23	165
秋田県	830	39	652	249	499	64	460	634	12	140
山形県	1,200	204	1,194	276	1,105	165	789	1,079	34	206
福島県	778	18	1,209	489	666	512	496	594	4	61
茨城県	1,713	182	1,114	653	1,061	266	869	1,490	36	230
栃木県	623	115	668	311	590	55	321	669	10	48
群馬県	549	51	524	213	237	278	215	494	1	130
埼玉県	2,892	680	2,216	2,290	2,462	836	2,025	2,659	27	453
千葉県	3,035	405	3,309	2,679	2,807	1,395	3,458	3,735	5	262
東京都	3,627	905	5,067	3,791	4,401	1,271	3,724	4,583	20	2,577
神奈川県	2,954	1,173	3,575	3,010	3,032	2,047	3,139	3,589	40	290
新潟県	1,474	772	1,816	1,512	2,245	1,012	1,492	1,946	497	118
富山県	1,078	103	697	878	768	452	593	973	22	166
石川県	447	10	212	210	128	113	105	490	2	655
福井県	596	24	269	344	367	233	130	558	15	794
山梨県	1,520	367	1,228	900	1,460	538	712	1,142	16	467
長野県	1,498	224	1,359	752	1,031	920	821	2,358	158	367
岐阜県	2,041	21	1,588	929	747	366	399	2,804	5	458
静岡県	4,755	2,685	4,625	4,768	4,793	3,677	4,661	4,423	297	3,905
愛知県	7,665	436	9,127	2,663	4,067	1,515	2,263	9,227	7	760
三重県	2,292	686	2,024	2,537	2,301	586	2,006	2,298	4	453
滋賀県	955	120	462	781	563	189	281	1,174	201	951
京都府	1,048	51	493	587	522	500	120	535	36	113
大阪府	929	451	784	1,251	1,127	234	1,078	1,242	176	514
兵庫県	4,580	615	3,547	3,789	2,927	3,378	2,455	3,643	264	899
奈良県	779	52	232	361	298	248	243	430	17	128
和歌山県	360	132	322	493	449	261	315	399	17	21
鳥取県	956	15	151	152	153	216	168	381		589
島根県	534	12	322	319	344	317	349	379	10	102
岡山県	309	24	520	170	207	158	185	324	3	146
広島県	507	86	480	236	261	241	160	692	33	26
山口県	159	66	318	142	138	109	59	301	22	51
徳島県	572	7	352	431	191	91	93	425	3	59
香川県	1,822	39	1,303	1,323	1,649	1,342	1,224	945		87
愛媛県	1,069	26	1,473	1,741	1,528	256	317	1,076	2	9
高知県	1,121	186	800	1,098	821	718	821	893	3	122
福岡県	504	6	414	275	1,190	232	80	3,279	5	69
佐賀県	126		45	19	37	31	18	281		5
長崎県	660	23	1,182	11	716	263	658	479	65	42
熊本県	436	17	440	13	57	164	57	769	1	57
大分県	577	261	624	14	142	106	222	279	2	13
宮崎県	877	189	1,009	455	884	182	336	1,003	11	119
鹿児島県	449	37	1,200	197	583	284	209	1,115	9	111
沖縄県	33	2	57	34	26	1	50	20	18	9
合計	66,110	11,739	62,687	46,929	53,611	27,183	42,843	68,126	2,176	17,426

4-2 関連法令集

1. 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第8条第2項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

[条文の解説]

1 「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」とは、具体的には自治会、町内会などを構成単位とする自主防災組織である。これらの組織は、現行制度上は市町村の組織ではないが、事実上市町村と住民の間の意志疎通機関等として機能しているものが多い。災害に際しては、警報の伝達、避難の指示、物資の配分その他の災害応急対策に効果的な働きをしているものが多いが、このような自発的な防災組織の育成を市町村に義務づけている。

2 自主防災組織とは、防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分達の地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害時には、災害による被害を防止し、軽減するため、初期消火、避難誘導、炊き出し等の活動を行う組織、いわば実動部隊としての役割を期待されているものである。

3 なお、自主防災組織とボランティアとの差異は、自主防災組織がもっぱら自分たちの地域は自分たちで守ろうという自衛的な組織であるのに対し、ボランティアは、自分たちの地域に限らず他人に対して奉仕活動等を行うものであるところにある。

(住民等の責務)

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

[条文の解説]

- 1 「住民」とは、自然人のみならず法人も含まれる。
- 2 「自ら災害に備えるための手段を講ずる」とは、災害予防に関する住民の責務を明らかにしたものであり、例えば、防災についての知識を身につけること、非常持出品の用意や備蓄品の点検、家具等の転倒防止等が挙げられる。
- 3 「防災に寄与」とは、災害の発生の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に積極的に応ずること、例えば、防災訓練への参加、災害を発見した場合の通報、避難についての協力、応急措置への協力等が考えられる。また、自主防災組織に参加してその活動に加わることも防災に寄与することに含まれる。

(施策における防災上の配慮等)

第8条

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一～十二 (省略)

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

十四～十八 (省略)

[条文の解説]

- 1 第二項第十三号では、ボランティア団体との連携、登録・研修制度、災害時におけるボランティアの受付・調整等の受け入れ体制の確保、ボランティア活動拠点の確保・提供、自主防災組織の資機材の充実、自主防災組織の活動拠点の整備、自主防災組織のリーダーの育成、優良企業等に対する表彰等を行うよう努めるべきことを規定している。

- 2 「その他国民の自発的な防災活動」とは、例えば、企業が顧客や従業員を守るための活動、輸送・炊き出し・施設の開放等の企業による社会貢献活動、個人や企業による義援金・義援物資の提供、商工会・組合等公共的団体等の防災活動等である。
- 3 消防庁は、自主防災活動の実施にあたって活用できる冊子・教本・防災教材等の作成、自主防災の育成指導に当たる地方公共団体職員を対象とする講習会の開催、防災まちづくり大賞の後援や優良少年消防クラブの表彰、災害ボランティアの活動環境の整備（行政との関わり、人材育成等）に関する検討等を行うなど、住民の自発的な防災活動の促進に係る様々な施策を展開している。

2. 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）

（消防庁の任務及び所掌業務）

第 4 条 消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に関し広域的に対応する必要がある事務その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とする。

2 消防庁は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十六 省略

二十七 住民の自主的な防災組織が行う消防に関する事項

二十八 省略

（教育訓練の機会）

第 52 条 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

2 国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成 16 年法律第 112 号)

(国民の協力等)

第 4 条 国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 5 条第 2 項の自主防災組織をいう。以下同じ。）及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

第 173 条 国民は、この法律の規定により緊急対処保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織及びボランティアにより行われる緊急対処保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

[条文の解説]

1 国民保護法では、同法の規定による「国民の保護のための措置」及び「緊急対処保護措置」の実施に関して、国や地方公共団体が国民に協力を要請できる場合として、① 避難に関する訓練への参加、② 避難住民の誘導の援助、③ 救援の援助、④ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の当該武力攻撃災害への対処に関する措置の援助、⑤ 住民の健康の保持又は環境衛生の確保の援助を規定している。

2 国や地方公共団体が協力を要請した場合でも、これに応ずるか否かについては任意であって義務ではないが、国民においては必要な協力をするのが期待される。

なお、国や地方公共団体から要請がない場合であっても、国民の自発的な協力が期待されることは言うまでもない。

3 「強制」とは、国民の自由な意思を拘束し、協力の要請に対し、それを拒否できないような状況に置くことである。

4 国民保護法における自主防災組織及びボランティアにより行われる措置に資するための自発的な活動に対する国及び地方公共団体の支援の内容としては、活動場所の提供や必要な情報の提供等を考えているが、その活動内容を踏まえた財政的な支援も想定される。

4-3 防災に関する情報

1. 防災に関する情報を得るために

以下のホームページでは、防災に関する情報や自主防災組織の活動に関する情報を発信している。

（国が発信する防災情報）

- ・ 消防庁 (<http://www.fdma.go.jp/>)
- ・ 内閣府（防災情報 <http://www.bousai.go.jp/>）

（関係機関が発信する防災情報）

- ・ 財団法人 消防科学総合センター (<http://www.isad.or.jp/>)
- ・ 独立行政法人 防災科学技術研究所 (<http://www.bosai.go.jp/>)

（自主防災組織等の活動や事例について）

- ・ 防災まちづくり大賞（財団法人 消防科学総合センター <http://www.isad.or.jp/>）
- ・ 消防防災博物館（財団法人 消防科学総合センター <http://www.bousaihaku.com/>）
- ・ 防災まちづくりポータルサイト
（内閣府 <http://www.udri.net/portal/index.htm>）

（防災に関するe-ラーニング）

- ・ e-カレッジ（消防庁 <http://www.e-college.fdma.go.jp/>）

（災害に関する経験と教訓について）

- ・ 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター (<http://www.dri.ne.jp/>)
- ・ 中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」
(<http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/kyoukun/>)

2. 消防庁及び都道府県自主防災組織所管課一覧

平成 23 年 2 月現在

	担当課	電話	FAX	ホームページアドレス
消防庁	国民保護・防災部 防災課	03-5253-7525	03-5253-7535	http://www.fdma.go.jp/

(都道府県)

	担当課	電話	FAX	ホームページアドレス (防災ページ又はトップページ)
1	北海道 総務部危機対策局 危機対策課	011-204-5008	011-231-4314	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/
2	青森県 総務部防災消防課	017-734-9088	017-722-4867	http://www.bousai.pref.aomori.jp/
3	岩手県 総務部総合防災室	019-629-5153	019-629-5174	http://www.pref.iwate.jp/
4	宮城県 総務部危機対策課	022-211-2376	022-211-2398	http://www.pref.miyagi.jp/kikitaisaku/
5	秋田県 総務部総合防災課	018-860-4564	018-824-1190	http://www.pref.akita.lg.jp/
6	山形県 生活環境部危機管理・ くらし安心局危機管理課	023-630-2231	023-633-4711	http://www.pref.yamagata.jp/bosai/
7	福島県 生活環境部 災害対策課	024-521-7194	024-521-7920	http://www.cms.pref.fukushima.jp/
8	茨城県 生活環境部 消防防災課	029-301-2885	029-301-2898	http://www.pref.ibaraki.jp/
9	栃木県 県民生活部 消防防災課	028-623-2136	028-623-2146	http://www.pref.tochigi.lg.jp/
10	群馬県 総務部危機管理室	027-226-2245	027-221-0158	http://www.pref.gunma.jp/05/a5510001.html
11	埼玉県 危機管理防災部 消防防災課	048-830-3181	048-830-4779	http://www.pref.saitama.lg.jp/
12	千葉県 防災危機管理監 防災危機管理課	043-223-2176	043-222-5208	http://www.pref.chiba.lg.jp/seikatsu-fukushi/seikatsu/bousai/
13	東京都 総務局総合防災部 防災管理課	03-5388-2528	03-5388-1270	http://www.bousai.metro.tokyo.jp/
14	神奈川県 安全防災局危機管理部 災害対策課	045-210-3425	045-210-8829	http://www.pref.kanagawa.jp/
15	新潟県 防災局防災企画課	025-282-1606	025-282-1607	http://www.pref.niigata.lg.jp/bosai/
16	富山県 知事政策局 防災・危機管理課	076-444-3187	076-432-0657	http://www.pref.toyama.jp/
17	石川県 総務部危機管理監室 危機対策課	076-225-1482	076-225-1484	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/
18	福井県 安全環境部 危機対策・防災課	0776-20-0308	0776-22-7617	http://www.pref.fukui.jp/
19	山梨県 総務部消防防災課	055-223-1432	055-223-1439	http://www.pref.yamanashi.jp/bosai/
20	長野県 危機管理部 危機管理防災課	026-235-7184	026-233-4332	http://www.pref.nagano.lg.jp/kikikan/saigai.htm

		担当課	電話	FAX	ホームページアドレス (防災ページ又はトップページ)
21	岐阜県	防災課	058-272-1125	058-271-4119	http://www.pref.gifu.lg.jp/bosai-bohan/
22	静岡県	危機管理部 危機情報課	054-221-3366	054-221-3252	http://www.pref.shizuoka.jp/
23	愛知県	防災局 防災危機管理課	052-954-6191	052-954-6911	http://www.pref.aichi.jp/bousai/
24	三重県	防災危機管理部 地震対策室	059-224-2185	059-224-2199	http://www.bosaimie.jp/
25	滋賀県	防災危機管理局	077-528-3432	077-528-4994	http://www.pref.shiga.jp/bousai/
26	京都府	府民生活部 危機管理・防災課	075-414-4472	075-414-4477	http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/
27	大阪府	政策企画部 危機管理室	06-6944-6183	06-6944-6654	http://www.pref.osaka.jp/
28	兵庫県	企画県民部 災害対策局消防課	078-362-9821	078-362-9915	http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate2_205.html
29	奈良県	総務部知事公室安全・安心まちづくり推進課	0742-27-8576	0742-27-5280	http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1828.htm
30	和歌山県	総務部危機管理局 総合防災課	073-441-2271	073-422-7652	http://www.pref.wakayama.lg.jp/
31	鳥取県	防災局防災チーム	0857-26-7873	0857-26-8137	http://www.pref.tottori.lg.jp/bosaihp/
32	島根県	総務部消防防災課	0852-22-6380	0852-22-5930	http://www.pref.shimane.lg.jp/
33	岡山県	危機管理課	086-226-7293	086-225-4659	http://kikikanri.pref.okayama.jp/
34	広島県	危機管理監 消防保安課	082-513-2790	082-227-2122	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/
35	山口県	総務部 防災危機管理課	083-933-2367	083-933-2408	http://www.pref.yamaguchi.jp/
36	徳島県	危機管理部 南海地震防災課	088-683-2100	088-683-2002	http://anshin.pref.tokushimajp/home/
37	香川県	防災局危機管理課	087-832-3183	087-831-8811	http://www.pref.kagawa.lg.jp/bosai/
38	愛媛県	県民環境部防災局 危機管理課	089-912-2335	089-941-0119	http://www.pref.ehime.jp/bosai/
39	高知県	危機管理部 地震・防災課	088-823-9317	088-823-9253	http://www.pref.kochi.lg.jp/
40	福岡県	総務部 消防防災課	092-643-3113	092-643-3117	http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/
41	佐賀県	統括本部消防防災課	0952-25-7027	0952-25-7262	http://www.pref.saga.lg.jp/
42	長崎県	危機管理防災課	095-895-2143	095-821-9202	http://www.pref.nagasaki.jp/
43	熊本県	総務部 危機管理・ 防災消防室	096-333-2115	096-383-1503	http://cyber.pref.kumamoto.jp/bousai/
44	大分県	生活環境部 防災危機管理課	097-506-3155	097-533-0930	http://www.pref.oita.jp/site/bosaiizen/

		担当課	電話	FAX	ホームページアドレス (防災ページ又はトップページ)
45	宮崎県	総務部危機管理局 危機管理課	0985-26-7618	0985-26-7304	http://www.pref.miyazaki.lg.jp/
46	鹿児島県	危機管理局 危機管理防災課	099-286-2256	099-286-5519	http://www.pref.kagoshima.jp/
47	沖縄県	知事公室 防災危機管理課	098-866-2143	098-866-3204	http://www.pref.okinawa.jp/

(政令指定都市)

		担当課	電話	FAX	ホームページアドレス (防災ページ又はトップページ)
1	札幌市	危機管理対策室 危機管理対策課	011-211-3062	011-218-5115	http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/
2	仙台市	消防局警防部予防課	022-234-1111	022-234-1411	http://www.city.sendai.jp/
3	さいたま市	総務局危機管理部防災課	048-829-1126	048-829-1978	http://www.city.saitama.jp/
4	千葉市	市民局市民部 総合防災課	043-245-5151	043-245-5597	http://www.city.chiba.jp/
5	横浜市	消防局危機管理課	045-671-3456	045-641-1677	http://www.city.yokohama.jp/
6	相模原市	危機管理室	042-751-9128	042-751-9112	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/
7	川崎市	総務局危機管理室	044-200-2842	044-200-3972	http://www.city.kawasaki.jp/
8	新潟市	市民生活部危機管理 防災課	025-226-1143	025-224-0768	http://www.city.niigata.jp/
9	静岡市	経営管理局危機管理部 防災対策課	054-221-1248	054-251-5783	http://www.city.shizuoka.jp/
10	浜松市	総務部 危機管理課	053-457-2537	053-457-2530	http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/
11	名古屋市	消防局予防部予防課	052-972-3543	052-972-4196	http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/20-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html
12	京都市	消防局安全救急部 市民安全課	075-212-6692	075-252-6356	http://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/
13	大阪市	危機管理室	06-6208-7388	06-6202-3776	http://www.city.osaka.lg.jp/
14	堺市	危機管理室	072-228-7605	072-222-7339	http://www.city.sakai.osaka.jp
15	神戸市	消防局予防部予防課	078-322-5754	078-325-8525	http://www.city.kobe.lg.jp/
16	岡山市	消防局防災管理課	086-803-1082	086-234-7066	http://www.city.okayama.jp/soumu/bousai/
17	広島市	消防局予防部予防課	082-546-3476	082-249-1160	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/genre/000000000000/1001000000580/
18	北九州市	危機管理室地域防災課	093-582-2110	093-582-2112	http://www.city.kitakyushu.jp/
19	福岡市	市民局生活安全・危機対 策部防災・危機管理課	092-711-4056	092-733-5861	http://www.city.fukuoka.lg.jp/

3. 全国の主な防災センター施設一覧

都道府県	名称	電話	住所
北海道	札幌市民防災センター	011-861-1211	札幌市白石区南郷通 6 丁目北 2 番 1 号
北海道	江別河川防災ステーション	011-381-9177	江別市大川通 6
北海道	小樽市市民消防防災研修センター	0134-22-1517	小樽市天神 2 丁目 18 番 17 号
北海道	伊達市防災センター	0142-23-9119	伊達市松ヶ枝町 13 番地 1
北海道	釧路市民防災センター	0154-23-0425	釧路市南浜町 4 番 8 号
青森県	青森県防災教育センター	017-788-4221	青森市大字新城字天田内 183-3
岩手県	岩手県立総合防災センター	019-697-7741	紫波郡矢巾町藤沢 3-117-1
宮城県	登米市消防防災センター	0220-22-0119	登米市迫町森字平柳 25 番地
宮城県	気仙沼・本吉広域防災センター	0226-22-6688	気仙沼市字赤岩五駄鱈 43-2
秋田県	秋田県消防学校防災センター	0184-73-2850	由利本荘市岩城内道川字築館 1-1
山形県	山形県防災学習館	0235-66-4626	東田川郡三川町大字横山字堤 27-1
栃木県	栃木県防災館	028-674-4843	宇都宮市中里 248
埼玉県	埼玉県防災学習センター	048-549-2313	鴻巣市袋 30 番地
千葉県	千葉県西部防災センター	047-331-5511	松戸市松戸 558-3
東京都	東京消防庁消防博物館	03-3353-9119	新宿区四谷 3-10
東京都	東京消防庁本所防災館	03-3621-0119	墨田区横川 4-6-6
東京都	東京消防庁池袋防災館	03-3590-6565	豊島区西池袋 2-37-8
東京都	東京消防庁立川防災館	042-521-1119	立川市泉町 1156-1
東京都	新宿区立防災センター	03-5361-2460	新宿区市谷仲之町 2-42
東京都	品川区防災センター	03-5742-6697	品川区広町 2-1-36
東京都	目黒区防災センター地震の学習館	03-5723-8517	目黒区中央町 1-9-7
東京都	北区防災センター	03-3940-1811	北区西ヶ原 2-1-6
東京都	荒川区立防災センター	03-3803-8711	荒川区荒川 2-25-3
神奈川県	総合防災センター	046-227-1700	厚木市下津古久 280
神奈川県	横浜市民防災センター	045-312-0119	横浜市神奈川区沢渡 4-7
新潟県	佐渡市消防本部防災センター	0259-51-0123	佐渡市八幡 58
新潟県	燕・弥彦総合事務組合消防本部防災センター	0256-92-1119	燕市吉田浜首 408 番地 1
新潟県	糸魚川市消防本部防災センター	025-552-2311	糸魚川市南寺島 2 丁目 10 番 20 号
富山県	射水市防災センター	0766-82-8333	射水市本町二丁目 13 番 1 号
石川県	小松市民防災センター	0761-20-2706	小松市園町ホ 110-1
石川県	七尾鹿島防災学習センター	0767-53-0119	七尾市つつじが浜 3 番地 83
福井県	福井市防災センター	0776-20-5156	福井市和田東 2 丁目 2207 番地

都道府県	名称	電話	住所
山梨県	山梨県立防災安全センター	055-273-1048	中央市今福 991
長野県	長野市防災市民センター	026-227-8002	長野市大字鶴賀 1730-2
岐阜県	岐阜県広域防災センター	0586-89-4192	各務原市川島小網町 2151
静岡県	静岡県地震防災センター	054-251-7100	静岡市葵区駒形通 5 丁目 9 番 1 号
愛知県	愛知県防災教育センター	0561-53-2015	尾張旭市大字新居 5182-1393
愛知県	名古屋市港防災センター	052-651-1100	名古屋市港区港明 1-12-20
愛知県	豊田市防災学習センター	0565-35-9724	豊田市長興寺 5-17-1
愛知県	新城市防災学習ホール	0536-22-4822	新城市平井字新栄 83
京都府	京都市市民防災センター	075-662-1849	京都市南区西九条菅田町 7
京都府	舞鶴市防災センター	0773-65-0216	舞鶴市字浜 80 番地 4
大阪府	津波・高潮ステーション	06-6541-7799	大阪市西区江之子島 2 丁目 1-64
大阪府	大阪市立阿倍野防災センター	06-6643-1031	大阪市阿倍野区阿倍野筋 3 丁目 13 番 23 号
大阪府	東大阪市消防局防災学習センター	072-966-9998	東大阪市稲葉 1 丁目 1 番 9 号
兵庫県	人と防災未来センター	078-262-5050	神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2
兵庫県	神戸市民防災総合センター	078-743-3771	神戸市北区ひよどり北町 3-1
兵庫県	ひめじ防災プラザ	079-223-9977	姫路市三左衛門堀西の町 3 番地
奈良県	奈良市防災センター	0742-35-1106	奈良市八条 5 丁目 404 番地の 1
岡山県	岡山市西消防署・消防防災センター	086-256-1119	岡山市北区野殿西町 427-1
広島県	広島市総合防災センター	082-843-0918	広島市安佐北区倉掛二丁目 33 番 1 号
広島県	呉市防災センター	0823-74-1310	呉市広古新開 2 丁目 1-9
広島県	尾道市防災センター	0848-55-3113	尾道市東尾道 18 番地 2
山口県	山口県大島防災センター	0820-79-1133	大島郡周防大島町大字久賀 5066-5
徳島県	徳島県立防災センター	088-683-2000	板野郡北島町鯛浜字大西 165
香川県	香川県防災センター	087-881-0567	高松市生島町 689-11
香川県	三観広域防災センター	0875-24-0119	観音寺市坂本町一丁目 1 番 7 号
香川県	高松市民防災センター	087-815-0126	高松市多肥下町 1530 番地 16
愛媛県	松山市防災センター	089-911-1881	松山市萱町 6 丁目 30 番地 5
愛媛県	東温市防災センター	089-964-5210	東温市横河原 1376
福岡県	福岡市民防災センター	092-847-5990	福岡市早良区百道浜 1-3-3
熊本県	熊本市広域防災センター	096-363-0265	熊本市大江 3 丁目 1-3
宮崎県	宮崎県東児湯消防組合防災センター	0983-22-1361	児湯郡高鍋町大字上江 4526
鹿児島県	鹿児島県防災研修センター	0995-64-5251	始良市平松 6252 番地
沖縄県	防災研修センター	098-929-0901	沖縄市美里 5-29-1

資料編5 改訂経過

5-1 改訂経過

本手引における策定経過は次のとおり。

なお、ここに掲げているのは平成19年3月の改訂の経緯であり、その後、平成23年3月にも改訂を実施している。

《 時 期 》	《 策 定 経 過 (実 施 内 容) 》
平成18年 8月 17日	「自主防災組織の手引」改訂委員 委嘱状交付
9月 6日	「自主防災組織の手引」改訂委員会 第1回会議開催 (場所：経団連会館) ○ 議事案件 1) 改訂の趣旨 2) 改訂内容のポイントについて
12月 14日	「自主防災組織の手引」改訂委員会 第2回会議開催 (場所：経団連会館) ○ 議事案件 1) 第1回会議の議事概要について 2) 改訂版「自主防災組織の手引」素案について 3) 事例について 4) 資料編について
平成19年 3月 6日	「自主防災組織の手引」改訂委員会 第3回会議開催 (場所：経団連会館) ○ 議事案件 1) 第2回会議の議事概要について 2) 改訂版「自主防災組織の手引」素案について

5-2 改訂委員会設置要綱

「自主防災組織の手引」改訂委員会 設置要綱

1 目的

現行の「自主防災組織の手引-コミュニティと防災-」は発行（平成14年度）から数年経過しており、その間、新潟県中越地震や平成16年に多発した風水害、平成18年豪雪等災害が相次いで発生し、防災情報の伝達や災害時要援護者対策等の課題も出てきている。また、消防庁では自主防災組織等の地域コミュニティを核に消防団等地域の様々な団体と連携し防災活動等を行う「地域安心安全ステーション」事業を展開し自主防災組織の新しい取組みを進めており、さらに、地域における防災力の向上には、地域防災の要である消防団との連携が特に欠かせないことから、消防団との連携のあり方について検討することが必要になっている。

そうした課題を踏まえ、最近の地域防災、自主防災組織を巡る情勢の変化等を「手引」に盛り込むことにより、自主防災活動のさらなる活性化を進め、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

2 検討項目

委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 地域安心安全ステーション事業に関する事項
- (2) 消防団との連携に関する事項
- (3) その他、最近の自主防災組織の活動等を踏まえた事項

3 組織

- (1) 委員会の委員は、学識経験者及び関係行政機関の職員等の中から総務省消防庁国民保護・防災部長が委嘱する。
- (2) 委員会の座長は、総務省消防庁国民保護・防災部長が委員の中から指名する。

4 運営

委員会における庶務は、株式会社ぎょうせいが行う。

5 雑則

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月6日から施行する。

5-3 委員会名簿

「自主防災組織の手引」改訂委員会 委員名簿

(肩書きは当時)

座長	室崎 益輝	総務省消防庁消防大学校消防研究センター所長
委員	阿出川 悟	東京消防庁指導広報部生活安全課長
	池上 三喜子	財団法人市民防災研究所理事・特別研究員
	金谷 裕弘	総務省消防庁国民保護・防災部防災課長
	黒田 洋司	財団法人消防科学総合センター主任研究員
	菅 磨志保	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター特任講師
	鈴木 治	三川地区安心ネットワーク会議自主防災隊指導員
	関 政彦	総務省消防庁消防大学校副校長
	古屋 陽一	春日井市総務部市民安全課長
	三島 康弘	鶴舞自主防災委員会委員長
	矢守 克也	京都大学防災研究所助教授
	渡辺 正明	町田市消防団長

(50音順、敬称略)

事務局	杉原 隆光	総務省消防庁国民保護・防災部防災課理事官
	所 健一郎	総務省消防庁国民保護・防災部防災課地域防災係長
	秋山 勝則	総務省消防庁国民保護・防災部防災課総務事務官
	菊池 壮太	株式会社ぎょうせい企画開発部開発課係長
	大森 康雄	株式会社ぎょうせい企画開発部開発課
	松 永 学	株式会社ぎょうせい総合研究所研究員

自主防災組織の手引

— コミュニティと安心・安全なまちづくり —

平成 19 年 3 月 30 日 発行

平成 23 年 3 月 30 日 改訂版発行

消防庁

(<http://www.fdma.go.jp/>)

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号

(問い合わせ先)

国民保護・防災部防災課

TEL. 03-5253-7525 FAX. 03-5253-7535
